





THE TOHO BANK REPORT 2007
contents

- ごあいさつ..... ①
- 平成19年3月期決算について
 - 業績ハイライト..... ②
- 地域を見つめ、地域とともに
 - 頭取メッセージ..... ④
 - 東邦銀行の計画..... ⑥
 - 私たちの主たる営業基盤である福島県とは..... ⑧
 - 地域密着型金融推進計画..... ⑨
 - 法人のお客さまへの取組み..... ⑩
 - 個人のお客さまへの取組み..... ⑬
- 経営管理態勢の強化に向けて
 - コーポレート・ガバナンス体制..... ⑯
 - 資産内容の健全化促進..... ⑳
- 地域社会への責任と貢献
 - CSRへの取組み..... ㉔
- コーポレートデータ..... ㉗
- 財務データ..... ㉘
- バーゼルII 第3の柱(市場規律)に基づく開示... ㉙
- 開示項目一覧..... ㉚

THE TOHO BANK
profile

設立	昭和16年11月4日
資本金	186億84百万円
総資産	2兆8,418億円
預金	2兆5,666億円
貸出金	1兆8,541億円
自己資本比率 (国内基準)	単体10.52%、連結10.58%
発行済株式総数	223,249千株
本店所在地	福島市大町3番25号
店舗数	本支店114ヵ店 (内、県内106ヵ店、県外8ヵ店)
従業員数	1,915人

平成19年3月31日現在

THE TOHO BANK
group



ごあいさつ



取締役会長 瀬谷俊雄



取締役頭取 北村清士

平素より、東邦銀行グループをお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、取締役会長に瀬谷俊雄、取締役頭取に北村清士がそれぞれ就任いたしました。当行は地域に根ざす銀行として、常にお客さまの目線に立ち質の高い金融サービスのご提供を目指して、役職員一同、新たな決意で取組んでまいります。

今後もより一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

皆さまに東邦銀行ならびにグループ各社をより一層ご理解いただき、また、身近にご利用いただくため、本年もディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌では当行の経営方針、業務内容、最近の業績などについて、わかりやすくご紹介しておりますので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

当行は平成18年4月より「地域における存在感、企業価値の向上」をメインテーマに掲げた中期経営計画「TOHO躍進プラン 2006」をスタートさせ、お客さま・地域からの信頼にお応えし、市場・株主の皆さまからも高く評価される金融グループを目指し、目標達成に向けた取組みを積極的に展開しております。

東邦銀行は、地域のお客さまの利便性の向上に努めますとともに、皆さまとともに歩む地域のリーディングバンクとして、地域社会の持続的発展に貢献してまいります。

平成19年7月

取締役会長 瀬谷俊雄

取締役頭取 北村清士

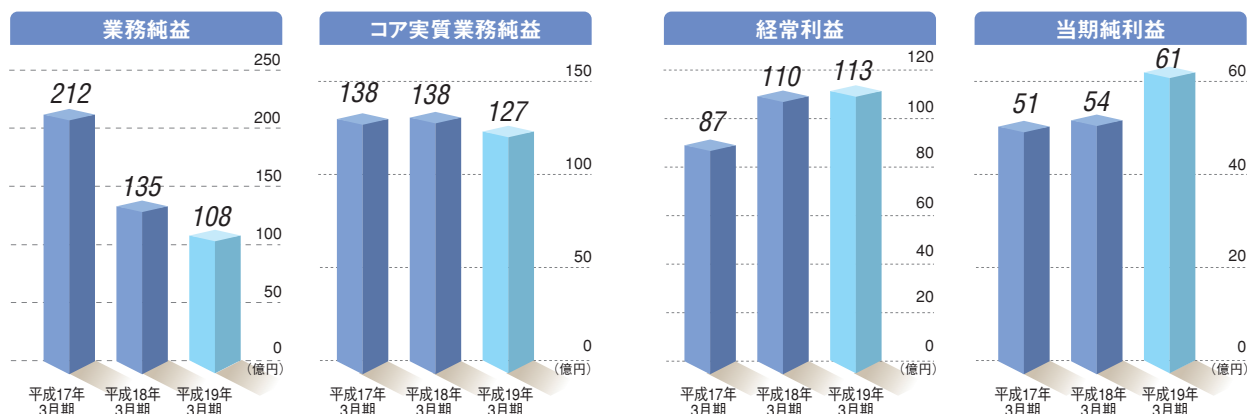
平成19年3月期決算について 業績ハイライト

業務純益・コア実質業務純益・経常利益・当期純利益

当期も貸出金の増強に鋭意取組んだほか、公共債・投資信託等の預かり資産の積極的な推進による役務取引等収益の増強に努め、経費の削減にも注力しました。さらに、経営改善・事業再生支援への積極的な取組みを通じ、資

産の健全化、不良債権の発生防止に努めました。

その結果、不良債権処理額が前期比減少したことなどから、経常利益は、前期比3億円増益の113億円、当期純利益は、前期比6億円増益の61億円となりました。



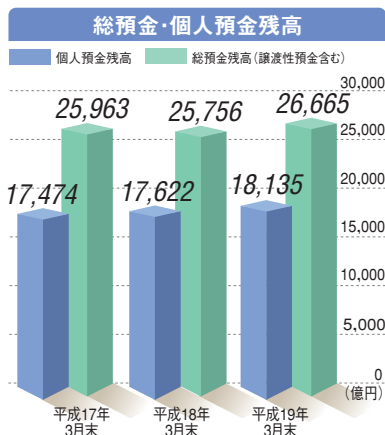
用語解説 THE TOHO BANK REPORT 2007

- 業務純益／銀行本来の業務（資金の運用・調達、サービスの提供など）でどれだけ利益をあげたかをあらわす銀行固有の指標で、一般企業の営業利益に相当します。
- コア実質業務純益／業務純益から一般貸倒引当金繰入額と債券関係損益の影響額を除いた利益です。

総預金・個人預金残高

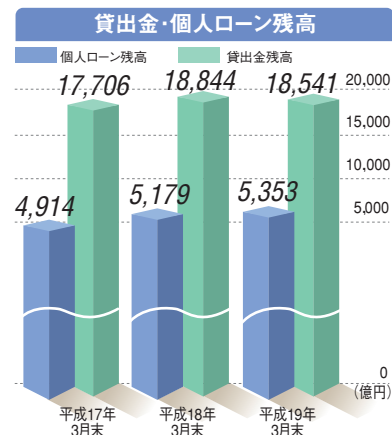
取引基盤の拡充に積極的に取組むとともに、お客さまの多様化する資金運用ニーズにお応えし、預金および預かり資産全体での増強を図りました。その結果、譲渡性預金を含めた総預金は、前期末比908億円増加し2兆6,665億円となりました。

また、個人預金につきましては、お客さまからの高い信頼をいただき、期中513億円増加し、1兆8,135億円となりました。



貸出金・個人ローン残高

地域金融機関として地元企業を中心とした事業性貸出および住宅ローンを中心とした個人のお取引先向け融資の増強などに注力しました結果、個人ローンは前期末比173億円増加し5,353億円となりました。また、貸出金は公共貸出が減少したことなどから、前期末比302億円減少し1兆8,541億円となりました。



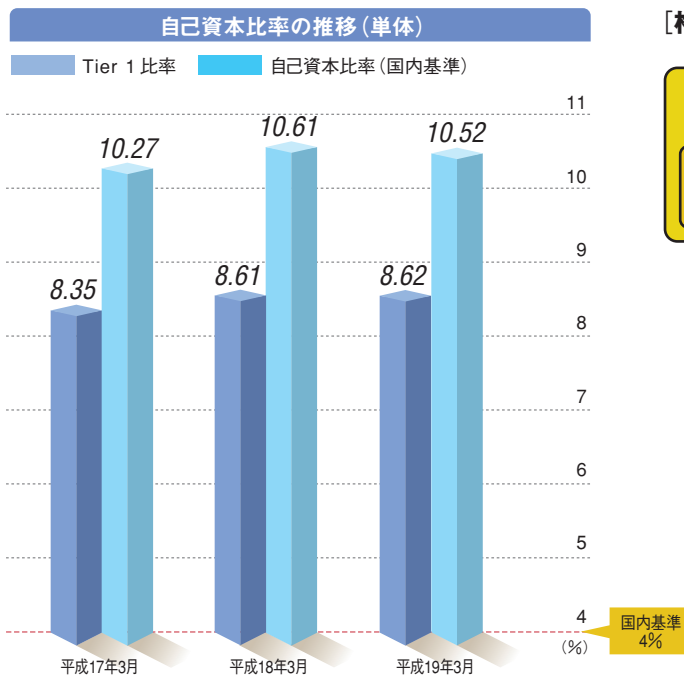
地域の「信頼」を集める経営の健全性

当行は、健全経営による地域・お客さまからの信頼が経営の基本であることを踏まえ、資産の健全性向上および利益の増加による自己資本の積み上げに積極的に取り組んでいます。

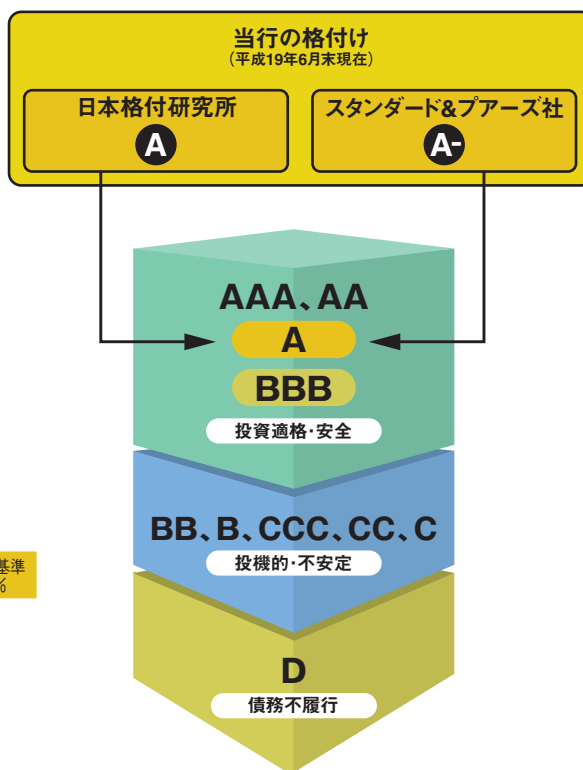
特に、経営の健全性・安全性を測る上で重要な指標である自己資本比率（単体）は10.52%となり、国内基準の4%を大きく上回っています。また、Tier1比率（コアの自己資本比率）は8.62%となっております。

また、経営の情報開示の一環として、お客さまや投資家、株主の皆さまなどへ健全の判断基準を提供し当行への理解を深めていただくために、外部機関の客観的評価として格付けを取得しています。

当行は、日本格付研究所から「A」の長期優先債務格付けを、また、スタンダード&プアーズ社より「A-」の長期発行体格付けを取得しており、いずれも投資適格水準となる評価を得ております。



【格付け】



用語解説 THE TOHO BANK REPORT 2007

●自己資本比率

自己資本比率は銀行の信用度、健全性を示す重要な指標です。海外で業務を営む銀行は8%以上（国際統一基準）、当行のように国内のみで業務を営む銀行は4%以上（国内基準）を維持することが義務づけられています。

●Tier1比率

自己資本比率における自己資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金の基本的項目（Tier1）と、一般貸倒引当金等の補完的項目（Tier2）とに区分されます。Tier1比率は、補完的項目（Tier2）を除くコアの自己資本比率と言えます。

●格付け

利害関係のない第三者である格付機関が企業の信用度や債務履行能力等を簡潔な記号で表したものです。最近では、企業の安全性を客観的に評価した指標として、広く知られるようになっております。

地域を見つめ、地域とともに

頭取メッセージ



「地域を見つめ、地域とともに」

私たちはこの使命のもと

地域の皆さまのご信頼とともに歩んでまいりました。

今私たちに求められているのは、

お客さまの様々なご要望に対して、

新しい感覚と柔軟な発想をもって、

スピーディにお応えすることと考えております。

今後も付加価値の高い金融サービスのご提供を通じて

より“存在感”のある東邦銀行グループを

目指してまいります。

取締役頭取
北村 清士

【企業理念】

社会的使命

地域を見つめ、地域とともに

私たちは、地域を見つめ、地域とともに歩み、総合的な金融サービスをもって「ふくしま」の発展とお客さまの豊かなくらしづくりのために力を尽くします。

経営姿勢

お客さまの満足のために

私たちは、進取・積極の精神と健全な姿勢を基本とし、心が通いあう活きた組織をもってお客さまの満足のために汗を流します。

行動規範

新しい感覚と柔軟な発想をもって

私たちは、ふるさと「ふくしま」を愛し、新しい感覚と柔軟な発想をもって自分を磨き、お客さまの信頼に応えることを喜びとします。

地域を見つめ、地域とともに

地域金融機関としての役割・使命

当行では、平成3年11月の創立50周年時に掲げた企業理念に基づいた経営を心がけております。

当行役職員一人ひとりがこの企業理念に沿って行動することを通じて、お客さま・福島県からの信頼に応え、また、市場・株主の皆さまからも高く評価される「21世紀のベスト・リージョナルバンク(最も優れた地域金融機関)」を目指しております。

東邦銀行グループは地域のリーディングバンクとして地域のお客さまとのリレーションシップ(信頼関係)を築き、幅広い金融ニーズにお応えすることにより社会的使命を果た

していくことを、経営の基本に据えております。

特に、健全経営の基本となる経営体質の強化を第一に考え、資産運用力の強化や手数料収入の拡大に加え、業務体制の整備として限られた経営資源の最適配分、効率的な店舗網の構築、経費の削減などにも重点的に取り組んでおります。

これからも、これらの取り組みを通じて、“地域の皆さまのお役に立ち、企業価値を向上させる”ことを念頭に置き、地域の活性化、地域経済の発展に貢献してまいります。

経営方針

昨今の地域社会・経済環境は、少子高齢化、人口減少の問題や地方経済の停滞、地価の継続下落等、対処すべき課題が山積しており、また、私ども金融機関を取り巻く環境も、公的金融改革、バーゼルⅡ等の制度変更や規制緩和の進展等、目まぐるしく変遷しております。

このような経営環境のなか、当行グループでは、お客さまや地域、市場・株主の皆さま、従業員といった、当行のステークホルダーから選ばれ続ける銀行となり得るための経営戦略として、平成18年4月より平成21年3月までを計画期間とする中期経営計画「TOHO躍進プラン2006」を策定いたしました。

本計画は、「『地域における存在感』・『企業価値』の向上に向けて～150週の挑戦～」をメインテーマに掲げ、「トップライン強化プラン」「地域活力サポートプラン」「働きがい倍増プラン」「ガバナンス強化プラン」の4つの重点プランを設定し、常にお客さまの目線を忘れることなく各種施策に積極的に取り組むことを通じて、“守り”から“攻め”へのフェーズ転換を明確に示しております。

この中期経営計画に定める各種経営目標についてはスピード感を持って達成し、長期ビジョン「21世紀のベスト・リージョナルバンク」の実現に向け、全役職員が一丸となって躍進してまいります。

中期経営計画

当行は平成18年度4月より計画期間を3年間とする新たな中期経営計画「TOHO躍進プラン2006」をスタートさせました。当行の“存在感”すなわち「企業価値」の向上に向け4つ

の重点プランを設定し、常に「お客さまの目線」を忘れることなく、全役職員が一丸となって本中期経営計画の実行に取り組み、“21世紀のベスト・リージョナルバンク”を目指してまいります。

中期経営計画の概要

1. 名称

TOHO 躍進プラン 2006

「地域における存在感」・「企業価値」の向上に向けて
～150週の挑戦～

2. 計画期間

2006年4月1日～2009年3月31日(3年間)

3. 長期ビジョン(目指す姿)

21世紀のベスト・リージョナルバンク
～お客さま・地域からの信頼に応え、市場・株主の
皆さまからも高く評価される金融グループ～

目指す姿としての長期ビジョンはこれまでと変わら変わるものではありません。

引き続き、お客さま・地域からの信頼に応え、市場・株主の皆さまからも高く評価される金融グループを目指してまいります。

4. 計画策定にあたっての基本的な考え

当行グループ全体が永続的な成長を遂げていくためには、お客さまや地域、市場・株主の皆さま、従業員(＝当行のステークホルダー)との長期的な信頼関係を築き上げていくことが重要であると考えます。

当行グループは、常にお客さまの目線を忘れることなく、各ステークホルダーにとっての“存在感”、すなわち「企業価値」を高めるための戦略をスピード感をもって達成してまいります。

5. 重点プラン

(1) トップライン強化プラン

お客さまとの関わりを持つ第一線の強化のため、徹底した

営業店事務の削減と営業店が営業に専念できる体制の整備を行うとともに、資金利益や役員取引等利益などの業務粗利益の拡大による収益力の強化を図ってまいります。

法人戦略については「貸出関連ニーズ」への対応から「総合的な金融ニーズ」への対応へと転換を図り、個人戦略については各ライフイベントにおいて、真っ先に「東邦へ」となる取り組みを行っていくことで、トップラインの強化を実現させてまいります。

(2) 地域活力サポートプラン

常にお客さまの目線を忘れることなく、経営改善支援や事業再生、CS向上やCSRへの取り組み等を通じ、活力ある地域社会の実現を目指すとともに、こうした取り組みの積極的なディスクロースを通じ、「企業価値」の向上を図ってまいります。

(3) 働きがい倍増プラン

計画の確実な遂行は、組織能力とそれを実践する行員個々のモチベーションにかかっており、その向上に一層注力してまいります。

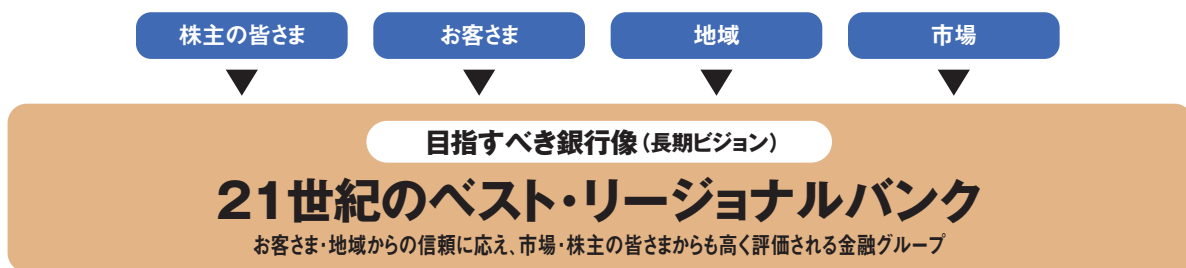
様々な施策により、活力ある企業風土を醸成し、行員個々の自律的なキャリア形成を銀行がきちんとバックアップする体制を確立していくこと等を通じ、働きがいのある組織の実現を図り、計画の実効性を高めてまいります。

(4) ガバナンス強化プラン

法令等遵守態勢、リスク管理態勢および内部統制システムの構築等により、ガバナンス(企業統治・経営管理)態勢の充実・強化に努めてまいります。

地域を見つめ、地域とともに

中期経営計画の体系図



中期経営計画

名称：TOHO 躍進プラン 2006

<計画期間：平成18年4月1日～平成21年3月31日>

<メインテーマ>

「地域における存在感」・「企業価値」の向上に向けて ～150週の挑戦～

計数的な
計画
(最終年度)

- 県内貸出金シェア… 40%目指す
- 個人ローン残高… 6,000億円
- 投資商品残高… 6,000億円

経営指標
(最終年度目標)

- 当期純利益… 75億円
- コア実質業務純益… 170億円
- ROE… 6%程度
- 自己資本比率… 11%程度

重点プラン

*トップライン強化プラン

- マーケット別営業力強化戦略
- チャネル・商品・手数料強化戦略
- マーケット運用強化戦略
- CS重視の事務処理体制推進戦略
- 関連グループ連携強化戦略

地域活力サポートプラン

- 経営支援・事業再生推進戦略
- 利用者の利便性向上戦略
- 地域密着型金融推進戦略

働きがい倍増プラン

- 活力ある企業風土確立戦略
- 営業店自主性発揮戦略

*ガバナンス強化プラン

- 法令等遵守態勢の充実・強化
- 説明態勢・苦情・相談処理機能等の充実・強化
- リスク管理態勢の充実・強化
- 内部統制システムの強化
- 配当戦略の見直し

*トップライン強化…お客さまとの関わりを持つ営業の第一線の強化等を通じ、資金利益や役員取引等利益等、業務粗利益の拡大を目指すこと。
*ガバナンス…企業統治。企業経営をどのように管理していくかということ。

地域を見つめ、地域とともに

私たちの主たる営業基盤である福島県とは

福島県は、東北地方の一番南、東京からは概ね200キロメートル圏内に位置し、新幹線、高速道路、空港、港湾など交通網の整備によって、東北のなかでも物流、人的交流の面で地理的に優位性の高い位置にあります。人口は、平成19年1月1日現在で、208万人となっています。また、総面積は、13,783平方キロメートルで、北海道、岩手県について3番目の広さであり、南から北へ連なる阿武隈山地と奥羽山脈により、気候の大きく異なる中通り・会津・浜通りの3地方に分けられます。

県内3地方の産業特性

中通り地方

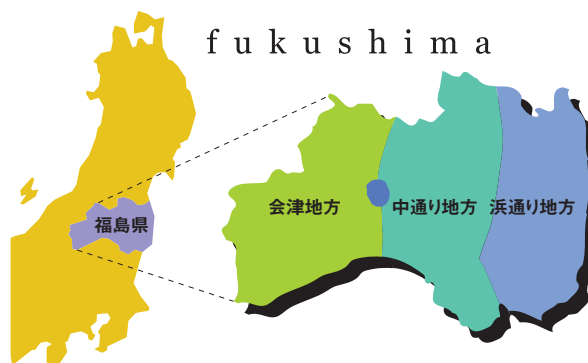
中通り地方は、首都圏からのアクセスが最もよいという地理的条件などから、製造業を中心に首都圏からの企業立地が多く、県央に位置する商都郡山市を中心に商業集積もみられるなど、本県における商工業の要となっています。また、北部地域では、もも、りんごなどの果樹について、全国有数の産地となっており、農作物の高付加価値化と販路拡大が進められています。

会津地方

会津地方は、豊かな観光資源に恵まれており、高速交通網の発展とともに、首都圏からの観光客が数多く訪れるなど、観光業が重要な産業として位置づけられています。また、漆器業などの伝統産業も継承されており、観光業との連携が図られています。一方、近年では、会津大学を中心とした産学官連携の動きから、IT分野におけるベンチャー企業が創設されるなどの動きもみられます。

浜通り地方

浜通り地方は、いわき市を中心に小名浜港の物流機能を活用して、化学工業を始めとした工業拠点地域として位置づけられています。また、本県では唯一、太平洋に面しているため、漁業が重要な産業となっており、産地市場の集約化と流通加工施設の強化により、水産物の付加価値向上が図られています。一方、相双地区では、原子力発電所が立地するなど、全国有数の電源供給地帯という特性も持っています。



〔産業活動別名目総生産構成比〕
(福島県：平成16年度、全国：平成16年)

項目	福島県	全国
農林水産業	1.9	1.6
製造業	27.9	20.4
建設業	5.6	6.4
電気・ガス・水道業	7.3	2.5
卸売・小売業	8.3	13.1
金融・保険業	5.0	6.5
不動産業	10.1	11.6
運輸・通信業	5.7	6.6
サービス業	18.8	20.3
政府サービス生産者他	9.4	11.0
合計	100.0	100.0

「東邦企業立地ローン」全面改訂

当行では、平成19年6月、福島県への企業進出・工場立地を金融面から支援するために、「東邦企業立地ローン」を全面改訂しました。

ご融資金額をこれまでの3億円以内から10億円以内にまで拡大し、県の制度資金である「福島県企業立地資金貸付制度」等を併用すれば、最大15億円までと、大規模な資金ニーズにも対応可能となりました。

地域を見つめ、地域とともに

地域密着型金融推進計画

「地域密着型金融推進計画」の進捗状況

(平成17年4月～平成19年3月)

全体的な評価

平成17年8月に策定しました「地域密着型金融推進計画」(計画期間:平成17年4月～19年3月)については、その実現に向け全役職員が一丸となって取組みを続けてきた結果、着実に成果が結実しており、概ね計画通りの達成状況になっているものと評価しております。

これからも企業理念の一つである「地域を見つめ、地域とともに」の通り、地域密着型金融の推進が、当行の使命であるこ

とを強く意識し、この2年間で整備してきた態勢を基盤として更なる実効性の向上を図っていくとともに、地域に根ざした活動の展開により地域とのリレーションを更に深めるなど、地域金融機関としての社会的責任を果たし、健全な経営体質の維持・向上に努め「21世紀のベスト・リージョナルバンク」を目指して躍進してまいります。

事業再生・中小企業金融の円滑化への取組み

事業再生に関しては、最優先課題と捉え経営資源を重点的に配分したうえで取組みを展開してまいりました。その結果、計画期間中に13先の事業再生に目途をつけることができたほか、従業員約3,000名の雇用を維持するなど地域経済への貢献という点において大きな成果を得ました。

中小企業金融の円滑化としては、スコアリング商品の拡充、動産担保融資・知的財産権担保融資などの多様な取組みによる担保・保証に過度に依存しない融資の推進を積極的に実

施しました。

利用者への説明態勢の整備や苦情相談処理機能の強化についても、各種マニュアル・ツール・人材育成等の充実を含め態勢強化に努めてきたことにより、実効性の向上が図られました。今後も、態勢整備を継続していくとともに、苦情事例に基づいた問題点分析・対応策の策定を行い、お客さまの利便性向上に向けた取組みを推進してまいります。

経営力の強化への取組み

「情報管理委員会の設置」、「オペレーショナルリスク管理委員会の設置」などの態勢整備、「新BIS規制への対応」「日本版SOXへの対応」等の実施により、法令等遵守・リスク管理・内部統制等に関しては、計画に沿った態勢の確保が図られました。しかしながら、更なるコンプライアンスの徹底、情報システムのセキュリティ強化等、対応が必要な課題もみられる事から、今後も管理態勢の充実に向けた取組みを継続していく必要があると考えております。

収益力強化の面につきましては、ローン専門店強化戦略に

よる個人ローンの増強、投資商品等の販売促進による役務収益の増加、および企業の事業再生・経営改善支援の効果による与信コストの減少等がありましたので、平成18年度の最終利益は過去最高の水準を確保することができました。一方、中期経営計画最終年度である平成20年度の各収益目標達成には、一段のトップラインの強化が必要でありますので、更なる高収益体質の確保へ向け、各種戦略をスピード感を持って実施してまいります。

地域の利用者の利便性向上への取組み

CS向上の取組みとして「待ち時間短縮運動」、「店舗環境別CS向上運動」の展開、お客さまの意見や要望を吸収する「CS情報カード」の新設とその情報活用による各種改善策の実施など、着実に成果をあげることができました。更に、本部横断的な組織である「CS検討部会」および営業統括部内の「CS

推進室」の設置など、推進態勢の強化を図りましたので、今後は、職員のCS向上に関する啓蒙活動の強化を含め、本支店一体となった取組みを一層活発化し、「真っ先に東邦へ」ご相談いただけるよう、お客さまにご満足いただける活動を展開してまいります。

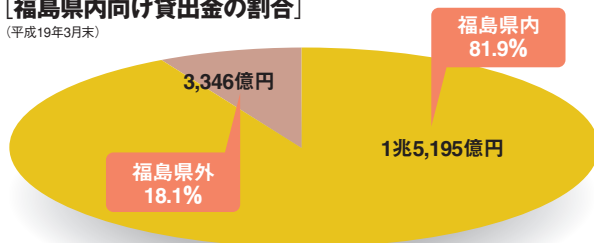
地域を見つめ、地域とともに 法人のお客さまへの取組み

貸出金残高の状況

当行は、地域のお客さまに密着した営業活動を展開し、平成19年3月末時点の貸出金のうち81.9%を福島県内の

[福島県内向け貸出金の割合]

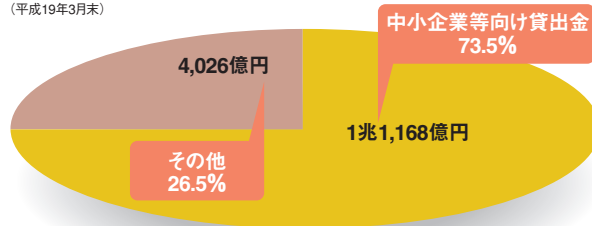
(平成19年3月末)



お客さまにご利用いただいています。なお、福島県内向け貸出金のうち、先数の99.9%、残高の73.5%は中小企業等^(※)向け貸出金となっています。

[福島県内向け貸出金のうち、中小企業等向け貸出金が占める割合]

(平成19年3月末)



※中小企業等とは、資本金3億円(ただし卸売業は1億円、小売業・飲食店・サービス業は5千万円)以下の会社、又は常用する従業員が300人(ただし卸売業・サービス業は100人、小売業・飲食店は50人)以下の会社および個人であります。

業種別貸出金残高の状況

貸出金について業種ごとにみると、金融・保険業を除く全

ての業種で、残高・先数の大半が福島県内向けとなっています。当行は福島県内の幅広い業種への資金供給を通じて、県内経済の更なる活性化に貢献していきたいと考えています。

[業種別貸出金残高]

(先、百万円) (平成19年3月末)

区分	貸出先数	貸出金残高	うち福島県内向け貸出金		
			貸出先数	貸出金残高	残高比率
総貸出金合計	140,687	1,854,162	136,514	1,519,503	81.9%
製造業	2,669	182,468	2,421	123,497	67.6%
農林・漁業	906	7,706	902	7,640	99.1%
鉱業	43	2,568	40	1,664	64.7%
建設業	3,620	90,065	3,476	84,692	94.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	63	22,158	56	18,754	84.6%
情報通信業	185	14,074	132	9,832	69.8%
運輸業	566	41,695	510	28,128	67.4%
卸売・小売業	4,420	199,185	4,064	154,310	77.4%
金融・保険業	221	99,474	171	8,785	8.8%
不動産業	1,499	155,102	1,341	128,581	82.9%
サービス業	5,471	276,465	5,091	207,110	74.9%
地方公共団体	44	279,653	42	277,205	99.1%
その他	120,980	483,543	118,268	469,297	97.0%

[福島県信用保証協会の利用状況]

(先、百万円)

	貸出先数	貸出金残高	総貸出金に占める割合
福島県信用保証協会保証付貸出金	8,741	120,003	6.4%

(平成19年3月末)

[地方公共団体の制度融資への取組状況]

(先、百万円)

	貸出先数	貸出金残高	総貸出金に占める割合
地方公共団体の制度融資合計	5,451	35,018	1.8%
福島県制度資金	3,806	28,716	1.5%
その他地方公共団体制度融資	1,645	6,302	0.3%

(平成19年3月末)

地域を見つめ、地域とともに

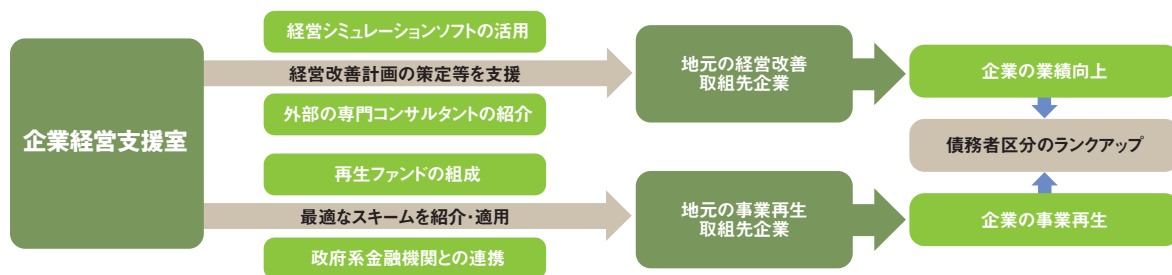
経営・事業再生支援

全行的な「改善運動」の実施により経営支援の取組み強化を図るとともに、様々な事業再生支援の手法を活用し事業再生・地域再生に向けた活動を積極的に展開してお

ります。

特に、会津東山温泉の三旅館を統合し一体再生を図るという手法は、一旅館という「点」での再生にとどまらず、温泉街を「面」で再生しようとするもので全国初の取組みです。

【経営・事業再生支援のイメージ図】



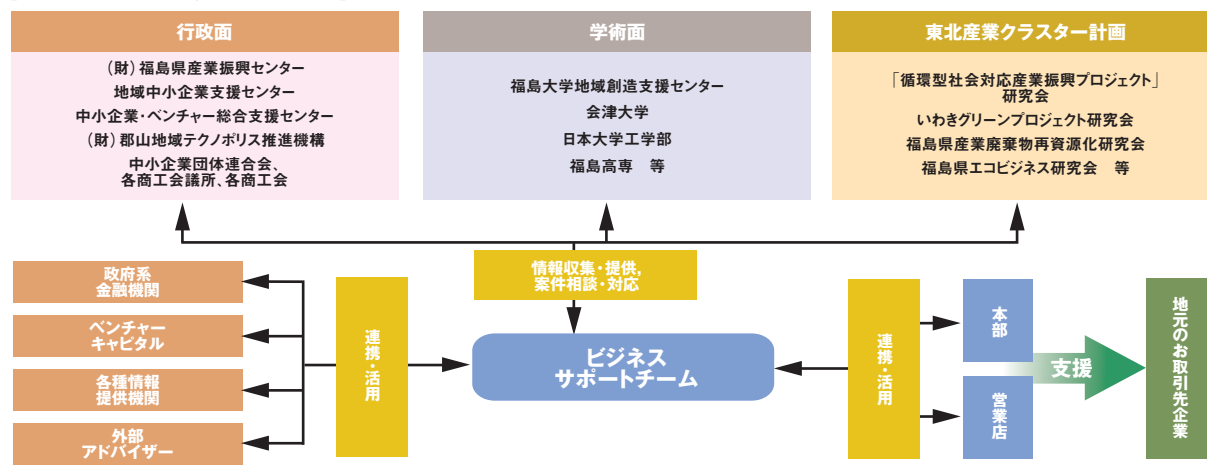
創業・新事業支援

政府系金融機関との連携・ネットワーク強化、また、県内大学や各地商工会議所との業務連携推進等を図るとともに、産業クラスターサポート会議への継続参加による各種情報の提

供等、創業・新事業支援への取組みを強化しております。

また、当行が出資している東北グロースファンドへ県内ベンチャー企業等を紹介していくことで、地場企業の育成・支援に努めております。

【創業・新事業支援のイメージ図】



【福島大学・会津大学との連携協力協定の締結】

当行は、平成18年3月に国立大学法人福島大学と、平成19年6月には公立大学法人会津大学と、それぞれが保有するシーズ、金融技術、ノウハウ等を活用し、地域の発展と産業の振興に寄与することを目的として連携協力協定を締結しました。

<主な連携事業内容>

- 地域文化・地域産業の発展に関する情報交換および支援
- ベンチャー企業等に関する情報交換および支援
- 新技術・新規事業分野に関する情報交換および支援
- その他本協定の目的を達成するために必要な事業

私募債・シンジケートローン

企業が発行する社債の元利金支払を銀行が全額保証し、総額を引き受ける「銀行保証付私募債」、複数の金融機関が協調してシンジケート団を組成し、単一の契約に基づき同一の条件で融資を行う「シンジケートローン」等、お客さまの多様化する資金ニーズに積極的に取組んでおります。



「ビジネスローンプラザ」

「ビジネスローンプラザ」では、福島県内の中小企業・個人事業者の方々のご相談に、電話・FAX・インターネットでお応えするため、専門スタッフを配置しています。ご融資のご相談や、ご商売の計画など専門のスタッフがスピーディーにお応えしています。

ご商売をなさっている方なら当行とお取引のある方はもちろんお取引のない方のご相談もお受けしています。

お客さまのご商売がさらに繁盛されますように当行は地元
の中小企業・個人事業者の皆さまを応援します。

遺言信託・遺産整理業務の取扱開始

高齢化社会の進展を背景に、相続や遺言に関するニーズが高まっていることから、平成19年2月、住友信託銀行と代理店契約を締結し、遺言書の作成相談から遺言の執行までを行う「遺言信託」と、相続人の代理者として遺産分割
手続を行う「遺産整理業務」の取扱いを開始しました。

●営業時間 = 月～金 / 9:00～17:00

●電話でのご相談 = フリーダイヤル 0120-1047-17

●FAXでのご相談 = フリーダイヤル 0120-104-919

地域を見つめ、地域とともに

個人のお客さまへの取組み

個人向け貸出金残高の状況

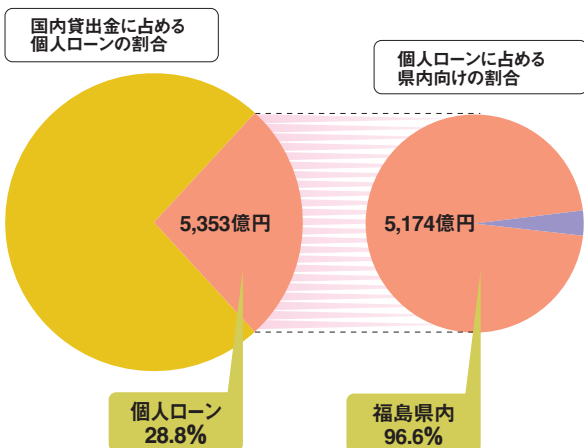
住宅ローンを中心とした個人向け貸出金については、福島県内6カ所のローン専門店の設置やスコアリングを活用した審査システムの導入、ならびに電話・インターネット等による申込み受付チャネルの拡充等により、多くのお客さまの利便性向上に努めてまいりました。

こうした取組みの結果、住宅ローンを中心に残高は順調に増加しております。なお、平成19年3月末時点の個人ローン残高のうち96.6%を福島県内のお客さまにご利用いただいております。

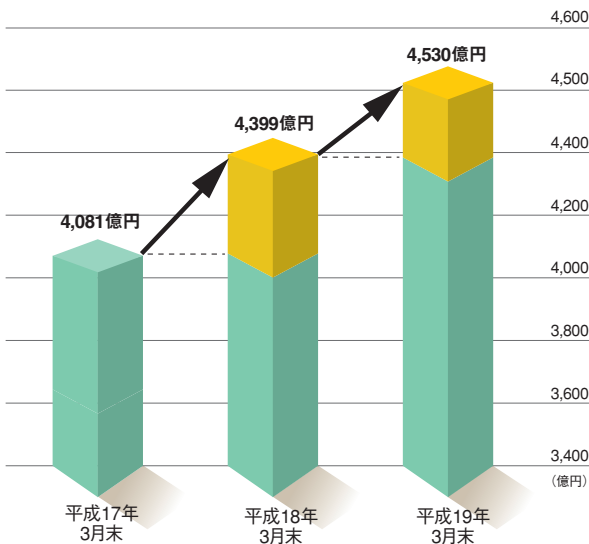


[個人向け貸出金の状況]

(平成19年3月末)



[福島県内向け住宅ローンの残高推移]



個人向けローン専門店

質の高いローンサービスをより多くのお客さまにご利用いただけるよう、福島県内の各主要都市にローン専門店舗を設

置し、平日の営業期間を延長するとともに、土曜日・日曜日にも営業しております。また、住宅ローンをはじめ様々なローンに精通したスタッフがお客さまのご相談をお受けいたします。

店名	営業時間	
ローンプラザ福島支店	月～金曜 / 10:00～18:00	土・日曜 / 10:00～16:00
ローンプラザ須賀川支店		
ローンプラザ会津支店		
郡山ローンセンター (新さくら通り支店内)	月～金曜 / 9:00～17:00	
白河ローンセンター (新白河支店内)		
いわきローンセンター (いわき鹿島支店内)		

ローンホットライン
0120-608104

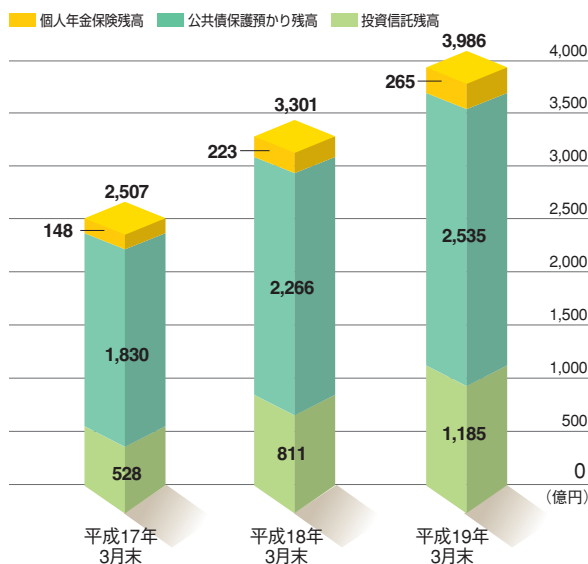
※お電話は各店の営業時間内に承ります。
※平日15:00以降と土・日曜日は相談業務のみとなります。
※祝日および12月31日～1月3日、5月3日～5月5日は休業させていただきます。
※ただし、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日のいずれかの日が土・日曜日に重なった場合を除き、祝日と土・日曜日が重なった日は営業いたします。

地域を見つめ、地域とともに

預かり資産残高

超低金利の長期化で、お客さまの資産運用に対するニーズが高まり、様々な金融商品をご提案した結果、公共債、投資信託および個人年金保険を対象とした預かり資産残高は、前期末比685億円増加し3,986億円となりました。

[預かり資産(公共債・投資信託・個人年金保険)]



インターネット投資信託サービス

インターネット投資信託サービスは、投資信託の購入・解約や積立投信の新規・変更などのお取引が、パソコンからの簡単な操作でご利用いただける個人のお客さま向けの便利なサービスです。

ご自宅で24時間※ 日々変動するファンドの運用損益をタイムリーにご確認いただき、ご自分のペースでじっくりと資産運用をご検討のうえ、投資信託をお取引いただけ、購入にかかる手数料も窓口よりお得となっております。



※一部メンテナンス時間(原則、午前3時~午前5時)を除きます。

投資信託取扱商品の追加

平成19年5月、お客さまの幅広いニーズにお応えするため、比較的安定運用を重視したものから、積極的に運用するものまで幅広いタイプの商品を4本追加し31商品(33本)としました。

[商品名]

- フィデリティ・退職設計・ファンド(愛称:安心のチカラ)
- GW7つの卵
- DIAMワールド・リート・インカム・オープン(愛称:世界家主倶楽部)
- グローバル・ハイインカム・ストック・ファンド



地域を見つめ、地域とともに

<東邦>ダイレクトバンキング

お客さまがお持ちの預金通帳の残高照会や入出金状況の確認、お振替え、お振込み等の様々なお取引が、固定電話、携帯電話、インターネットのいずれからでも、最大24時間ご利用いただける個人のお客さま向けのサービスです。また振込手数料や定期預金金利が窓口よりお得になっています。



証券仲介業務

平成17年10月より野村証券と提携し、証券総合口座の開設や外国債券の売買を仲介する証券仲介業務に参入しました。平成19年4月には、本店営業部・郡山支店・会津支店に加え、平支店での取扱いを開始しました。

また、「株券の電子化」に伴う株券預かりのご案内も行っております。



インターネットによる各種ローンの「事前審査申込」の受付

お客さまのローンニーズにスピーディーにお応えするために、各種ローンにつきましてお申込み時のご来店が不要で、更に必要書類も一切不要なインターネットでのお申込み受付サービスをお取扱いしております。

本サービスは、当行のホームページからお申込み専用画面より所定の項目を入力していただくだけでお申込みいただけます。審査結果の回答につきましては、最短でお申込当日にお客さまが希望する当行の支店からご連絡いたします。なお、1ヵ月以内に店頭にて「正式申込」等の手続きが別途必要となります。

インターネットによるローン受付につきましては、住宅ローン、リフォームローンをはじめとする住宅関連資金からオートローン、教育ローン、おとりまとめローン等、様々な資金を幅広くお取扱いをしています。

退職金専用定期預金の取扱い開始

ご退職により新たなステージに立たれるお客さまの豊かなライフプランを応援するため、退職金専用定期預金「Newステージサポートプラン」の取扱いを平成19年3月より開始しました。資産運用プランをゆっくり考えたいというご要望にお応えするため、1ヵ月および3ヵ月の定期預金を特別金利で提供いたしております。



主な商品内容

ご利用いただける方	個人のお客さまで退職金受取から3ヵ月以内の方
預入期間	1ヵ月・3ヵ月 自動継続の取扱いはできません。
ご利用条件	お一人さま一回の利用に限らせていただきます。 お申込み時「退職所得の源泉徴収票」など退職金の受取額を確認できる書類(写)をご提示いただけます。
預入金額	300万円以上 (退職金お受取額を預入限度といたします。)
お利息	1ヵ月:年3.0%、3ヵ月:年1.2%

コーポレート・ガバナンス体制

基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、銀行のもつ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、企業理念である社会的使命「地域を見つめ、地域とともに」、経営姿勢「お客さまの満足のために」、および行動規範「新しい感覚と柔軟な発想をもって」に基づき、企業倫理宣言や行動指針を定め、コーポレート・ガバナンスの強化を通じて、法令等遵守の徹底を図るとともに、健全な業務運営の確保と揺るぎない信頼性の確立に力を注いでおります。

こうした取組みを展開する上では、経営の透明性を高めていくことが重要であると認識しており、地域およびお客さまや株主の皆さまに対する積極的な情報開示に努めております。

なお、当行では平成18年5月、会社法第362条第5項および会社法施行規則第100条に基づき、適法かつ効率的

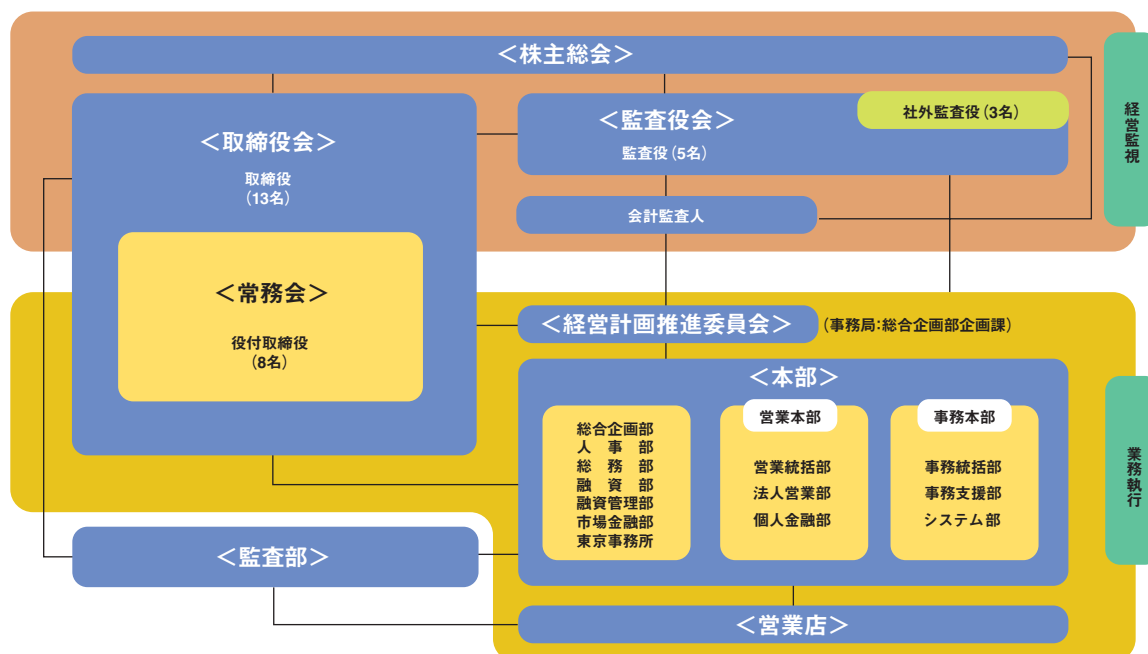
な企業態勢を確立する観点から、「内部統制システム構築の基本方針」を策定しております。

【内部統制システム構築の基本方針（項目）】

1. 法令等遵守態勢
2. 取締役の職務の執行に係る情報管理態勢
3. リスク管理態勢
4. 職務の効率性確保
5. 企業集団（グループ会社）の業務の適性を確保する態勢
6. 監査役（会）へのサポート態勢
7. 監査役（会）への報告態勢
8. 監査役監査の実効性確保

【コーポレート・ガバナンス体制】

（平成19年6月末現在）



経営管理態勢の強化に向けて

機関の内容

取締役会は13名で構成され毎月2回程度開催しております。企業理念を踏まえ経営計画やコンプライアンス、リスク管理にかかる基本方針の決定および統制環境整備のための組織や内部監査に関する事項など、法令および定款に定める事項のほか、業務の方針その他重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

また、意思決定の迅速化を図る観点から、役付取締役からなる常務会を設置し、取締役会から委任された業務執行の決定や、業務執行にあたっての重要な審議等を随時行っております。

当行では、監査役制度を採用しており、常勤監査役2名と非常勤監査役3名（社外監査役）の5名で構成されている監査役会を毎月2回程度開催しております。監査役は全員が取締役会に出席し、各取締役の業務執行状況を監査・監督するとともに、常勤監査役は、常務会や各種委員会等の重要な会議にも出席し、適切な提言・助言を行っています。

情報開示への取組み

当行は、「適時開示規程」を制定し重要な会社情報となる内部情報の管理方法を定めることにより、当行および、証券取引所の適時開示規則ならびに証券取引法に基づき、常に適時・適切な情報開示に取り組んでおります。

また、従来よりディスクロージャー誌、ミニディスクロージャー誌、ホームページ等を通して、透明性、公平性のある積極的な情報開示に努めているとともに、地元の株主の皆さまやお客さまなどを対象に「業況説明会（地元向けIR）」を開催し、当行の経営方針や経営内容について深くご理解いただいております。



コンプライアンス(法令等遵守)態勢

銀行は私企業の立場を超えて高い公共性を有し、広く社会に貢献していく重大な責任を負っています。そのためにはコンプライアンス(法令・倫理・社会的規範などの遵守)を徹底することはもちろんのこと、それ以外にも常に良識に基づいた行動をすることが求められています。

当行では、この法令等遵守について従来から厳正な姿勢で臨んでおり、これに対処する行内専担組織として総合企画部コンプライアンス統括室を設置しているほか、本部各部・営業店ごとに「法令遵守担当者」を任命し、本部と営業店の連携を強化しています。また定期的に「法令遵守委員会」を開催し、コンプライアンス・プログラムの策定・見

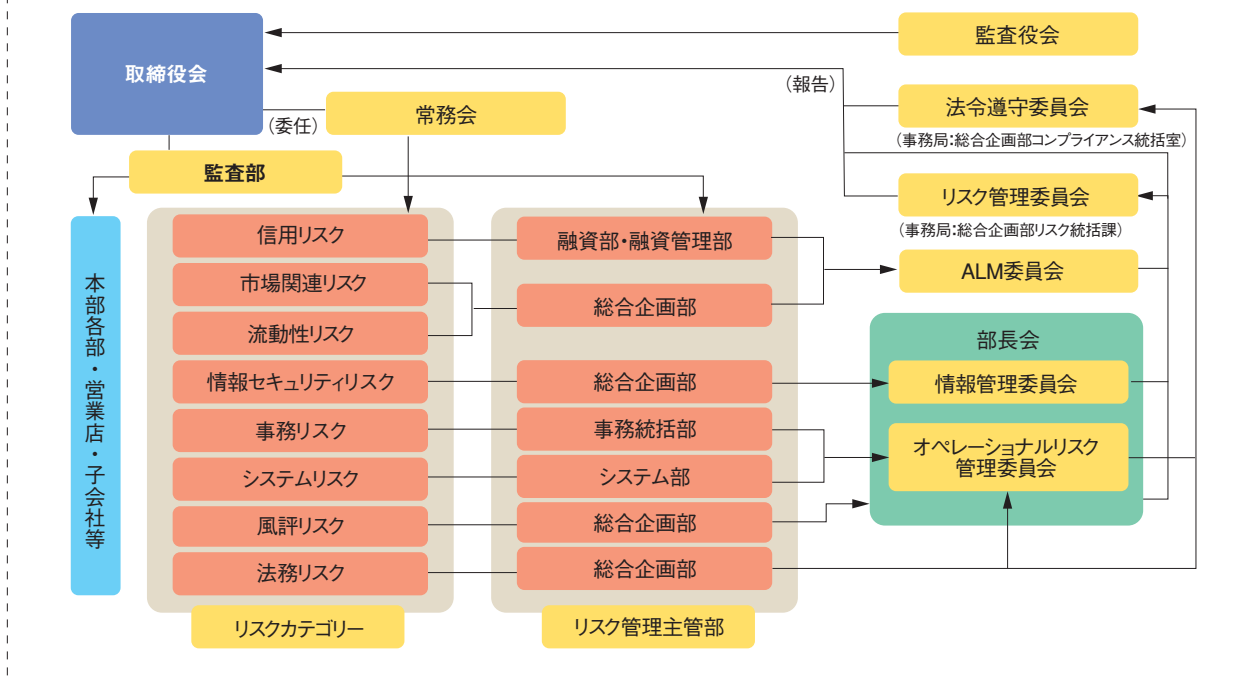
直しや実施状況の管理を行うとともに、主な法令や対応ルール、組織態勢などを盛りこんだ「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、またコンプライアンスに関する研修も実施しています。

経営法務については、取締役会および監査役によりチェック・監査を行っているほか、必要に応じて顧問弁護士や公認会計士等と連携を図って客観性の確保にも配慮しています。

今後とも法令等遵守の重要性を踏まえ、行内の態勢整備を図ってまいります。

[法令等遵守・リスク管理態勢]

(平成19年6月末現在)



経営管理態勢の強化に向けて

個人情報保護への取組み

当行は、個人情報取扱事業者として、お客さまからの信頼にお応えするため、お客さまの個人情報の保護を最も重要な責務であると考え、個人情報の適切かつ厳正な取扱

いに関する取組方針として「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を制定・公表しております。

これからもお客さまの個人情報の適切な保護と利用、および安全管理の徹底が図られるよう、継続的に個人情報保護への取組みについて見直し・改善を行い、お客さまへ変わらぬ安心をご提供できるよう努めてまいります。

<個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）>

東邦銀行は、お客さまからの信頼にお応えするため、お客さまの個人情報の保護を最も重要な責務であると考え、以下の通り、個人情報の適正な利用とその安全管理を徹底いたします。

1.個人情報の取得について

東邦銀行は、お客さまの個人情報を適正かつ適法な手段により取得いたします。

2.個人情報の利用について

東邦銀行は、法令等により認められた業務を行うために、必要な利用目的の範囲内でのみお客さまの個人情報を取扱い、お客さまの同意を得ることなく目的外での利用はいたしません。

なお、利用目的については、当行ホームページへの掲載や店頭への表示等により公表いたします。

3.個人情報の提供について

東邦銀行は、次の場合を除き、お客さまの同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供いたしません。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において、守秘義務契約を締結した業務委託先等に提供する場合
- (2) 手形交換所等との不渡情報の共同利用など、法令上必要な措置を講じた上で第三者と共同利用する場合
- (3) 裁判所や政府機関からの要請など、法令等により必要とされる場合

4.個人情報の管理について

東邦銀行は、お客さまの個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざん、不正アクセスなどを防止するため、行内の管理体制を整備するとともに、従業員への教育・研修の充実やシステムの安全対策を徹底する等、個人情報の適正な管理に万全を尽くしてまいります。

5.関係法令等の遵守

東邦銀行は、お客さまの個人情報の取扱いに関し、業務に関係する法令およびその他の規範等を遵守いたします。

6.個人情報の開示・訂正等

東邦銀行は、お客さまからご自身の個人情報に関する開示・訂正等のご依頼があった場合には、ご本人からの請求であることを確認させていただいた上で、速やかに対応いたします。

7.個人情報保護に対する継続的取組み

東邦銀行は、お客さまの個人情報の適切な保護と利用が図られるよう、継続的に個人情報保護への取組みについて、見直し、改善を行ってまいります。

8.お問い合わせについて

東邦銀行は、個人情報に関するお客さまからのご要望やご質問について、適切に対応いたします。

<お問い合わせ窓口>

株式会社東邦銀行 総務部お客さま相談室 電話番号 024-523-3131（受付時間：祝祭日を除く月曜日～金曜日 9:00～17:00）

<金融商品販売法に基づく勧誘方針>

私たちは、お客さまの信頼に応えることを第一義とし、法令・諸規則を遵守し、お客さま本位の勧誘を行っています。

- ① 私たちは、お客さまの運用目的・経験・財産などの状況に照らして、お客さまにふさわしい商品をお勧めします。
- ② 私たちは、お客さまご自身のご判断でお取引いただけるように、商品内容やリスク内容などの重要事項について十分な説明を行います。
- ③ 私たちは、適正な情報の提供に努めます。断定的な判断の提供、事実でない情報を提供するなど、お客さまに誤解を招くような説明は行いません。
- ④ 私たちは、お客さまの不都合な時間帯やご迷惑な場所での勧誘は行いません。また、一方的な勧誘は行いません。
- ⑤ 私たちは、お客さまに適切な勧誘が行えるよう、商品知識の習得と自己研鑽に努めます。

- 確定拠出年金制度の運営管理機関としての勧誘方針について、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関して、上記の勧誘方針を準用いたします。

リスク管理態勢

金融サービスや業務が多様化する中、銀行が直面するリスクも複雑化しています。

当行では経営の健全性向上と適切な業務運営の確保を図るため、「リスク管理の基本方針」を定め、自己責任原則に基づくリスク管理の充実・強化に努めています。

具体的には、業務運営上生ずるすべてのリスクを対象とし、その管理方法と管理体制についてリスク管理規程を定め適切な運営を行っています。特に、計量化可能なリスクについては、「統合リスク管理規程」を定め、共通の手法で定量的にリスクを測定合算し、経営の健全性確保のため、自己資本等の経営体力に見合ったリスクコントロールに努めております。

また、組織面においても、収益部門と管理部門の分離や、他の組織から独立した監査部門の設置などにより相互牽制機能を確保するとともに、定期的に「リスク管理委員会」を開催し、関連グループのリスクも含めた総合的リスク管理体制を構築しています。

●行内信用格付制度

東邦銀行では債務者の信用度を正確に把握し、信用リスク管理を強化することを目的に、「行内信用格付制度」を導入しており、自己査定結果および債務者の財務状況や業績等に基づき、12段階に区分しています。この制度はポートフォリオ管理など信用リスク管理の基盤となるとともに、債務者の信用状態を把握したり、効率的な融資判断を行ううえで効果的に活用されています。

信用リスク

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営悪化等を原因として、貸出金の元本や利息の回収が困難となり、銀行が損失を被るリスクをいいます。

貸出金の運用にあたっては、主管部署である融資部を中心に厳正な審査基準に基づく審査を行っているほか、営業店指導や研修などを通じ与信管理を徹底し、信用リスク管理の強化に努めています。

また、「信用リスク管理の基本方針・管理規程」を定め、貸出資産の健全性を確保しています。

さらに、「行内信用格付制度」を導入し、信用リスク管理の強化を図っています。

市場関連リスク

市場リスクとは、金利や為替、株価などの市場価格の変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクをいい、これに付随する信用リスクを含めて市場関連リスクといえます。

当行では、経営方針に基づき市場取引方針を年度毎に決定しており、一定のリスクテイクを行いながら、安定的な収益を上げることを基本的考え方としています。

組織面では、相互牽制を確保するため、市場取引部門・リスク管理部門・事務管理部門をそれぞれ分離しています。

また、「市場関連リスク管理の基本方針・管理規程」を定め、厳正な管理に努めています。

経営管理態勢の強化に向けて

流動性リスク

流動性リスクには、市場環境の悪化等により資金繰りがつかなくなる場合や調達コストが著しく上昇すること等により損失を被る「資金繰りリスク」と市場の混乱等により通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」があります。

当行では、市場金融部および総合企画部がこのリスクを管理しています。

また、「流動性リスク管理の基本方針・管理規程」を定め、更に不測の事態への対応について「危機管理対応計画」に定めています。

情報セキュリティリスク

情報セキュリティリスクとは、当行が保有する情報資産の漏洩・紛失・改ざん・不正使用等により損失を被るリスクをいいます。

当行では、個人情報保護法をはじめとする関連法令等を遵守し情報資産の安全管理に努めることを基本姿勢とし「情報セキュリティリスク管理の基本方針・管理規程」を定めております。また、年度毎に「情報管理態勢強化プログラム」を策定し、計画的に管理態勢の整備を図っております。

事務リスク

事務リスクとは、各種銀行取引に伴って発生する事務を適時適切に処理しなかったために生じる事故によって、損失を被るリスクをいいます。

当行では事務リスクへの対応として「事務リスク管理の基本方針・管理規程」を定め、事務管理体制の整備、事務リスク管理水準の向上に努めています。

また、研修や事務指導等を通じ、業務処理能力の向上にも努めています。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等により損失を被るリスクをいいます。

当行では、コンピュータシステムの安定稼働をシステムリスク管理上の最重要課題と捉え、その基本方針・管理規程として「システムリスク管理の基本方針・管理規程」を定め、安全性と信頼性の確保に向け取り組んでいます。

このシステムが運行されている事務センターは、免震工法により建築され、無停電設備を備えるなど不測の災害に備えているとともに、万全のセキュリティシステムを構築しており、安全性の確保にも努めています。

風評リスク

風評リスクとは、当行などに対する否定的な評判や風評がその事実の有無に関係なく広まり、当行の経営状態に影響を与え、損失を被るリスクをいいます。

当行では「風評リスク管理の基本方針・管理規程」を定め、積極的な情報公開とお客さまとの円滑な取引関係の確保に努めています。

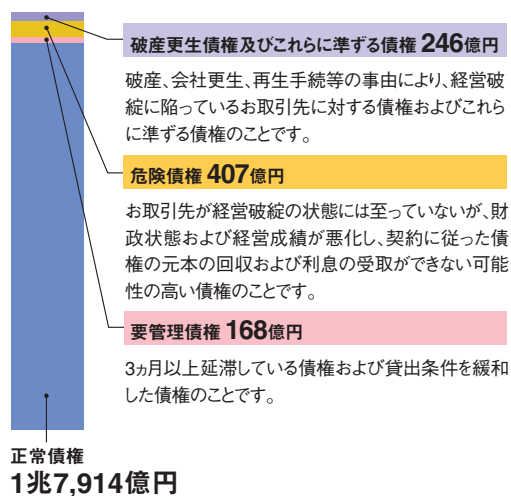
資産内容の健全化促進

資産の自己査定と償却・引当

当行は、保有資産の健全化を経営の優先課題とし、不良債権の早期処理と良質な資産の積み上げに積極的に取り組んでいます。

とりわけ不良債権問題については、厳正な自己査定に基づく適正な償却・引当を実施しているほか、長期にわたる資産デフレ化にともなう二次的ロスの遮断による安定的収益体質の構築を図るため、不良債権のオフバランス化を積極的に実施しています。

[金融再生法開示債権] (平成19年3月末)



信用リスク管理の強化・高度化

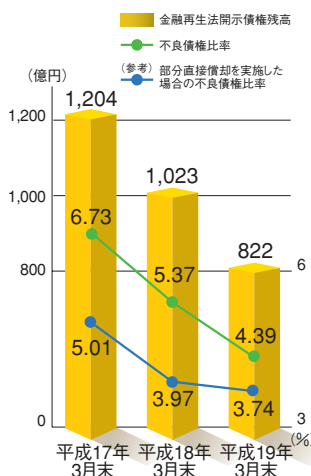
当行では貸出運用を行うにあたり、そのリスクの所在、リスク量を適切に把握し、コントロールしていくことが安定的な収益を確保する上での必要条件であると認識しています。

特に信用リスク管理においては、リスクの分散を基本とする最適な与信ポートフォリオの構築を目指すとともに、「信用格付」「自己査定」を通じた信用の供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスクの計量化」に取り組んでいます。

また、お取引先の経営改善を支援する「企業経営支援室」および貸出債権の管理を強化する「与信管理室」をそれぞれ「融資管理部」「融資部」に配置し、より一層の与信管理の強化を図っています。

さらに、「資産査定、信用リスク管理の強化」を図るため、一定額以上の不動産担保物件に対し、厳格な基準による精算型の鑑定評価を導入するなど、引き続き資産健全化のための諸施策を実施しています。

[不良債権比率の推移]



[金融再生法開示債権の保全状況]

区分	債権額 ①	担保等による 保全額 ②	回収懸念額 ③ (①-②)	貸倒引当金 ④	引当率 ④/③	保全率 (②+④)/①
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	24,650	8,722	15,927	15,927	100.00%	100.00%
危険債権	40,770	17,757	23,013	14,042	61.02%	77.99%
要管理債権	16,835	5,066	11,768	3,126	26.56%	48.66%
合計	82,256	31,546	50,709	33,096	65.27%	78.58%

(注) 対象債権は、私募債、貸出金、外国為替、未収利息(与信関係)、仮払金(与信関係)、支払承諾見返及び使用貸借又は貸借契約により貸し付けた有価証券です。

(平成19年3月末)

経営管理態勢の強化に向けて

資産内容の積極的情報開示

当行では、銀行法施行規則に基づき、貸出金を対象とした「破綻先債権」「延滞債権」「3ヵ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」をリスク管理債権として公表しています。

また、金融再生法（「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」）に基づき、貸出金以外の与信も含めた

資産の自己査定結果として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」「正常債権」の区分で資産内容を開示しています。更に、積極的な情報開示の一環として、自己査定による債務者区分についても自主的に開示しています。

当行は、今後とも資産内容に関する積極的な情報開示に努めてまいります。

【自己査定、金融再生法開示債権およびリスク管理債権の状況】 （平成19年3月末）

自己査定結果 (対象:総与信)					引当率	金融再生法開示債権 (対象:与信額)		リスク管理債権 (対象:貸出金)
区分 与信残高	分 類					区分 与信残高	保全率	
	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類				
破綻先 61	48	12	— (9)	— (33)	100%	破産更生債権及び これらに準ずる債権 246	100%	破綻先債権 60
実質破綻先 185	137	48	— (24)	— (92)	100%			延滞債権 587
破綻懸念先 407	215	102	89 (140)	—	61.02%	危険債権 407	77.99%	3ヵ月以上延滞債権 3
要 注 意 先	要管理先 283	253	—	—	18.63%	要管理債権 (債権単位) 168	48.66%	貸出条件緩和債権 165
	その他 1,606	796	809	—	1.83%			開示額合計(部分直接償却前)
正常先 16,192	16,192	—	—	—	0.06%	822	78.58%	816
合計 18,736						(注)部分直接償却は実施していませんが、実施した場合は、 下記の通りになります。		
						(部分直接償却後)		(部分直接償却後)
						696	691	

自己査定結果における()内は、分類額に対する引当金額。
破綻先・実質破綻先の引当率はⅢ、Ⅳ分類額に対する引当率、破綻懸念先の引当率はⅢ分類額に対する引当率。
正常先および要注意先の引当率は、債権額に対する引当率。

- 〈対象債権〉 金融再生法開示債権： 私募債、貸出金、外国為替、未収利息（与信関係）、仮払金（与信関係）・支払承諾見返及び使用貸借又は貸借契約により貸し付けた有価証券を対象としております。
リスク管理債権： 貸出金を対象としております。
- 〈開示債権〉 金融再生法開示債権： 自己査定をベースとし、債務者単位で開示しております。（ただし、要管理債権については債権単位）
リスク管理債権： 自己査定の結果、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に分類した債務者については、債務者単位で開示しております。要注意先に該当する債権は、債権単位で開示しております。

用語解説 THE TOHO BANK REPORT 2007

- 金融再生法開示債権／ 金融再生法に基づいて、平成11年度中間期から開示することが義務づけられた貸出金等にかかる情報です。
- リスク管理債権／ 銀行法施行規則に基づいて開示する貸出金にかかる情報です。金融再生法開示債権との違いは、貸出金のみを対象としている点です。
※「金融再生法開示債権」及び「リスク管理債権」の具体的な定義については70・71頁に記載しています。
- 部分直接償却／ 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の担保・保証付債権について、債権額から担保の評価額および保証等により回収が可能と認められる額を差し引いた残額を、貸倒償却として債権額から直接減額することです。

CSR (企業の社会的責任) に対する考え方

当行は、これまでリレーションシップバンキング機能の発揮による地域経済への貢献、雇用の維持、地域企業の事業再生など地域金融機関としての責務を果たすべく、積極的な対応を行ってきました。

こうした中、昨今の環境問題の深刻化や県内における少

子高齢化の問題等を踏まえ、「ふくしま」の発展とお客さまの豊かなくらしづくりのために貢献していくことが、地域社会の一員として一層大切になってきていると考え、特に「環境面」「社会面」への取り組みを強化したCSR活動を展開してまいります。

CSRへの取り組みに対する金利優遇

平成19年1月よりCSRの向上に取り組まれているお客さまに対して、東邦・スーパーローンおよび銀行保証付私募債の金利を最大0.2%優遇するサービスを開始しました。地域社会に貢献する活動を積極的に支援してまいります。

環境面への取り組み

「尾瀬紀行」

当行は、群馬銀行、第四銀行及び興銀第一ライフ・アセットマネジメントと共同で、それぞれが収受した信託報酬の一部を財団法人尾瀬保護財団へ寄付を行い、財団を通じて尾瀬保護地区の自然環境保護に貢献する投資信託の設定・販売を平成18年5月より開始しております。

当行におけるCSRとして尾瀬の自然環境を後世まで末永く守り続けることにより、地域社会の発展と全国的にも知名度の高い尾瀬の自然を愛する多くの皆さまのために貢献してまいります。

なお、平成19年6月、福島県庁において財団法人尾瀬保護財団の副理事長である佐藤知事へ第1回目の寄付を実施しました。(当行寄付金額 794,390円)



環境融資等への取り組み

平成19年3月に三菱東京UFJ銀行と「環境融資等に関する業務協力協定」、5月にみずほコーポレート銀行と「地域社会貢献融資に関する業務協力覚書」をそれぞれ締結し、各行との情報交換と協調体制をとって環境融資への取り組みを積極的に展開してまいります。

社会面への取り組み

財団法人東邦銀行文化財団の運営

(財)東邦銀行文化財団は、文化・スポーツ団体への助成事業や、機関誌の発行などを通して、福島県内の文化・スポーツ活動を幅広く支援しています。

また、同財団が運営する「原郷のこけし群西田記念館」では、こけし収集の第一人者である故西田峯吉氏の愛蔵品を中心に、こけしや木地玩具、文献、資料等を展示しています。



財団法人 東邦育英会

(財)東邦育英会は、昭和58年3月に、教育の面から地域社会の発展に寄与することを目的に設立され、返還義務のない奨学資金での支援を行い、大学進学を望む高校生を広く厚く支援しております。

取引先企業向け社員研修の開催・講師派遣

当行では、お取引先の新入社員の基礎知識習得を支援するため、取引先向け新入社員研修会を毎年開催しており、平成19年度は福島県内の6方部で開催し、166社の新入社員約489名のご参加をいただきました。

「ふくしま駅伝」への協賛

福島県民総ぐるみのイベントである「ふくしま駅伝」への協賛を通して、福島県のスポーツ振興、陸上競技の技術力向上を支援しています。

社会貢献者表彰制度

個々人が「良き市民」として汗を流す、個人レベルでの貢献こそが真の社会貢献活動につながるものであるとの考え方に立ち、当行では一人でも多くの人たちに社会貢献活動への理解と参加を促すため、平成5年4月「社会貢献者表彰制度」を創設し、従業員および退職者の地域社会への貢献活動を表彰しています。



「小さな親切」運動の実施

当行は、「小さな親切」運動の福島県本部事務局を担当し、福島県内のクリーン作戦の実施や、各団体・個人等に対する実行章の伝達、福島県社会福祉協議会への車椅子の寄贈等、同運動の活動や企画・運営に積極的に携わっています。



キャッシュカード犯罪防止への取組み

当行では社会問題化しているキャッシュカード犯罪防止のために、様々な取組みを行っております。主な取組みサービスは以下のとおりです。

<カード紛失・盗難等の24時間365日受付>

当行ではカード・通帳・印鑑などの紛失・盗難の受付を24時間365日体制で行っており、万が一の際にもご連絡をいただければ、カードなどの引出しを停止することができます。

●受付電話番号 024-543-1845

<1日あたりのご利用限度額の設定>

個人のお客さまのキャッシュカードのご利用限度額を、1日あたり100万円としております。(限度額には、当行ATM、他行ATM、セブン銀行ATM、郵貯ATM、デビット加盟店でのご利用金額を含みます。)

<1日あたりご利用限度額の任意設定サービス>

個人のお客さまのキャッシュカードにつきましては、お客さまのご希望に応じて1日あたりの利用限度額を設定できるサービスを無料で実施しております。

<ATMでの暗証番号変更受付>

当行キャッシュカードであれば、全ての当行のATMですぐに暗証番号の変更ができます。

<覗き見防止フィルムの設置>

当行が設置する全ATMに後方よりの覗き見を防止する「覗き見防止フィルム」を装着しております。

<ATMでの異常取引検知システムの対応>

キャッシュカードが不正に使用されている疑いがあると考えられる場合、お取引店からご本人へ通知し、お取引内容の確認をさせていただいております。

<東邦ICキャッシュカードの発行>

偽造キャッシュカードによる預金の不正引出被害を未然に防止するため、県内金融機関では初となる「東邦ICキャッシュカード」の発行を平成18年6月から開始しております。

ICキャッシュカードは、高度な暗号化技術により偽造や不正な情報の読み取りなどが困難なICチップを搭載しており、従来の磁気ストライプのキャッシュカードに比べ、高い安全性を確保しております。

また東邦ICキャッシュカードをご利用いただけるATMを当初の当行本支店(店舗外出張所を除きます)各店1台ずつから順次増設しており、セブン銀行ATMでもご利用いただけるようにしております。



<偽造・盗難キャッシュカード被害に対する補償>

平成17年12月1日以降、偽造・盗難キャッシュカードの不正使用により被害に遭われたお客さまを対象として被害の補償を行うとともに、補償開始日より前(平成15年12月1日～平成17年11月30日)に盗難による不正使用の被害に遭われたお客さまにつきましても、一定の条件により被害の補償をさせていただいております。



コーポレートデータ

当行のあゆみ	28
株式・従業員の状況	29
役員一覧・組織図	30
事業系統図・子会社等の状況	31
店舗一覧	32
店舗外自動サービスコーナー	34
業務案内	35
TOHOの金融サービス	36
商品一覧	38
EBサービス・証券・投資信託の窓口販売・ 保険商品の窓口販売業務	40
確定拠出年金・国際・信託・相談業務	41
各種サービス・主な手数料	42

当行のあゆみ

当行のあゆみ

■ 当行の誕生

昭和初期、全国的に金融恐慌の嵐が吹き荒れましたが、福島県内においても有力地元銀行が相次いで破綻し、辛うじて生き残ることができた地元銀行は11行（うち普通銀行は9行）のみとなりました。

ほどなく時局は日華事変へと突入し、政府は、戦時統制経済の一環として、“1県1行”主義の名のもとに銀行合同を強力に推進していきました。政府当局は、福島県内においては残存銀行のうち経営がしっかりしていた郡山商業銀行、会津銀行、白河瀬谷銀行の3行を県内銀行合同の中核体とするため、昭和15年、3行に対し合併勧奨を行いました。

このような“国策”によって、昭和16年11月4日、3行の対等合併により「東邦銀行」は創立されました。

1941 (昭和16年)	郡山商業銀行、会津銀行、白河瀬谷銀行の3行を合併して設立
1942 (昭和17年)	三春銀行、猪苗代銀行、岩瀬興業銀行の営業を譲受
1943 (昭和18年)	矢吹銀行、田村実業銀行、磐東銀行を吸収合併
1944 (昭和19年)	福島貯蓄銀行を吸収合併 預金1億円達成
1946 (昭和21年)	本店を郡山市から福島市に移転
1947 (昭和22年)	福島県金庫事務を受託
1948 (昭和23年)	預金10億円達成 日本銀行代理店の全面引き受け
1953 (昭和28年)	預金100億円突破
1956 (昭和31年)	初の県外支店として東京支店開設
1961 (昭和36年)	預金500億円突破
1964 (昭和39年)	モーターローンの取扱い開始
1966 (昭和41年)	預金1,000億円達成
1967 (昭和42年)	新本店落成
1969 (昭和44年)	外国為替業務取扱い開始
1970 (昭和45年)	コンピュータ稼働
1973 (昭和48年)	東京証券取引所第2部へ上場
1974 (昭和49年)	東京証券取引所第1部へ指定替え 事務センター社屋新築落成
1975 (昭和50年)	預金5,000億円突破
1976 (昭和51年)	総合オンラインシステム稼働

1978 (昭和53年)	全店総合オンラインシステム完成
1981 (昭和56年)	第2次オンラインシステム稼働 預金1兆円達成
1982 (昭和57年)	財団法人福島経済研究所設立
1983 (昭和58年)	財団法人東邦育英会設立 証券業務取扱い開始
1984 (昭和59年)	店舗数100ヵ店達成
1985 (昭和60年)	公共債ディーリング業務取扱い開始
1986 (昭和61年)	海外コレレス業務取扱い開始 研修センター新築落成
1987 (昭和62年)	第3次オンラインシステム稼働
1988 (昭和63年)	第1回無担保転換社債発行
1990 (平成2年)	女子ソフトボールチーム「ピンクパンサーズ」結成 ニューヨーク駐在員事務所開設 C計画「NEXUS50」導入
1991 (平成3年)	新しいシンボルマーク、ロゴタイプ決定 創立50周年記念式典
1992 (平成4年)	香港駐在員事務所開設
1993 (平成5年)	財団法人東邦銀行文化財団設立 新国際業務システム稼働 信託業務取扱い開始 為替エントリーオンラインシステム稼働
1994 (平成6年)	新事務センター新築落成
1995 (平成7年)	新オンラインシステム稼働 ピンクパンサーズ、山岳部 ぶくしま国体で優勝 「原郷のこけし群西田記念館」オープン
1996 (平成8年)	スタンダード&ブアーズ社より格付け取得 インターネットにホームページを開設
1997 (平成9年)	株主総会の早期開催
1998 (平成10年)	ニューヨーク駐在員事務所閉鎖
1999 (平成11年)	香港駐在員事務所閉鎖
2000 (平成12年)	投資信託の窓口販売業務取扱い開始
2001 (平成13年)	保険商品の窓口販売業務取扱い開始 創立60周年
2002 (平成14年)	確定拠出年金業務取扱い開始
2003 (平成15年)	住宅ローン新審査システム稼働 新勘定系システム「PROBANK」稼働 アイワイバンク銀行とのATM利用提携実施
2004 (平成16年)	事業性融資業務専門店「ビジネスローンプラザ郡山支店」オープン 新国際勘定系システム稼働
2005 (平成17年)	インターネットバンキングシステム稼働
2006 (平成18年)	「自然環境保護ファンド・尾瀬紀行」販売開始 東邦ICキャッシュカード発行開始

大株主一覧

(平成19年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	9,924千株	4.44%
福島商事有限会社	福島県福島市大町7番25号	8,436千株	3.77%
東邦銀行従業員持株会	福島県福島市大町3番25号	7,897千株	3.53%
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	6,945千株	3.11%
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	6,224千株	2.78%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	5,144千株	2.30%
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	4,658千株	2.08%
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	3,939千株	1.76%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,568千株	1.59%
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	3,202千株	1.43%
計		59,941千株	26.84%

(注) 割合は小数点第3位以下を切り捨てています。

株式所有者別内訳

(平成19年3月31日現在)

区 分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人、その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	23	91	29	634	74	—	7,478	8,329	
所有株式数(単元)	2,899	104,401	1,248	40,115	9,810	—	62,291	220,764	
所有株式数の割合(%)	1.31	47.29	0.57	18.17	4.44	—	28.22	100.00	

(注) 自己株式389,913株は「個人、その他」に389単元、「単元未満株式の状況」に913株含まれています。
 なお、自己株式389,913株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は388,913株です。

配当政策

(平成19年6月26日現在)

当行は、銀行業務の公共性に鑑み、内部留保の充実による健全性の向上を図りながら、安定的な配当を継続することを基本方針としつつ、業績の成果に応じ弾力的に株主の皆さま方への利益還元を努めてまいりました。

当行の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当期末の配当金につきましては、上記方針を踏まえ、当期の業績等を勘案のうえ、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、1株当たり3円25銭とし、中間配当金1株当たり2円75銭と合わせ年間6円とさせていただきます。これにより、当期の配当

金は、前期の配当金から50銭の増配となりました。

また、内部留保資金につきましては、業容の拡大、経営合理化および収益力増強のため活用し、経営体質の強化と業績の向上に努めてまいる所存であります。

なお、当行は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成18年11月17日取締役会決議	612	2.75
平成19年6月26日定時株主総会決議	724	3.25

従業員の状況

(平成19年3月31日現在)

		平成18年3月末	平成19年3月末
従業員数	男性	1,406人	1,403人
	女性	510人	512人
	計	1,916人	1,915人
平均年齢	男性	41歳 9ヵ月	41歳 0ヵ月
	女性	35歳 3ヵ月	35歳 2ヵ月
	計	40歳 0ヵ月	40歳 2ヵ月
平均勤続年数	男性	19年 0ヵ月	19年 3ヵ月
	女性	15年 4ヵ月	15年 1ヵ月
	計	18年 0ヵ月	18年 2ヵ月
平均給与月額	男性	492千円	489千円
	女性	263千円	260千円
	計	431千円	427千円
嘱託・臨時雇員	計	96人	135人

(注) 1. 平均給与月額は3月の時間外手当を含み平均給与月額であり、賞与を除くものです。
 2. 従業員数には出向者数を含んでいます。

役員一覧・組織図

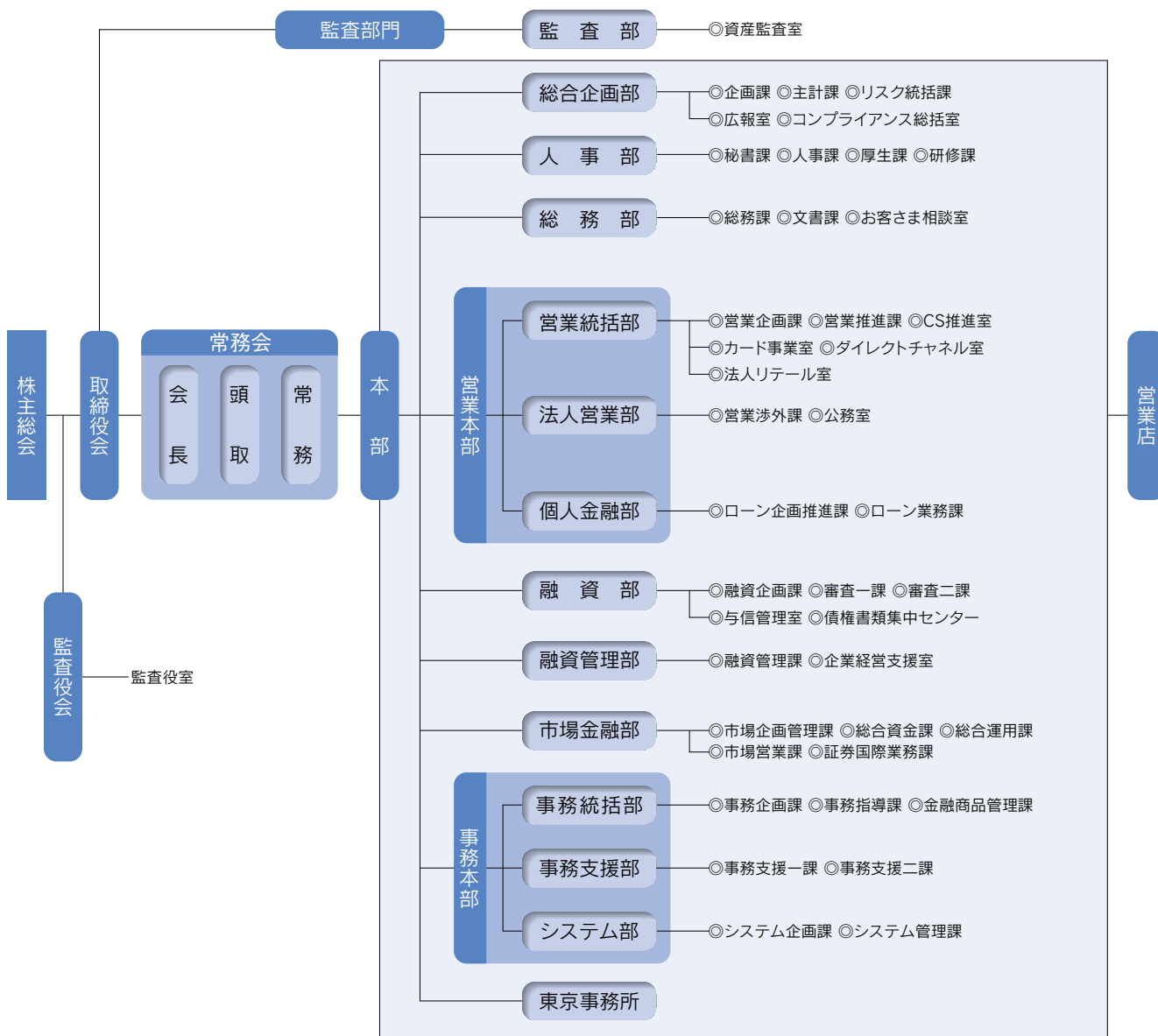
役員一覧

(平成19年6月30日現在)

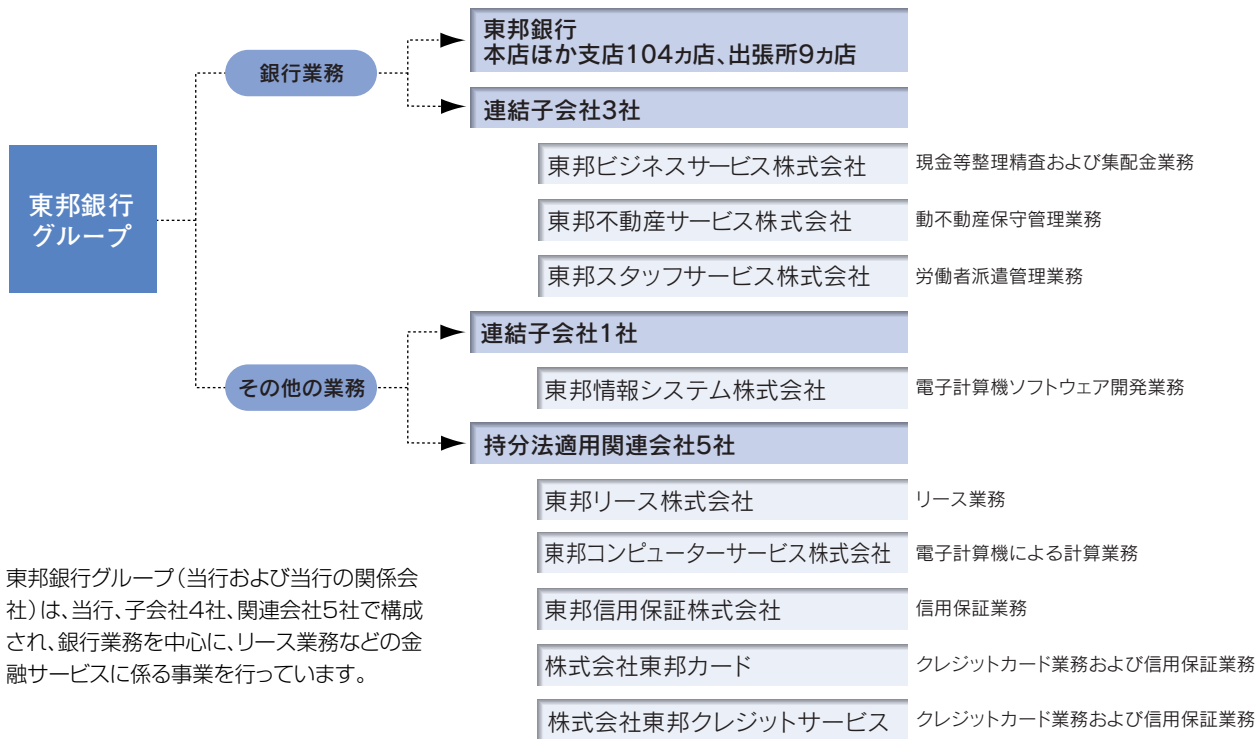
取締役会長	瀬谷 俊雄	取締役(監査部長)	渡辺 正彦
取締役頭取	北村 清士	取締役(会津支店長)	斎藤 巧
常務取締役	近藤 哲	取締役(融資部長)	櫛谷 昭一
常務取締役(営業本部長)	本柳 博之	取締役(郡山支店長)	阿部 賢輔
常務取締役(本店営業部長)	内山 忠	常勤監査役	川崎 和夫
常務取締役	遠藤 博	常勤監査役	高橋 邦尚
常務取締役(事務本部長兼市場金融部長)	天野 次宣	監査役	齋藤 信一
常務取締役	佐久間 守	監査役	芳賀 裕
取締役(東京支店長)	高荒 俊勝	監査役	平賀 八郎

組織図

(平成19年6月30日現在)



事業系統図 (平成19年6月30日現在)



東邦銀行グループ(当行および当行の関係会社)は、当行、子会社4社、関連会社5社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っています。

子会社等の状況 (平成19年6月30日現在)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行議決権割合	子会社等議決権割合
東邦ビジネスサービス(株)	福島市大町3番25号	現金等整理精査および集配金業務	昭和56年6月23日	10百万円	100%	—
東邦不動産サービス(株)	福島市大町3番25号	動不動産保守管理業務	平成4年7月1日	10百万円	100%	—
東邦スタッフサービス(株)	福島市大町7番25号	労働者派遣管理業務	平成4年7月1日	20百万円	100%	—
東邦情報システム(株)	福島市飯坂町平野字桜田3番地4	電子計算機ソフトウェア開発業務	平成5年4月2日	30百万円	5%	78.3%
東邦リース(株)	福島市万世町5番10号	リース業務	昭和60年3月20日	60百万円	5%	43.7%
東邦コンピューターサービス(株)	福島市飯坂町平野字桜田3番地4	電子計算機による計算業務	昭和58年10月14日	30百万円	7.6%	37.1%
東邦信用保証(株)	福島市飯坂町平野字桜田3番地4	信用保証業務	昭和60年3月20日	30百万円	5%	37.5%
(株)東邦カード	福島市本町5番5号 (殖産銀行フコク生命ビル内)	クレジットカード業務および信用保証業務	昭和60年4月15日	30百万円	5%	15.0%
(株)東邦クレジットサービス	福島市大町7番11号 (明治安田生命福島ビル内)	クレジットカード業務および信用保証業務	平成2年7月12日	30百万円	5%	34.3%

店舗一覧

店舗一覧

(平成19年6月30日現在、県内105カ店・県外8カ店・合計113カ店)

外…外国為替取扱店14カ店 両…外貨両替店57カ店 ●…ATM土曜・日曜・祝日稼働店85カ店
住…住宅金融支援機構業務取扱店97カ店

福島市	外●住 本店	〒960-8041 福島市大町3-25 TEL(024)523-3131	郡山市	両●住 郡山卸町	〒963-0547 郡山市喜久田町卸1丁目3-1(卸センター内) TEL(024)959-6400	
	福島市役所出張所	〒960-8111 福島市五老内町3-1(福島市役所内) TEL(024)534-5181		両●住 菜根	〒963-8862 郡山市菜根5丁目22-13 TEL(024)922-4553	
	両 福島医大病院出張所	〒960-1247 福島市光が丘1(医大病院内)		●住 大槻	〒963-0201 郡山市大槻町字原ノ町49-1 TEL(024)951-9361	
	両●住 東福島	〒960-8111 福島市五老内町7-15 TEL(024)534-1121		両●住 新さくら通り	〒963-8034 郡山市島1丁目18-5 TEL(024)934-3227	
	両 住 県庁	〒960-8065 福島市杉妻町2-16(県庁西庁舎内) TEL(024)521-2021		両●住 郡山東	〒963-8835 郡山市小原田3丁目15-4 TEL(024)944-8388	
	両●住 中町	〒960-8043 福島市中町1-6 TEL(024)523-3336		●住 郡山荒井	〒963-0111 郡山市安積町荒井字北大部32 TEL(024)945-8882	
	両● 福島駅前	〒960-8031 福島市栄町6-1(メディアシティビル内) TEL(024)521-1465		●住 西ノ内	〒963-8022 郡山市西ノ内2丁目10-25 TEL(024)933-6977	
	両●住 西福島	〒960-8053 福島市三河南町5-8 TEL(024)534-4885		●住 希望ヶ丘	〒963-0201 郡山市大槻町字広町70-1 TEL(024)961-2277	
	●住 福島西中央	〒960-8074 福島市西中央4丁目8 TEL(024)531-8181		両●住 富田	〒963-8044 郡山市備前館2丁目115 TEL(024)934-8973	
	両●住 南福島	〒960-8153 福島市黒岩字素利町2-6 TEL(024)545-0196		本宮市	両●住 本宮	〒969-1132 本宮市本宮字下町8 TEL(0243)33-3145
	●住 渡利	〒960-8141 福島市渡利字舟場2-1 TEL(024)523-3161		須賀川市	外●住 須賀川	〒962-0845 須賀川市中町1 TEL(0248)75-2101
	●住 泉	〒960-8253 福島市泉字泉川34-3 TEL(024)557-3171		●住 須賀川東	〒962-0821 須賀川市桜岡16-5 TEL(0248)75-4250	
	●住 笹谷	〒960-0241 福島市笹谷字南田1-16 TEL(024)557-1121		●住 ローンプラザ須賀川	〒962-0013 須賀川市岡東町92 TEL(0248)76-6104	
	●住 松山	〒960-8228 福島市松山町25 TEL(024)531-5811		岩瀬郡	両●住 鏡石	〒969-0404 岩瀬郡鏡石町中央55-4 TEL(0248)62-6637
	●住 方木田	〒960-8163 福島市方木田字谷地11-17 TEL(024)545-1531		田村市	両●住 船引	〒963-4312 田村市船引町船引字南町通130-1 TEL(0247)82-1140
	●住 大森	〒960-1101 福島市大森字館ノ内74-1 TEL(024)546-5533		田村郡	両 住 三春	〒963-7766 田村郡三春町字中町2 TEL(0247)62-2141
	●住 福島卸町	〒960-0102 福島市鎌田字卸町7-4 TEL(024)553-5151		●住 小野	〒963-3401 田村郡小野町大字小野新町字莞町11 TEL(0247)72-2141	
	●住 福島中央市場	〒960-0113 福島市北矢野目字樋越1(卸売市場内) TEL(024)553-2711		白河市	外●住 白河	〒961-0905 白河市本町18 TEL(0248)22-3131
	両●住 蓬萊	〒960-8157 福島市蓬萊町4丁目1-1 TEL(024)549-2131		白河市役所出張所	〒961-0941 白河市八幡小路7-1(白河市役所内) TEL(0248)27-0201	
	●住 瀬上	〒960-0101 福島市瀬上町字寺前11-8 TEL(024)553-2171		両●住 白河西	〒961-0856 白河市新白河1丁目178 TEL(0248)24-1411	
両●住 飯坂	〒960-0201 福島市飯坂町字鵜湖町15 TEL(024)542-2321	西白河郡	●住 新白河	〒961-8047 西白河郡西郷村字裏山南24-2 TEL(0248)24-6924		
●住 平野	〒960-0231 福島市飯坂町平野字遠東5-13 TEL(024)542-1321	●住 矢吹	〒969-0221 西白河郡矢吹町中町203 TEL(0248)42-3131			
●住 ローンプラザ福島	〒960-8053 福島市三河南町8-31 TEL(024)534-5010	石川郡	両●住 石川	〒963-7859 石川郡石川町字南町28-6 TEL(0247)26-2101		
伊達市	外●住 保原	〒960-0618 伊達市保原町字8丁目7-3 TEL(024)575-2121	両 住 浅川	〒963-6204 石川郡浅川町大字浅川字本町24-2 TEL(0247)36-4171		
両●住 梁川	〒960-0745 伊達市梁川町字右城町56-1 TEL(024)577-3131	東白川郡	両●住 棚倉	〒963-6131 東白川郡棚倉町大字棚倉字城跡2-1 TEL(0247)33-3251		
伊達郡	両●住 桑折	〒969-1601 伊達郡桑折町字北町44 TEL(024)582-2235	両 住 塙	〒963-5405 東白川郡塙町大字塙字大町2丁目28-1 TEL(0247)43-2101		
●住 川俣	〒960-1453 伊達郡川俣町字瓦町54-2 TEL(024)565-3131	会津若松市	外●住 会津	〒965-0042 会津若松市大町1丁目10-28 TEL(0242)27-6511		
●住 飯野	〒960-1301 伊達郡飯野町大字飯野字町83-4 TEL(024)562-3131	会津若松市役所出張所	〒965-0872 会津若松市東栄町3-46(会津若松市役所内) TEL(0242)28-1843			
二本松市	外●住 二本松	〒964-0917 二本松市本町1丁目205 TEL(0243)23-1133	●住 会津アピオ出張所	〒965-0059 会津若松市インター西114 TEL(0242)32-0700		
郡山市	外●住 郡山	〒963-8014 郡山市虎丸町20-58 TEL(024)932-4811	両 住 会津一之町	〒965-0037 会津若松市中央1丁目2-9 TEL(0242)22-3510		
	郡山市役所出張所	〒963-8024 郡山市朝日1丁目23-7(郡山市役所内) TEL(024)924-0821	竹田総合病院出張所	〒965-0876 会津若松市山鹿町3-27(財)竹田総合病院内 TEL(0242)27-1269		
	郡山総合卸市場出張所	〒963-0201 郡山市大槻町字向原114(郡山市総合卸市場内) TEL(024)961-3221	両●住 会津本町	〒965-0862 会津若松市本町3-23 TEL(0242)27-4511		
	両●住 郡山中町	〒963-8004 郡山市中町2-10 TEL(024)922-4550	●住 門田	〒965-0833 会津若松市明和町5-11 TEL(0242)28-5711		
	両●住 郡山北	〒963-8071 郡山市富久山町久保田字上野60-1 TEL(024)934-8671	両●住 滝沢	〒965-0022 会津若松市滝沢町1-10 TEL(0242)32-3110		
	両●住 郡山大町	〒963-8001 郡山市大町1丁目6-11 TEL(024)923-0039	●住 ローンプラザ会津	〒965-0037 会津若松市中央3丁目5-8 TEL(0242)24-8700		
	両●住 郡山駅前	〒963-8002 郡山市駅前1丁目6-11 TEL(024)922-5900	耶麻郡	両●住 猪苗代	〒969-3122 耶麻郡猪苗代町字本町36 TEL(0242)62-3737	
	両●住 郡山南	〒963-8872 郡山市栄町9-15 TEL(024)933-3861	喜多方市	両●住 喜多方	〒966-0818 喜多方市字2丁目4672-1 TEL(0241)22-1511	
	両●住 桑野	〒963-8025 郡山市桑野4丁目3-5 TEL(024)923-7181	●住 塩川	〒969-3513 喜多方市塩川町字中町1932-2 TEL(0241)27-2151		
	両●住 安積	〒963-0107 郡山市安積1丁目143-1 TEL(024)945-4631	河沼郡	両●住 坂下	〒969-6551 河沼郡会津坂下町字館ノ下355 TEL(0242)83-2255	

大沼郡	●住 高田	〒969-6264 大沼郡会津美里町字高田甲2902-1 TEL(0242)54-2521
	●住 川口	〒968-0011 大沼郡金山町大字川口字森ノ上460-9 TEL(0241)54-2326
南会津郡	●住 会津下郷	〒969-5311 南会津郡下郷町大字豊成字林中6092-25 TEL(0241)67-2131
	●住 田島	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字中町甲3944-10 TEL(0241)62-1234
	●住 山口	〒967-0611 南会津郡南会津町山口字村上798-22 TEL(0241)72-2155
	●住 只見	〒968-0421 南会津郡只見町大字只見字宮前1302-3 TEL(0241)82-2131
南相馬市	●住 原町	〒975-0007 南相馬市原町区南町1丁目72 TEL(0244)22-2141
	●住 小高	〒979-2121 南相馬市小高区東町1丁目51 TEL(0244)44-2141
相馬市	●住 相馬	〒976-0042 相馬市中村字大町58-1 TEL(0244)36-3131
双葉郡	●住 浪江	〒979-1521 双葉郡浪江町大字権現堂字新町71-1 TEL(0240)34-2166
	●住 双葉	〒979-1471 双葉郡双葉町大字長塚字鬼木33 TEL(0240)33-3611
	●住 大熊	〒979-1308 双葉郡大熊町大字下野上字大野576 TEL(0240)32-3181
	●住 富岡	〒979-1111 双葉郡富岡町大字小浜字中央262 TEL(0240)22-3116
	●住 檜葉	〒979-0605 双葉郡檜葉町大字大谷字鐘突堂9-14 TEL(0240)25-3125
いわき市	●住 平	〒970-8026 いわき市平字三町目9-3 TEL(0246)23-2321
	いわき市役所出張所	〒970-8026 いわき市平字梅本21(いわき市役所内) TEL(0246)22-1618
	●住 神谷	〒970-0101 いわき市平下神谷字南一里塚62 TEL(0246)34-4601
	●住 平西	〒970-8026 いわき市平字中町3-2 TEL(0246)23-2236
	●住 谷川瀬	〒970-8036 いわき市平谷川瀬字泉町73-1 TEL(0246)23-2521
	●住 内郷	〒973-8403 いわき市内郷綴町秋山33-4 TEL(0246)26-1155
	●住 湯本	〒972-8321 いわき市常盤湯本町天王崎1-155 TEL(0246)43-2188
	●住 いわき鹿島	〒971-8144 いわき市鹿島町久保1丁目5-20 TEL(0246)58-8171

いわき市	●住 小名浜	〒971-8101 いわき市小名浜字竹町51-1 TEL(0246)53-2233
	●住 植田	〒974-8261 いわき市植田町中央1丁目3-1 TEL(0246)63-3131
	●住 勿来	〒979-0141 いわき市勿来町窪田町通4丁目85 TEL(0246)65-4131
	●住 四倉	〒979-0201 いわき市四倉町字東3丁目7-1 TEL(0246)32-3114
	●住 いわき泉	〒971-8182 いわき市泉町滝尻字折返21 TEL(0246)56-2451
県外	●住 東京	〒104-0031 東京都中央区京橋1丁目1(三井住友海上テラビル2F) TEL(03)3535-5835
	●住 新宿	〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目4-3(井本ビル内) TEL(03)3365-0461
	●住 仙台	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央1丁目7-20 TEL(022)227-3411
	●住 仙台卸町	〒983-0044 宮城県仙台市宮城野区宮千代3丁目2-14(高栄ビル内) TEL(022)236-6551
	●住 日立	〒317-0071 茨城県日立市鹿島町2丁目15-5 TEL(0294)22-6246
	●住 宇都宮	〒320-0034 栃木県宇都宮市泉町1-28 TEL(028)622-8912
	●住 水戸	〒310-0021 茨城県水戸市南町3丁目4-31 TEL(029)225-3151
	●住 新潟	〒950-0087 新潟県新潟市東大通2丁目4-10(日本生命新館2F内) TEL(025)241-3191

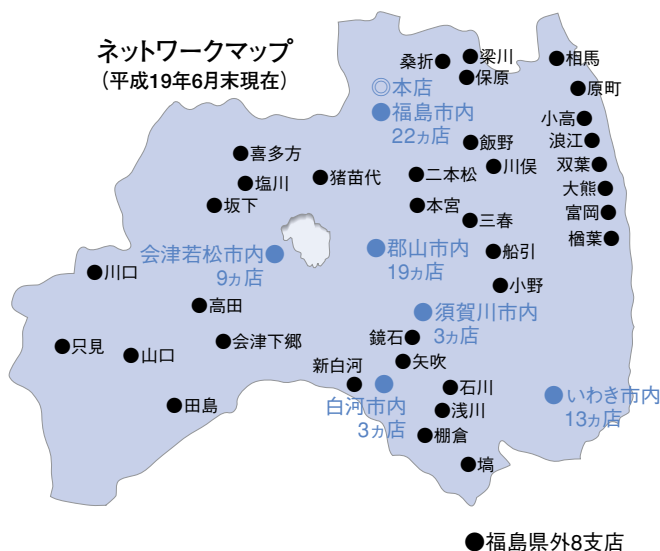
- 郡山ローンセンター 新さくら通り支店内
- 白河ローンセンター 新白河支店内
- いわきローンセンター いわき鹿島支店内
- お金運用プラザ 福島駅前支店内

店舗数等の推移

(単位:店、所)

区分	平成18年6月末	平成19年6月末
本支店	105	104
出張所	9	9
合計	114	113
店舗外自動サービスコーナー	228	221

ネットワークマップ
(平成19年6月末現在)



店舗外自動サービスコーナー

(平成19年6月30日現在221ヵ所)

●…土曜・日曜・祝日稼働コーナー149ヵ所 ■…土曜・日曜稼働コーナー8ヵ所

<p>福島市</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いちい鎌田店 ●いちい信夫ヶ丘店 ●いちい福島西店 ●いちい南福島店 ●いちい渡利店 ●イトーヨーカ堂福島店 ●NTT福島支店 ●大原医療センター ●大原総合病院 ●北芝電機 ●福島キャノン ●県庁西庁舎 ●県庁東庁舎 ●県庁本庁舎 ●県立医大附属病院1階 ●コープmartいずみ ●コープmart瀬上 ●コープmart方木田 ●コープmartやのめ ●JR福島駅構内 ●スーパーキクタ ●中合 ●日東紡績福島工場 ●日東紡績福島第二工場 ●パワーデポ八木田 ●万世町 ●福島駅前ユニックス ●福島駅西口ショッピングセンター ●福島競馬場 ●福島サティ ●福島市保健福祉センター ●福島市役所本庁舎 ●福島赤十字病院 ●福島大学学生会館 ●福島西工業団地 ●福島日本電気 ●松下電器福島工場 ●ヨークベニマル泉店 ●ヨークベニマル野田店 ●ヨークベニマル平野店 ●ヨークベニマル福島西店 ●ヨークベニマル南福島店 ●ヨークベニマル吉倉店 ●リオン・ドール鎌田店 ■わたり病院 	<p>郡山市</p> <ul style="list-style-type: none"> ●イオンタウン郡山 ●イトーヨーカ堂郡山店 ●安積保養園 ●池ノ台 ●太田熱海病院 ●太田総合病院 ●太田総合病院附属西ノ内病院 ●オリエントパーク日和田 ●開成 ●カインズホーム郡山大槻店 ●鎌倉屋荒井店 ●郡山開成学園 ●郡山合同庁舎 ●郡山市水道局 ●郡山市役所分庁舎 ●郡山市役所本庁舎 ●菜根5丁目 ●ザ・モール郡山 ●JR郡山駅 ●寿泉堂総合病院 ●セブンイレブン郡山八山田店 ■台新ショッピングセンター ●坪井病院 ●東部ニュータウン ●磐梯熱海 ●フェスタ ■ホテルプリシード郡山 ●モルティ ●ヨークベニマル安積町店 ●ヨークベニマル荒井店 ●ヨークベニマル大槻店 ●ヨークベニマル希望ヶ丘店 ●ヨークベニマルコスモス通り店 ●ヨークベニマル新小原田店 ●ヨークベニマル富久山店 ●ヨークベニマル八山田店 ●ヨークベニマル横塚店 ●リオン・ドール郡山東店 	<p>泉崎村</p> <ul style="list-style-type: none"> ●泉崎村 <p>石川町</p> <ul style="list-style-type: none"> ●石川長久保 ●ヨークベニマルメガステージ石川店 <p>棚倉町</p> <ul style="list-style-type: none"> ●棚倉町役場 ●ヨークベニマル棚倉店 <p>鮫川村</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鮫川村役場 <p>会津若松市</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会津サティ ●会津漆器団地 ●会津大学厚生棟 ●会津若松合同庁舎 ●会津若松市役所第2庁舎 ●会津若松ショッピングセンター ●会津若松卸市場 ●福島県立会津総合病院 ●河東支所 ●コープわかまつ ●富士通若松工場 ●へるすぶらざ山鹿 ●三菱伸銅 ●ヨークベニマル一箕町店 ●ヨークベニマル飯寺店 ●ヨークベニマル花春店 ●ヨークベニマル門田店 ●ヨークベニマル西若松店 ●リオン・ドール滝沢店 ●リオン・ドール年貢店 	<p>双葉町</p> <ul style="list-style-type: none"> ●双葉町役場 <p>浪江町</p> <ul style="list-style-type: none"> ●浪江サンプラザ ●浪江町役場 ●ヨークベニマル浪江店 <p>新地町</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相馬共同火力新地発電所 <p>いわき市</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アルパインいわき事業所 ●アルプス電気小名浜工場 ●いわき大原 ●磐城立病院 ●いわき合同庁舎 ●いわきサティ ●いわきニュータウン ●いわき中央卸市場 ●江名 ●鹿島ショッピングセンター ●クレハいわき工場 ●クレハ建設 ●郷ヶ丘 ●常磐病院 ●スーパーセンター大原 ●スーパーセンターリビング ●錦 ●福島労災病院 ●藤越平窪店 ●藤越谷川瀬店 ●松村総合病院 ●マルト内郷店 ●マルト釜の前店 ●マルト窪田店 ●マルトショッピングセンター岡小名 ●マルトショッピングセンター草野店 ●マルトショッピングセンター城東店 ●マルトショッピングセンター高坂店 ●マルトショッピングセンター湯長谷店 ●マルト中岡店 ●マルト好間店 ●ヨークベニマルいわき泉店 ●ヨークベニマル小名浜店 ●ヨークベニマル上荒川店 ●ヨークベニマル勿来江栗店 ●ヨークベニマル湯本南店 ●好間工業団地
<p>伊達市</p> <ul style="list-style-type: none"> ●掛田 ●生協保原店 ●保原駅前 ●保原陣屋通 ●伊達市役所 ●ヨークベニマル伊達店 	<p>田村市</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ふねひきパーク ●田村市役所 	<p>喜多方市</p> <ul style="list-style-type: none"> ●喜多方合同庁舎 ●喜多方市役所 ●ヨークベニマル喜多方店 ●ロックタウン塩川 ●リオン・ドールガーデンスクエア喜多方西店 	<p>双葉町</p> <ul style="list-style-type: none"> ●双葉町役場
<p>国見町</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コープmart国見 	<p>三春町</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ヨークベニマル三春店 	<p>会津坂下町</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会津坂下町役場 ●リオン・ドール坂下店 	<p>浪江町</p> <ul style="list-style-type: none"> ●浪江町役場
<p>川俣町</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リオン・ドール川俣店 ●いちい川俣店 	<p>小野町</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ヨークベニマル小野プラザ店 	<p>会津美里町</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会津美里町役場 	<p>猪苗代町</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ヨークベニマル猪苗代店 ●リオン・ドール猪苗代店
<p>二本松市</p> <ul style="list-style-type: none"> ●金色 ●二本松郭内 ●コープmartあだたら ●栞記念病院 ●ヨークベニマル二本松インター店 	<p>須賀川市</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いちい須賀川東店 ●向陽台 ●主婦の店サンユー須賀川店 ●須賀川市役所 ●ヨークベニマル須賀川西店 ●リオン・ドール須賀川東店 	<p>南会津町</p> <ul style="list-style-type: none"> ●南会津合同庁舎 ●南会津町役場 ●ヨークベニマル田島店 	<p>相馬市</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アルプス電気相馬工場 ●ショッピングタウンベガ ●ヨークベニマル相馬店
<p>本宮町</p> <ul style="list-style-type: none"> ■本宮市役所 ●ヨークベニマル本宮インター店 ●ヨークベニマル本宮館町店 ●リオン・ドール本宮店 	<p>鏡石町</p> <ul style="list-style-type: none"> ●主婦の店サンユー鏡石店 ●いちい鏡石店 ●イオンスーパーセンター鏡石店 	<p>南相馬市</p> <ul style="list-style-type: none"> ●南相馬合同庁舎 ●原町東 ●藤越ショッピングセンター原町店 ●小高区役所 ●プレスコキクチ東原町店 ●ヨークベニマル原町店 	<p>富岡町</p> <ul style="list-style-type: none"> ●富岡ショッピングプラザ ●富岡町役場 ●ヨークベニマル夜の森店 ■リフレ富岡
<p>西郷村</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ジャスコ白河西郷店 ●太陽の国 ●西郷村役場 	<p>玉川村</p> <ul style="list-style-type: none"> ■福島空港ビル 	<p>大熊町</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東京電力福島第一原子力発電所 	<p>檜葉町</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東京電力福島第二原子力発電所

■自動機器設置状況
(平成19年6月30日現在) (単位:台)

種類	設置台数	店内	店外
C D	5	0	5
ATM	572	332	240
合計	577	332	245

※本部保有分を除く。

業務案内		(平成19年6月30日現在)
項目	内容	
預金業務	預金	当座預金、普通預金、決済用普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金などを取扱っています。
	譲渡性預金	譲渡可能な定期預金を取扱っています。
貸出業務	貸付	手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っています。
	手形の割引	銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形の割引を取扱っています。
商品有価証券売買業務		国債など公共債の売買業務を行っています。
有価証券投資業務		預金の支払準備および資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。
内国為替業務		国内向けの送金、振込および代金取立などを取扱っています。
外国為替業務		輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っています。
社債受託および登録業務		担保附社債信託法による社債の受託業務、公社債の募集受託および登録に関する業務を行っています。
信託業務	(イ) 土地およびその定着物の信託	不動産信託ともいわれ、土地、建物などの管理・運用を目的とする信託です。受託不動産に係る地代・家賃の取立ならびに租税公課・修繕費用の支払その他一切の管理事務を行う場合に多く利用されています。土地を有効活用し、収益をあげることを目的とした信託もこれに含まれます。(なお、土地などの処分を目的とする信託は取扱っていません。以下(ロ)ないし(ニ)においても同じです。)
	(ロ) 地上権の信託	地上権の管理・運用を目的とする信託です。
	(ハ) 土地の賃借権の信託	土地の賃借権の管理・運用を目的とする信託です。
	(ニ) 土地信託における包括信託	土地信託(上記(イ)ないし(ハ)の信託において、建物の建築などを行い、土地、地上権もしくは土地の賃借権を管理・運用することを目的とする信託)において、土地などを有する者が建築などの費用に充当するために信託する金銭と当該土地などを一つの信託契約により受け入れる信託です。
	(ホ) 特別障害者扶養信託	相続税法の規定に基づき、特別障害者の生活の安定を図ることを目的として、個人が特別障害者を受益者として設定する信託です。この信託は、金銭信託・有価証券の信託などの形態により受託する信託です。
	(ヘ) 公益信託	教育助成、国際研究協力、自然環境の保全などの公益を目的として設定する信託です。
附帯業務	(イ) 代理業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店および国債代理店業務 2. 地方公共団体の公金取扱業務 3. 勤労者退職金共済機構などの代理店業務 4. 株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 5. 中小企業金融公庫および住宅金融支援機構などの代理貸付業務 6. 信託代理店業務
(ロ) 保護預りおよび貸金庫業務 (ハ) 有価証券の貸付 (ニ) 債務の保証(支払承諾) (ホ) 金の売買 (ヘ) 公共債の引受 (ト) 国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売・証券仲介業務 (チ) 保険商品の窓口販売 (リ) 確定拠出年金業務 (ヌ) バンクカード業務 (ル) コマーシャル・ペーパー等の取扱い (ヲ) 顧客紹介業務		

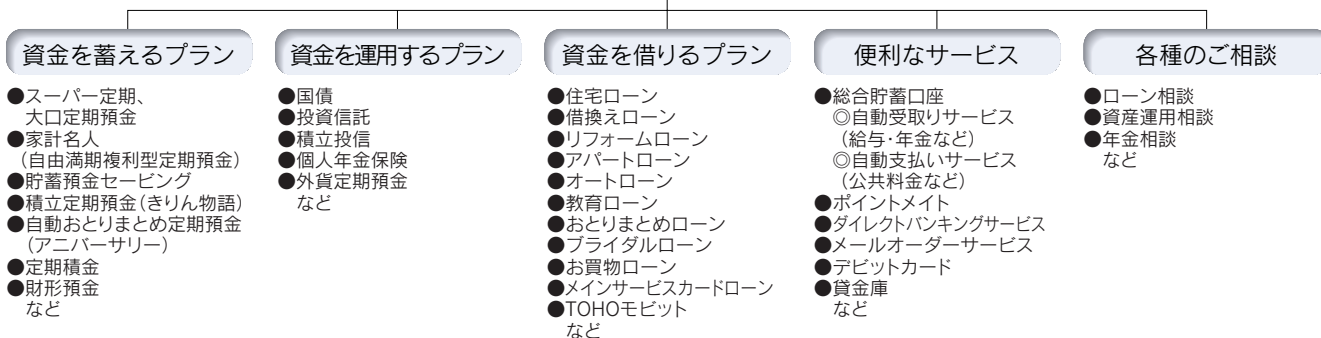
TOHOの金融サービス

お客さまのニーズに合わせた、TOHOの金融サービス

個人のお客さまへ・くらしのメインバンク

当行では、お客さまのさまざまな目的や、ライフサイクルに合わせた資金計画にお応えするため、魅力ある金融商品・サービスを取り揃えています。今後とも、皆さまのお役に立つ、豊かな暮らしづくりのパートナーとして、各種商品・サービスなどの充実に積極的に取組んでまいります。

くらしのメインバンク



より便利で付加価値の高い金融サービスをめざして

ご来店いただくことなくご利用いただけます。

		アクセス	ご利用時間
ダイレクトバンキングサービス※1	電話 (テレホンバンキング)	0120-1489-34(会員専用)	月～金/オペレータ受付 9:00～17:00*2 /コンピュータ音声自動受付 9:00～21:00 土・日・祝日/コンピュータ音声自動受付 9:00～17:00 (1月1日～3日を除く)
	携帯電話 (モバイルバンキング)	http://www.tohobank.co.jp/ ※「iモード」「ez-web」「Yahoo!ケータイ」対応	24時間*3
	パソコン (インターネットバンキング)	http://www.tohobank.co.jp/	24時間*3

※1.ご契約のお手続きと、月額210円(税込)のご利用手数料が必要です。

※2.祝日、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日を除きます。

※3.毎週月曜日午前3時～午前7時および年末12月31日午後5時～翌年1月4日午前8時を除きます。

ご契約不要、ご利用手数料無料でご利用いただけます。

		アクセス	ご利用時間
電 話	ローン事前予約サービス	0120-14-8656	月～金*1/9:00～20:00
	クイックカードローン 「TOHOモビット」	0120-24-919-6 (TOHOモビットの専用フリーダイヤル)	24時間/365日
	ハローサービスセンター	0120-14-8656	月～金*1/9:00～17:00
	ローンプラザ・ローンセンター	0120-608104	月～金*1/ローンプラザ 10:00～18:00 ローンセンター 9:00～17:00 土・日*2/10:00～16:00
	投資信託	0120-104-150	月～金*1/9:00～17:00
	年金保険	0120-104-906	月～金*1/9:00～17:00
	ビジネスローンプラザ	0120-1047-17	月～金*1/9:00～17:00
F A X	ローン事前予約サービス	024-543-1822	24時間/365日
	クイックカードローン 「TOHOモビット」	0120-24-9020	24時間/365日
	FAX情報サービス	162-#287-024-543-0451-01-#	24時間/365日
郵 送	メールオーダーサービス	自動サービスコーナーに備え付けてあります。	
パソコン	ローン事前予約サービス	http://www.tohobank.co.jp/	24時間*3
	〈東邦〉ダイレクトバンキング 「ネット受付サービス」		月～金/7:00～23:00 土・日・祝日/8:00～23:00*4
	インターネットホームページ		24時間/365日

※1.祝日、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日を除きます。 ※2.祝日、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日を除きます。ただし、その他の祝日と土・日・祝日が重なった日はご利用いただけます。

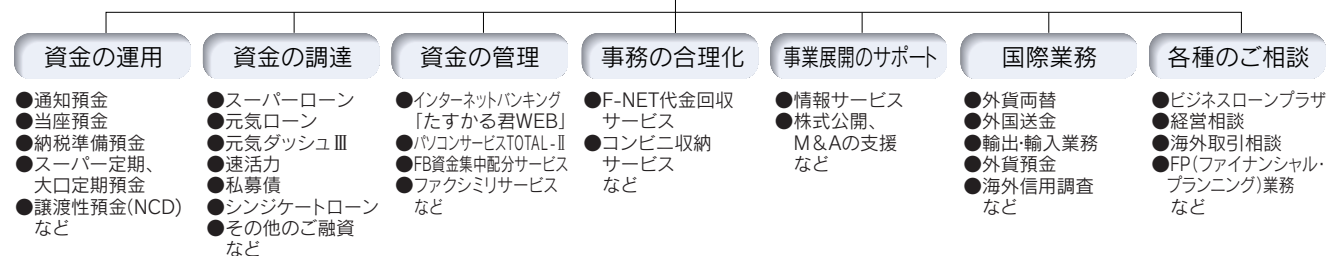
※3.毎週月曜日午前3時～午前7時および年末12月31日午後5時～翌年1月4日午前8時を除きます。 ※4.12月31日17:00～翌年1月4日8:00を除きます。

(平成19年6月30日現在)

法人のお客さまへ・信頼のビジネスパートナー

当行では、企業のお客さまの資金調達・運用をはじめとする各種相談・情報提供など、ますます高度化・多様化するニーズにお応えするため、各種業務の充実に積極的に取り組んでいます。今後とも、地域における企業活動を積極的に支援し、皆さまの事業のお役に立ちたいと考えています。

信頼のビジネスパートナー



(平成19年6月30日現在)

商品・サービスの照会	残高照会・入出金明細照会	振込・振替	定期預金のお預入れ・解約予約	公共料金自動振替申込	住所変更届	投資信託
	●	●	● (オペレータ受付のみ)		● (オペレータ受付のみ)	
●	●	●				
●	●	●	●	●	●	●

商品・サービスの照会	資料請求	オートローン・教育ローンなどのローンの仮審査申込み	その他
●	●	●	
● (TOHOモビットのみ)	● (TOHOモビットのみ)	● (TOHOモビットのみ)	モバイルサイトからの仮申込みもご利用いただけます。
●	●		
●			
●			
●			事業性融資などのご相談にご利用いただけます。
		● ● (TOHOモビットのみ)	
●	●	(仮審査申込み用紙のご請求)	
		●	ダイレクトバンキング申込、住所変更届・公共料金自動振替申込みもご利用いただけます。
		●	住宅ローン・オートローン・教育ローン等の仮審査申込みもご利用いただけます。
●			ダイレクトバンキングの新規申込み、インターネットバンキング・インターネット投資信託の追加申込み、暗証番号変更申込み等もご利用いただけます。
●		● (仮審査申込み用紙のご請求)	店舗地図情報、ローンシミュレーション等もご利用いただけます。

商品一覧

預金

(平成19年6月30日現在)

預金の種類	特長	期間	お預入れ額
総合貯蓄口座	便利な総合口座通帳と、有利な貯蓄預金通帳を一冊にまとめた口座です。		
普通預金	出し入れ自由。公共料金の自動支払、給料・年金などの自動受取に便利です。	出し入れ自由	1円以上
スーパー定期 (自由金利型定期預金【M型】)	300万円までの自由金利の定期預金です。	3ヵ月・6ヵ月・1年・ 2年・3年・4年・5年	1万円以上 300万円未満
スーパー定期300 (自由金利型定期預金【M型】)	300万円からの自由金利の定期預金です。	3ヵ月・6ヵ月・1年・ 2年・3年・4年・5年	300万円以上
家計名人 (自由満期複利型定期預金)	6ヵ月の据置期間経過後はお引き出しが自由で、長くお預け入れていただくほど、適用金利が高くなる大変有利な定期預金です。	最長5年 (据置期間6ヵ月)	1万円以上
変動金利定期	6ヵ月ごとに市場金利に応じて適用金利が変わる定期預金です。	2年・3年	1万円以上
期日指定定期	1年経過後は1ヵ月前までのご指定で自由に満期日を設定できる自由金利の定期預金です。	最長3年(据置期間1年)	1万円以上300万円未満
自動融資	定期預金の90%以内、最高500万円まで自動的にご利用させていただきます。		
貯蓄預金<セービング>	普通預金のように便利で定期預金のように有利な預金、さらに残高がふえればふえるほど適用金利が高くなる残高別の5段階金利となります。 ※金融情勢により複数段階にまたがり、同一利率が適用される場合もあります。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	出し入れ自由のおサイフがわりの手軽な預金です。	出し入れ自由	1円以上
決済用普通預金	出し入れ自由。公共料金の自動支払、給料・年金などの自動受取にもご利用いただけます。お利息はつきませんが、預金保険制度による全額保護の対象預金です。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金<セービング>	普通預金のように便利で定期預金のように有利な預金、さらに残高がふえればふえるほど適用金利が高くなる残高別の5段階金利となります。 ※金融情勢により複数段階にまたがり、同一利率が適用される場合もあります。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまったお金を短期間運用したい場合に最適な預金です。	据置期間7日	5万円以上
納税準備預金	税金のお支払に備える預金です。お利息の所得税が非課税級でご利用いただけます。	お引き出しは納税時	1円以上
当座預金	小切手や手形をご利用いただくための預金です。	出し入れ自由	1円以上
定期預金	まとまったお金をさらに大きくふやすのに最適です。 自動継続型は満期日に自動的に継続されますのでお書替の手間がいらずさらに便利です。		
スーパー定期 (自由金利型定期預金【M型】)	300万円までの自由金利の定期預金です。	1ヵ月以上5年以内	100円以上 300万円未満
スーパー定期300 (自由金利型定期預金【M型】)	300万円からの自由金利の定期預金です。	1ヵ月以上5年以内	300万円以上
家計名人 (自由満期複利型定期預金)	6ヵ月の据置期間経過後はお引き出しが自由で、長くお預け入れていただくほど、適用金利が高くなる大変有利な定期預金です。	最長5年 (据置期間6ヵ月)	100円以上
変動金利定期	6ヵ月ごとに市場金利に応じて適用金利が変わる定期預金です。	2年・3年	100円以上
期日指定定期	1年経過後は1ヵ月前までのご指定で自由に満期日を設定できる自由金利の定期預金です。	最長3年(据置期間1年)	100円以上300万円未満
大口定期預金 (自由金利型定期預金)	市場金利を基準とする1,000万円からの自由金利の定期預金です。	1ヵ月以上5年以内	1,000万円以上
アニバーサリー (自動おとりまとめ定期預金)	お預け入れていただいた定期預金を年に一度ご指定の日に合算し、一番有利な1本の定期預金に自動的にお預け替えする口座です。	—	5千円以上
定期積金	毎月決まった日に決まった金額をお預立て。満期日には給付金がつきます。	6ヵ月以上3年以内	期間・目標額によって異なります。
積立定期預金	スーパー定期でのお取扱いとなりますので、着実な資金づくりに最適な法人のお客さま向けの積立定期預金です。	6ヵ月以上5年以内 (据置期間1ヵ月)	100円以上
積立定期預金(きりん物語)	積立金のお受取り方法を「一括受取型」と「受取日指定型」の2種類よりご選択いただける個人のお客さま向けの積立定期預金です。	[一括受取型] 6ヵ月以上5年以内 (据置期間1ヵ月) [受取日指定型] 2年以上10年以内 (据置期間1ヵ月)	100円以上
一般財形預金	お給料・ボーナスからの天引による自由金利の財産形成預金です。	積立期間3年以上	100円以上
財形年金預金	積立終了後は年金形式でお受取りいただける自由金利の財形です。 非課税級の特典が受けられます。	積立期間5年以上	100円以上
財形住宅預金	マイホーム取得プランに最適な自由金利の財形です。非課税級の特典が受けられます。	積立期間5年以上	100円以上
譲渡性預金(NCD)	自由金利の預金で、満期日前に譲渡することが可能な預金です。	2週間以上2年以内	1,000万円以上

個人向けローン

(平成19年6月30日現在)

ローンのご利用にあたっては、無理のない計画的なご利用をおすすめいたします。ローンに関する約款・規定等は、必ずお読みください。
尚、ローンの種類によっては、保証会社の保証が必要となるほか、保証人・担保が必要となる場合もございます。

ローンの種類	お使いみち	ご融資限度額	ご融資期間	金利
スーパー住宅ローン 「プラス5」 レディース住宅ローン 「きらら」	新築・購入プラン	住宅の新築・購入資金、住宅用の土地購入資金、住宅の増改築、お借換え資金、家具購入等の諸費用、ローン・クレジットなどのおとりまとめ資金	変動金利型 35年以内 固定金利型 25年以内	変動金利 固定金利
	リフォームプラン	増改築・修繕・模様替え資金、家具購入等の諸費用、ローン・クレジットなどのおとりまとめ資金	15年以内	変動金利 固定金利
	借換えプラン	住宅資金のお借換え資金、ローン・クレジットなどのおとりまとめ資金	35年以内	変動金利
フラット35	住宅の新築・購入資金	8,000万円以内	35年以内	固定金利
リフォームローン(無担保型)	増改築・修繕・模様替え資金	1,000万円以内	15年以内	変動金利
借換えローン(無担保型)	住宅資金のお借換え資金	1,000万円以内	15年以内	変動金利
つなぎローン	住宅金融支援機構などの公的資金が実行となるまでのつなぎ資金	3,000万円以内	資金交付日まで(最長1年)	固定金利
アパートローン	賃貸用住宅の新築・購入・増改築・土地購入資金、登記費用等の諸費用、賃貸用住宅のお借換え資金	3億円以内	30年以内	変動金利 連動金利
オートローン	自動車の購入・修理・車検・免許取得資金などの車に関する資金	500万円以内	7年以内	変動金利 固定金利
教育ローン	入学金・授業料など学校に納付する学費および寄付金・受験費用・寮費・アパート代などの教育に関する資金	500万円以内 (固定金利型については分割ご融資の取扱いが可能です。)	10年以内 在学期間中の元金返済の据置可能	変動金利 固定金利
福祉介護ローン	介護用品などの購入資金、高齢者や障害者の方が日常生活に必要な資金	200万円以内	5年以内	固定金利
ブライダルローン	本人または子弟の結婚式・披露宴・新婚旅行などの結婚に関する資金	300万円以内	7年以内	固定金利
メモリアルローン	葬祭、墓石・墓地購入等に関する資金	300万円以内	7年以内	固定金利
ベストビジョン	お使いみち自由(事業性資金・お借換え資金は除きます)。当行住宅ローンをご利用いただいている方を対象とした目的ローン。	500万円以内	10年以内	固定金利
ゆとり創造ローンⅠ	お使いみち自由(事業性資金・お借換え資金は除きます)。当行あて年金振込を指定いただいている方を対象とした目的ローン。	200万円以内	5年以内	固定金利
ゆとり創造ローンⅡ	お使いみち自由(事業性資金・お借換え資金は除きます)。50歳以上の方を対象とした目的ローン。	500万円以内	10年以内	固定金利
おとりまとめローン	本人が現在ご利用しているローン・クレジットなどのお借換え資金	おとりまとめローンⅠ 500万円以内 おとりまとめローンⅡ 300万円以内	おとりまとめローンⅠ 7年以内 おとりまとめローンⅡ 10年以内	固定金利
メインサービスカードローン	自由(事業性資金は除きます)。カード1枚が必要ときにいつでもすぐご利用いただけます。給与振込・公共料金の自動振替などのお取引項目が増えると、利率が優遇されます。	次の3つのコースがあります。 50万円コース 100万円コース 200万円コース	1年(自動更新)	変動金利
クイックカードローン「TOHOモビット」	自由(事業性資金は除きます)。カード1枚が必要ときにいつでもすぐご利用いただけます。24時間365日電話でお申込みいただけます。	30・50・70・100・150・200・250・300万円 (新規のお申込みの場合は200万円以内となります。)	3年(自動更新)	固定金利

※レディース住宅ローン「きらら」は、変動金利のみのお取扱となります。
※スーパー住宅ローン「プラス5」、レディース住宅ローン「きらら」、リフォームローン(無担保型)、借換えローン(無担保型)、アパートローンの変動金利型の利率は短期プライムレートに連動する長期貸出最優遇金利に基づいて定める「変動金利型住宅ローン基準利率」を基準とし年2回見直しを行い、その変動幅に応じて6月・12月の返済日の翌日から新金利を適用します。
※オートローン、教育ローンの変動金利型の利率は短期プライムレートを基準とし年2回見直しを行い、その変動幅に応じて6月・12月の返済日の翌日から新金利を適用します。
※教育ローンにつきまして、医・歯・薬学部にかかる教育資金は、ご融資限度額1,000万円以内、ご融資期間15年以内となります。

事業者向けローン

(平成19年6月30日現在)

ローンの種類	お使いみち	ご融資限度額	ご融資期間	金利
TOHO元気ローンⅠ	運転資金・設備資金	2億円以内	1年以内 (商業手形割引 6ヵ月以内)	固定金利
TOHO元気ローンⅡ	運転資金・設備資金	5億円以内	7年以内	固定金利
東邦・スーパーローン	運転資金・設備資金	3億円以内	有担保貸:20年以内 保証貸:7年以内	連動金利
東邦ビジネスローン「速活力」	運転資金・設備資金(最短で申込受付の翌営業日にご回答いたします)	1,000万円以内	5年以内	固定金利
東邦ビジネスローン「最融先」	運転資金・設備資金(オリックス(株)提携ローン)	3,000万円以内	5年以内	連動金利
〈東邦〉商売繁盛おとりまとめローン	他行借入金等の借換資金 (新たな事業資金も併せてご利用いただけます)	3,000万円以内	連動金利:20年以内 固定金利:10年以内	連動金利 固定金利
TOHO元気ダッシュⅢ	運転資金・設備資金(福島県保証協会提携ローン)	5,000万円以内	10年以内	連動金利 固定金利
事業者カードローン	事業資金(カード1枚が必要ときにご利用いただけます)	5,000万円以内 (保証協会付1,000万円以内)	2年	連動金利

EBサービス・証券・投資信託の窓口販売・保険商品の窓口販売業務

EBサービス

(平成19年6月30日現在)

サービスの種類	サービスの内容
資金管理(振込/振替・残高照会等)	
法人インターネットバンキング「たすかる君-WEB」	インターネットに接続されたパソコン(※)による簡単な操作で、照会サービスや、資金移動サービスをご利用いただけます。また、給与振込、総合振込、口座振替などのデータ伝送、当行所定の収納機関の税金・各種料金の払込みサービスもご利用いただけます。※安全かつ安定的にご利用いただくために推奨パソコン環境がございます。
東邦パソコンサービス「TOTAL-II」	お客様のWindows搭載パソコンと当行のコンピュータを電話回線で結び、給与振込、総合振込、口座振替、住民税納付のデータ伝送、照会、資金移動サービスがご利用いただけます。Windows対応のファームバンキング専用ソフトは当行で準備しております。また、TCP/IP手順に対応しておりますので、パソコン内蔵モデムも利用可能です。(ISDN・公衆回線対応)
東邦スーパーパソコンサービス	お客様のWindows搭載パソコンにファームバンキングソフトを組み込んで、当行のコンピュータを電話回線で結び、照会や資金移動サービスをご利用いただけます。市販の個人資産管理ソフトの銀行サービス機能にも対応したサービスです。(ANSER-SPC対応)
東邦FB資金集中配分サービス	お客様のパソコンに専用ソフトを組み込んで当行のコンピュータと電話回線で結び、即時におお客様の支社や営業所の売上代金、回収金などを預金口座より引落し、本社口座に資金を集中します。また本社の資金を支社や営業所などの預金口座に配分したり、支社や営業所の預金口座を一定残高に調整します。
資金回収事務の省力化	
F-NET代金回収サービス	お客様の売上代金、会費、サービス代金などをF-NET(福島県資金ネットサービスセンター)が、お客様に代わって集金先のお取引金融機関(郵便局を含む全国の金融機関)から口座振替により代金を回収します。
東邦コンビニ収納サービス	お客様の売上代金、会費、サービス代金などを、全国の大手コンビニエンスストア(約38,000店舗)の店頭で24時間365日貴社のお客さまから代金回収します。
東邦授業料等振替サービス	授業料のほか、PTA会費、給食費、生徒会費などの諸費用を、電気、電話、ガス、水道等の公共料金と同じように口座振替機能を利用して、安全かつすみやかに集金します。
東邦地方税納入サービス	市町村住民税納付データを、データ伝送、磁気テープ(又はフロッピーディスク)に記録、あるいは所定の帳票に記入し当行に持ち込むことにより、当行がお客様に代わって納付書を作成し、納付日にはお客様の指定口座から納付金額を自動引落しして、各地方公共団体へ納入いたします。

証券業務

(平成19年6月30日現在)

取扱業務	内容
窓口販売およびディーリング業務	新規発行される公共債、すでに発行済の公共債のお取扱いを行っています。
引受業務	国・地方公共団体・公社公団が発行する債券を引受け、財政資金等の調達に協力しています。
社債受託業務	社債の募集から発行後の管理まで一切の事務を代行し、お客様の資金調達のお手伝いをしています。

投資信託の窓口販売業務

(平成19年6月30日現在)

お客様の幅広い資産運用ニーズにお応えるため、全店で「投資信託」の取扱いを行っています。お客様の目的に合わせてお選びいただけるよう、様々なタイプのファンドを取揃えています。

また、毎月一定金額をおお客様の預金口座より引き落とし、自動的に購入いただく「〈東邦〉積立投信(定時定額購入サービス)」もご用意しています。

保険商品の窓口販売業務

(平成19年6月30日現在)

○個人年金保険

公的年金の支給開始年齢も今後段階的に引き上げられようとしている中で、将来ゆとりあるセカンドライフを送るためには自助努力が必要です。お客様が将来の生活のために計画的な資産形成ができるよう様々なタイプの「個人年金保険」をご用意しています。

○火災保険

火災、風水害等、万が一の時に備え、住宅ローン関連長期火災保険商品を取扱っています。

証券仲介業務

(平成19年6月30日現在)

お客様より株式・外国債券等の証券会社で取扱いをしている商品(取引)の注文をお受けし、証券会社に仲介(媒介)する業務です。当行では、お客様からの注文を野村証券に仲介(媒介)いたします。【業務取扱店舗】本店営業部・郡山支店・会津支店・平支店

確定拠出年金業務

(平成19年6月30日現在)

確定拠出年金は、ゆとりある老後生活に向け公的年金にプラスアルファとなる新しい年金制度です。加入者が自分の責任で運用商品を選び、掛金を運用します。また、運用成果によって受取額が変わります。当行は全店にて個人型確定拠出年金「東邦401Kプラン〈個人型〉」を取扱っています。また、企業型確定拠出年金として「東邦401Kプラン」も取扱いしており、退職金制度のご相談にもお応えしています。

国際業務

(平成19年6月30日現在)

取扱業務	内 容
両替	
外国通貨	主要外国通貨への両替、外国通貨から円への両替。
旅行小切手(T/C)	旅行小切手の販売および買取。
送金	
送金小切手(DD)	外国の銀行を支払場所とする小切手を発行し、お客さまより受取人にお送りいただくもの。
電信送金(TT)	受取人の口座へ電信にて送金。
被仕向送金	海外からの送金の受取。
貿易関連	
輸出	輸出信用状通知、小切手および輸出手形の買取・取立など。
輸入	輸入信用状発行、輸入手形の決済、輸入ユーザンスなど。
保証	スタンバイ・クレジット、荷物引取保証、関税支払保証など。
資本取引	
外貨預金	米ドル等主要通貨による外貨普通預金、外貨定期預金。
先物為替予約	先物為替の予約取引。
その他	
信用調査	海外企業の信用調査。
貿易・投資相談	海外市場、貿易事情調査の相談。

信託業務

(平成19年6月30日現在)

取扱業務	内 容
銀行本体業務	お客さまの大切な財産の管理・運用をお手伝いするために次の業務を行っています。 ●土地信託●不動産管理信託●公益信託●特定贈与信託
代理店業務	高齢化社会を迎える今日、公的年金を補完するものとして企業年金があります。また、その他資産運用や資金調達のお手伝いをするために次の業務を信託銀行の代理店として取扱っています。 ●年金信託●特定金銭信託●動産信託●公益信託●合同運用指定金銭信託●遺言信託●遺産整理業務

【代理店業務取扱店舗】 ●本店営業部 ●郡山支店 ●会津支店 ●平支店 ●白河支店 ●原町支店 ●法人営業部
【代理店契約先】 中央三井信託銀行・三井アセット信託銀行・三菱UFJ信託銀行・住友信託銀行・みずほ信託銀行

◎信託のしくみ 信託とは、ある人(委託者)が一定の目的(信託目的)のために、自分の財産を信頼できる人(受託者)に引き渡し、本人もしくは他人(受益者)または公益のためにその財産(信託財産)を管理・運用してもらうことであり、信頼関係に基づく財産管理制度といえます。



相談業務

(平成19年6月30日現在)

銀行へのニーズが多様化するなか、資金の運用・調達はもちろんのこと、経営問題から身近な問題まで、福島県内外の本支店を窓口として、各分野の専門家と連携しながらお客さまのお役に立つさまざまな情報の提供に努めています。


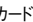
個人のお客さまには、ライフプランや資産運用、年金などの身近な問題のご相談に迅速・的確にお応えするため、知識・経験とも豊富な財務アドバイザー(FA)がご要望に応じ、お客さまを訪問しています。

また、法人のお客さまには、お役に立つ各種セミナーの開催や研修講師の派遣の他、事業継承や株式公開をはじめとする経営問題のご相談にもお応えしています。

各種サービス・主な手数料

各種サービスのご案内

(平成19年6月30日現在)

サービスの種類	サービスの内容	
自動受取りサービス	給与振込	毎月の給与やボーナスが会社から直接お客様の預金口座に振り込まれるサービスです。どうぞ東邦銀行をご利用ください。
	年金自動受取り	手続きは一度だけで簡単です。あとは大切な年金が毎回きちんとお客様の預金口座に振り込まれます。厚生年金、国民年金などの年金お受取りは東邦銀行の預金口座をご指定ください。
	配当金自動受取り	配当金が直接お客様の預金口座に振り込まれます。配当金領収書の未着や紛失がなく、安全、確実、スピーディーに受取れます。
自動支払いサービス	バンクカード	東邦銀行のバンクカードは東邦銀行全店のほか  マークのある全国の提携金融機関、郵便局、セブン銀行の自動サービスコーナーでご利用いただけます。
	ICキャッシュカード	東邦銀行のICキャッシュカードは、高度な暗号化技術により偽造などが困難なICチップを搭載し高い安全性を確保しており、5色の中から好きな色のカードをお選びいただけます。ICキャッシュカードは  マークのある(東邦)のIC対応ATMおよびセブン銀行のATMでご利用いただけます。
	公共料金など	電気、電話、水道、ガス、NHK受信料、国税・地方税、国民年金保険料、学費・園費などを自動的にお支払いいたします。
	クレジットカード	東邦JCBカード、東邦VISAカード、UC、三菱UFJニコス(DC、UFJ、ニコス)、ダイナース、ジャックス、オリエントコーポレーション、福島信販などの支払代金を自動的にお支払いいたします。
	その他	デパート、石油販売、電気製品販売、損害保険、生命保険、保険診療費、その他団体の年金・掛金など当行提携先のご利用代金や料金がお客さまの預金口座から引落せします。
〈東邦〉ポイントメイト	お客さまのさまざまなお取り引きをポイントに換算し、その合計ポイント数に応じてダイレクトバンキングの利用手数料・CD/ATM時間外手数料・コンビニATM利用手数料・振込手数料の優遇、スーパー定期預金の金利優遇、個人ローン・住宅ローンの金利優遇などの各種特典をご利用いただけるサービスです。	
〈東邦〉ダイレクトバンキング	固定電話、インターネット、携帯電話を利用して、残高照会・お振込み・お振替え・定期預金作成などの銀行取引を、いつでもどこでも手軽にご利用いただけるサービスです。投資信託のお取り引きもご利用いただけます。	
〈東邦〉純金積立	月々3,000円から「純金」をご購入いただき、積み立てていく商品です。積み立てた純金は金地金(きんじがね)でのお引き出しや金貨との等価交換、ご売却(現金化)も可能です。(元本の保証はございません)	
メールオーダーサービス	住所変更手続き、公共料金の自動振替やダイレクトバンキングのお申込み、各種ローンの事前審査申込みを郵送でお受けするサービスです。	
貸金庫	有価証券、預金証書、重要書類、貴金属などお客さまの大切な財産の保管にご利用ください。	
夜間金庫	夜間や休日に売上金をお預かりする金庫です。翌営業日にお客さまの預金口座にご入金いたします。	

主な手数料

(平成19年6月30日現在、消費税含む)

振込手数料

		手数料	
		3万円未満	3万円以上
窓口 (含む総合振込、MT・FD)	同一店	210円	420円
	本支店	315円	525円
	他行	630円	840円
	文書扱い	630円	840円
ATM (振込機)	当行 キャッシュカード	同一店	無料
		本支店	105円
	現金・ 他行キャッシュカード	他行	315円
		他行	420円
法人インターネットバンキング・ FB(パソコンサービス等)・ 定額自動送金	同一店	無料	
	本支店	105円	
	他行	420円	
	他行	630円	
〈東邦〉ダイレクトバンキング (インターネットバンキング) (モバイルバンキング)	同一店	無料	
	本支店	無料	
	他行	210円	
	他行	420円	
〈東邦〉ダイレクトバンキング (テレホンバンキング)	同一店	無料	
	本支店	105円	
	他行	315円	

※定額自動送金につきましては、新規契約時に振込手数料とは別に取扱手数料(1,050円/1件)が必要となります。

CD・ATM利用手数料(出金・振込・振込予約)

ご利用時間帯	当行カード	他行カード
平日	8:00～8:45	105円
	8:45～18:00	無料
	18:00以降	105円
土曜・日曜・祝日	105円	210円

※コーナーにより、ご利用時間・内容が異なります。

※振込・振込予約につきましては、別途当行所定の振込手数料が必要となります。

※振替につきましては、52円の手数料が必要となります。なお、定期預金・積立定期預金への振替は無料です。

円貨両替手数料(両替する紙幣と硬貨の合計枚数による手数料)

両替枚数	手数料
1枚～100枚	無料
101枚～300枚	105円
301枚～500枚	210円
501枚～1,000枚	315円
1,001枚～2,000枚 (以降1,000枚毎に315円加算)	630円

※ご持参される枚数、お渡される枚数のいずれか多い方を基準とさせていただきます。

代金取立手数料

	手数料
本支店扱い	420円
他行普通扱い	840円
至急扱い(本支店・他行とも)	1,050円

※他行手形取立でも当行本支店と同一手形交換地域内であれば、本支店扱いの手数料となります。
※小切手取立は同一手形交換地域内に限り無料ですが、先日付小切手の振出日呈示取立につきましては、420円の手数料が必要となります。

手形・小切手帳発行手数料

	枚数	手数料
一般当座小切手帳	50枚綴り	2,100円
ホームチェック	25枚綴り	1,050円
約束手形・為替手形	50枚綴り	2,100円
自己宛小切手	1枚につき	525円

残高証明書発行手数料

	手数料
都度発行	1通につき 630円
継続発行	1通につき 420円
英文発行	1通につき 1,050円
当行書式以外での発行	1通につき 1,050円
監査法人用	1通につき 3,150円

通帳・証書・キャッシュカード再発行手数料

	手数料	他行宛地方税等取次手数料	手数料
1件につき	1,050円	納付先1先につき	525円



財務データ

経営環境と営業の概況	44
<連結情報>	
連結財務諸表	46
セグメント情報・連結リスク管理債権	54
連結自己資本比率	55
<単体情報>	
財務諸表	56
損益の状況	63
預金に関する指標	65
貸出金に関する指標	67
有価証券に関する指標	71
時価情報	73
デリバティブ取引状況	74
信託業務に関する指標・国際業務に関する指標	76
単体自己資本比率	77
経営効率・その他の指標	78

経営環境と事業の概況

平成18年度の経営環境

当期のわが国経済は、企業部門の業績が高水準で推移し、設備投資が引き続き増加する中、雇用者所得は緩やかな増加を続け、個人消費についても底堅く推移するなど、総じて緩やかな拡大基調を継続しております。

また、当行が主たる営業基盤としている福島県内の経済についても、公共事業の抑制と発注方法の見直し等の動きはあるものの、県内への企業立地の活発化などにより生産活動や雇用情勢の改善が進むとともに、地価の下落にも下げ止まりの動きが見られるなど、着実な回復へと向かっております。

金融面においては、堅調な国内経済情勢を背景に、日本銀行による2度にわたる政策金利の引き上げが行われ、株式市場についても概ね安定基調にて推移いたしました。また、金融界においては、不良債権問題から利用者保護へと経営課題が大きく転換する中で、郵政を含めた公的金融の民営化の動き、金融商品取引法の制定等、経営を取り巻く環境は大きく変化してきております。

こうした状況下、地域金融機関においては、地域密着型金融を推進しつつ、これまでの枠組みを超えた広域的な経営統合の動きや、多様な金融ニーズに対する新しいサービスの提供等、利用者にとっての利便性向上や収益増強に向けた積極的な取り組みが行われてまいりました。

その一方で、法令等遵守や利用者保護に向けた態勢整備などの経営管理（ガバナンス）態勢の強化や、CSR（企業の社会的責任）への取り組み等、企業市民としての金融機関に求められる課題は、これまで以上に広範・多岐に及んできております。

このような環境のもと、当行は、平成18年4月から、「地域における存在感・企業価値の向上」をメインテーマに掲げた中期経営計画「TOHO躍進プラン2006」を策定し、「トップライン強化プラン」「地域活力サポートプラン」「働きがい倍増プラン」「ガバナンス強化プラン」の4つの重点プランに基づき、常に「お客さまの目線」に立ちつつ、各種経営目標の達成に向け具体的施策を実践してまいりました。

主な経営指標等の推移（単体）

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	(平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	(平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	(平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	(平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	(平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
経常収益	63,862百万円	63,416	60,024	62,519	59,254
業務純益	16,032百万円	17,782	21,204	13,583	10,895
経常利益	8,418百万円	2,171	8,749	11,046	11,360
当期純利益	3,040百万円	3,988	5,100	5,491	6,100
資本金	18,684百万円	18,684	18,684	18,684	18,684
発行済株式総数	223,249千株	223,249	223,249	223,249	223,249
純資産額	116,798百万円	116,548	124,453	121,112	128,293
総資産額	2,769,561百万円	2,844,864	2,824,022	2,855,552	2,841,804
預金残高	2,446,973百万円	2,466,183	2,497,651	2,483,182	2,566,668
貸出金残高	1,698,484百万円	1,743,977	1,770,677	1,884,433	1,854,162
有価証券残高	884,030百万円	875,028	910,852	846,367	700,342
1株当たり純資産額	523.42円	522.37	557.96	543.12	575.66
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	5.00円 (2.50円)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)	5.50 (2.50)	6.00 (2.75)
1株当たり当期純利益	13.48円	17.74	22.73	24.47	27.36
配当性向	37.09%	28.18	21.99	22.47	21.92
従業員数	2,173人	2,047	1,961	1,916	1,915
単体自己資本比率(国内基準)	8.49%	8.71	10.27	10.61	10.52

(注) 従業員数は出向者を含んでおります。

平成18年度の連結決算の概況

当連結会計年度の損益状況につきましては、公共債・投資信託など預かり資産の積み上げを中心とした役務収益の増強に注力いたしました。また、これまでの資産健全化に向けた各種取組みの成果もあり、不良債権処理額が前期比減少いたしました。

その結果、経常利益は、前連結会計年度比76百万円増益の115億91百万円、当期純利益は、前連結会計年度比6億51百万

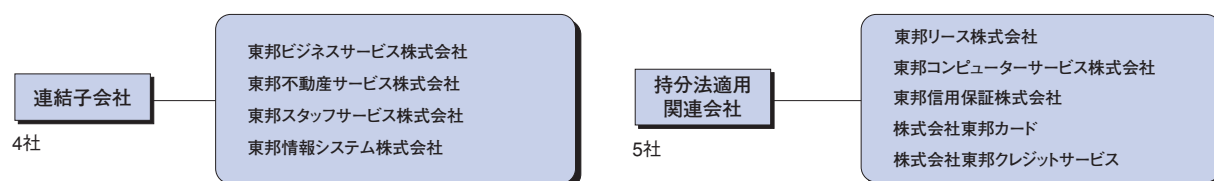
円増益の61億66百万円となりました。

なお、国内基準による自己資本比率は、当期純利益計上により自己資本(分子)が増加したものの、新BIS基準による自己資本比率算出方法の変更に伴うリスクアセット(分母)の増加から、前連結会計年度比0.16ポイント低下し10.58%となりました。

直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標(連結)

区 分	平成14年度 (平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	平成15年度 (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	平成16年度 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	平成18年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
連結経常収益	69,325百万円	68,719	65,453	68,043	65,254
連結経常利益	8,807百万円	2,578	8,999	11,515	11,591
連結当期純利益	3,084百万円	4,028	5,147	5,515	6,166
連結純資産額	117,297百万円	117,086	125,035	121,717	129,153
連結総資産額	2,774,465百万円	2,850,103	2,829,174	2,860,673	2,842,266
1株当たり純資産額	525.82円	524.96	560.76	546.03	578.89
1株当たり当期純利益	13.69円	17.92	22.95	24.58	27.67
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	—円	—	—	—	—
連結自己資本比率(国内基準)	8.59%	8.82	10.39	10.74	10.58

連結の範囲及び持分法の適用に関する事項



※従来、連結子会社であった東邦リース株式会社は、関連会社等の保有していた同社株式の売却に伴い、議決権所有割合が減少したことから、当連結会計年度末より持分法適用関連会社に異動しております。

連結財務諸表

当行は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、平成17年度及び平成18年度の連結財務諸表について新日本監査法人の監査証明を受けております。また、会社法第396条第1項に基づき、平成17年度及び平成18年度の連結貸借対照表、連結損益計算書等について、新日本監査法人の監査を受けております。

連結貸借対照表

(単位:百万円)

区 分	平成17年度 (平成18年3月31日現在)	平成18年度 (平成19年3月31日現在)
	金 額	金 額
(資産の部)		
現金預け金	81,096	187,296
コールローン及び買入手形	1,820	51,180
買入金銭債権	7	2
商品有価証券	2,062	1,328
金銭の信託	10,542	13,200
有価証券	846,683	700,728
貸出金	1,874,015	1,854,162
外国為替	417	582
その他資産	23,164	9,147
動産不動産	43,037	—
有形固定資産	—	39,121
建物	—	12,037
土地	—	24,256
建設仮勘定	—	5
その他の有形固定資産	—	2,821
無形固定資産	—	2,158
ソフトウェア	—	1,712
その他の無形固定資産	—	446
繰延税金資産	19,099	13,597
支払承諾見返	16,004	8,770
貸倒引当金	△57,280	△39,010
資産の部合計	2,860,673	2,842,266
(負債の部)		
預金	2,482,297	2,566,268
譲渡性預金	92,347	99,705
コールマネー及び売渡手形	105,870	1,180
借入金	2,798	—
外国為替	81	216
社債	15,000	15,000
その他負債	8,190	7,789
役員賞与引当金	—	45
退職給付引当金	9,967	8,915
役員退職慰労引当金	—	534
再評価に係る繰延税金負債	4,759	4,688
支払承諾	16,004	8,770
負債の部合計	2,737,318	2,713,113
(少数株主持分)		
少数株主持分	1,637	—

区 分	平成17年度 (平成18年3月31日現在)	平成18年度 (平成19年3月31日現在)
	金 額	金 額
(資本の部)		
資本金	18,684	—
資本剰余金	8,819	—
利益剰余金	84,303	—
土地再評価差額金	854	—
その他有価証券評価差額金	9,232	—
自己株式	△177	—
資本の部合計	121,717	—
負債、少数株主持分及び資本の部合計	2,860,673	—
(純資産の部)		
資本金	—	18,684
資本剰余金	—	8,819
利益剰余金	—	89,259
自己株式	—	△211
株主資本合計	—	116,552
その他有価証券評価差額金	—	11,664
土地再評価差額金	—	750
評価・換算差額等合計	—	12,415
少数株主持分	—	185
純資産の部合計	—	129,153
負債及び純資産の部合計	—	2,842,266

連結損益計算書

(単位:百万円)

区 分	平成17年度 (平成17年4月 1日から 平成18年3月31日まで)	平成18年度 (平成18年4月 1日から 平成19年3月31日まで)
	金 額	金 額
経常収益	68,043	65,254
資金運用収益	45,531	45,682
貸出金利息	35,209	36,500
有価証券利息配当金	10,214	8,810
コールローン利息及び買入手形利息	103	366
預け金利息	0	2
その他の受入利息	2	2
信託報酬	0	0
役務取引等収益	10,454	11,060
その他業務収益	7,047	6,704
その他経常収益	5,010	1,807
経常費用	56,527	53,663
資金調達費用	2,149	3,358
預金利息	489	2,389
譲渡性預金利息	47	157
コールマネー利息及び売渡手形利息	606	220
債券貸借取引支払利息	74	—
借入金利息	26	42
社債利息	185	186
その他の支払利息	718	362
役務取引等費用	3,872	4,003
その他業務費用	7,741	9,545
営業経費	35,027	35,500
その他経常費用	7,736	1,255
貸倒引当金繰入額	6,654	668
その他の経常費用	1,082	587
経常利益	11,515	11,591
特別利益	1	33
動産不動産処分益	1	—
固定資産処分益	—	3
償却債権取立益	—	0
その他の特別利益	—	29
特別損失	1,083	984
動産不動産処分損	163	—
固定資産処分損	—	259
減損損失	919	323
その他の特別損失	—	400
税金等調整前当期純利益	10,434	10,641
法人税、住民税及び事業税	340	187
過年度法人税等	—	△120
法人税等調整額	4,342	4,299
少数株主利益	235	107
当期純利益	5,515	6,166

連結剰余金計算書

(単位:百万円)

区 分	平成17年度 (平成17年4月 1日から 平成18年3月31日まで)
	金 額
(資本剰余金の部)	
資本剰余金期首残高	8,819
資本剰余金増加高	0
自己株式処分差益	0
資本剰余金期末残高	8,819
(利益剰余金の部)	
利益剰余金期首残高	81,655
利益剰余金増加高	5,515
当期純利益	5,515
利益剰余金減少高	2,867
配当金	1,113
役員賞与	30
土地再評価差額金取崩額	1,723
利益剰余金期末残高	84,303

連結財務諸表

連結株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

平成18年度 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

区 分	株主資本				評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主 資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金			評価・換算 差額等合計
平成18年3月31日残高	18,684	8,819	84,303	△177	111,630	9,232	854	10,087	1,637	123,354
連結会計年度中の変動額										
剰余金の配当(注)			△667		△667			—		△667
剰余金の配当			△612		△612			—		△612
役員賞与(注)			△35		△35			—		△35
当期純利益			6,166		6,166			—		6,166
自己株式の取得				△40	△40			—		△40
自己株式の処分		0		4	5			—		5
持分変動による自己株式の減少				1	1			—		1
土地再評価差額金の取崩			103		103			—		103
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					—	2,432	△103	2,328	△1,451	876
連結会計年度中の変動額合計	—	0	4,955	△34	4,922	2,432	△103	2,328	△1,451	5,798
平成19年3月31日残高	18,684	8,819	89,259	△211	116,552	11,664	750	12,415	185	129,153

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

区 分	平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	平成18年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	区 分	平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	平成18年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
	金 額	金 額		金 額	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	10,434	10,641	有価証券の取得による支出	△197,053	△116,530
減価償却費	7,296	7,298	有価証券の売却による収入	172,244	199,393
減損損失	919	323	有価証券の償還による収入	86,841	64,936
持分法による投資損益(△)	△18	△38	金銭の信託の増加による支出	△2,800	△3,300
貸倒引当金の増減(△)額	△9,305	△18,103	金銭の信託の減少による収入	—	518
役員賞与引当金の増減(△)額	—	45	不動産取得による支出	△986	—
退職給付引当金の増減(△)額	△1,683	△1,042	有形固定資産の取得による支出	—	△1,438
役員退職慰労引当金の増減(△)額	—	534	不動産取得の売却による収入	89	—
資金運用収益	△45,531	△45,682	有形固定資産の売却による収入	—	155
資金調達費用	2,149	3,358	無形固定資産の取得による支出	—	△570
有価証券関係損益(△)	△2,752	1,124	無形固定資産の売却による収入	—	27
金銭の信託の運用損益(△)	△242	110	投資活動によるキャッシュ・フロー	58,335	143,191
為替差損益(△)	△15	△2	III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
動産不動産処分損益(△)	118	—	配当金支払額	△1,113	△1,280
固定資産処分損益(△)	—	195	少数株主への配当金支払額	△8	△8
持分変動損益(△)	—	△29	自己株式の取得による支出	△44	△39
商品有価証券の純増(△)減	264	733	自己株式の売却による収入	1	5
貸出金の純増(△)減	△114,132	28,362	財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,164	△1,322
預金の純増減(△)	△14,540	83,458	IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	15	2
譲渡性預金の純増減(△)	△6,223	7,357	V 現金及び現金同等物の増加額	3,158	106,943
借入金(劣後特約付借入金を除く) の純増減(△)	256	1,881	VI 現金及び現金同等物の期首残高	74,877	78,036
預け金(目録預け金を除く) の純増(△)減	△143	727	VII 現金及び現金同等物の期末残高	78,036	184,979
コールローン等の純増(△)減	30,058	△49,354			
コールマネー等の純増減(△)	53,405	△104,690			
外国為替(資産)の純増(△)減	138	△165			
外国為替(負債)の純増減(△)	29	135			
資金運用による収入	46,461	46,350			
資金調達による支出	△2,026	△2,378			
その他	△8,056	△5,875			
小計	△53,140	△34,724			
法人税等の支払額	△887	△203			
営業活動によるキャッシュ・フロー	△54,028	△34,928			

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項(平成18年度)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

会社名 東邦ビジネスサービス株式会社
東邦不動産サービス株式会社
東邦スタッフサービス株式会社
東邦情報システム株式会社

従来、連結子会社であった東邦リース株式会社は、関連会社等の保有株式売却に伴い、議決権所有割合が減少したことにより、当連結会計年度末より連結の範囲から除外し持分法適用の関連会社としております。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 5社

会社名 東邦リース株式会社
東邦コンピューターサービス株式会社
東邦信用保証株式会社
株式会社東邦カード
株式会社東邦クレジットサービス

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～40年

動 産：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

ただし、従来、連結子会社であった東邦リース株式会社のリース資産については、主としてリース期間を償却年数とし、リース期

間満了時の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及びそれと同等の状況にある先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(9) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。

連結財務諸表

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、平成15年度から、ヘッジ手段の平均残存期間(3.7年)にわたって資金調達費用として期間配分していましたが、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失はありません。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(12) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更)

(有価証券の評価基準及び評価方法)

従来、その他有価証券に区分されるシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上していましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、当該組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額は3百万円増加し、繰延税金負債は2百万円増加しており、税金等調整前当期純利益は6百万円減少しております。

(役員賞与引当金の計上基準)

従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は45百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。

(役員退職慰労引当金の計上基準)

従来、当行の役員退職慰労金については、支出時の費用として処理していましたが、役員退職慰労金の引当計上が会計慣行に定着しつつあることに加え、役員退職慰労金に関する内規等の整備を行

ったこと、「役員賞与に関する会計基準」の適用により役員賞与が費用処理されていること、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成19年4月13日付監査・保証実務委員会報告第42号)が公表されたことを契機として、役員の在任期間にわたって費用配分することにより財務内容の健全化及び期間損益の適正化を図るため、当連結会計年度から内規に基づく連結会計年度末要支給額を引当計上する方法に変更いたしました。

これにより、当連結会計年度発生額107百万円を営業経費に計上し、過年度相当額400百万円は特別損失に計上しております。この結果、従来の方法に比べ経常利益が107百万円、税金等調整前当期純利益が508百万円それぞれ少なく計上されております。

また、同報告の公表を契機として当下期に内規等の整備が行われたため、当中間連結会計期間は従来の方法によっております。このため、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益は53百万円、税金等調整前中間純利益は454百万円それぞれ多く計上されております。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。

当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は128,967百万円であります。

なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。

(保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返の相殺)

有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、従来連結貸借対照表に計上していましたが、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ7,827百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響については「事業の種類別セグメント情報」に記載しております。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(連結貸借対照表関係)

(1) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

これにより、従来の「動産不動産」中の「土地建物動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として表示しております。また、「動産不動産」中の保証金

連結財務諸表

権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております

(3)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア等は、「無形固定資産」に含めて表示しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

「動産不動産処分損益(△)」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。

連結貸借対照表関係注記(平成18年度)

1. 有価証券には、関連会社の株式436百万円を含んでおります。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,066百万円、延滞債権額は58,787百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は317百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,517百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は81,688百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は22,388百万円あります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 4,109百万円

担保資産に対応する債務

預金 102,868百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券80,937百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち保証金は973百万円あります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定さ

れた条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、584,397百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが572,435百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が行い申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格(一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は、10,809百万円あります。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 46,071百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,053百万円
(当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円)
12. 社債は劣後特約付社債であります。
13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は7,827百万円あります。

連結損益計算書関係注記(平成18年度)

1. 当連結会計年度において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び使用方法の変更や地価の大幅な下落等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額323百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	用途	種類	減損損失額 (百万円)
福島県内	営業店舗等 7ヵ所	土地・建物	76
	遊休資産 12ヵ所	土地	101
茨城県内	営業店舗 1ヵ所	土地	141
新潟県内	営業店舗 1ヵ所	建物	4
計			323

減損損失における資産のグルーピングは、収益管理上の最小区分である営業店単位(ただし収支関係が相互補完的であ

連結財務諸表

る営業店グループは、当該グループ単位)で行っております。
また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

- 「その他の特別損失」は、役員退職慰労引当金繰入額の過年度相当額であります。
- 過年度法人税等は、過年度法人税等引当不足額71百万円、更正請求還付額192百万円であります。

連結株主資本等変動計算書関係注記(平成18年度)

- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

区 分	(単位：千株)			
	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	223,249	-	-	223,249
自己株式				
普通株式	403	77	14	466

(自己株式の変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 75千株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増しによる減少 10千株

- 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。
- 配当に関する事項
当行の配当については、次のとおりであります

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	668百万円	3円	平成18年 3月31日	平成18年 6月28日
平成18年11月17日 取締役会	普通株式	612百万円	2.75円	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	724百万円	利益 剰余金	3.25円	平成19年 3月31日	平成19年 6月27日

連結キャッシュ・フロー計算書関係注記(平成18年度)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成19年3月31日現在

現金預け金勘定	187,296百万円
普通預け金	△122百万円
定期預け金	△2,000百万円
その他の預け金	△193百万円
現金及び現金同等物	184,979百万円

リース取引関係注記(平成18年度)

[借手情報]

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額

(単位：百万円)

	有形固定資産	無形固定資産	合 計
取得価額相当額	1,776	738	2,514
減価償却累計額相当額	963	363	1,326
年度末残高相当額	813	374	1,187

・未経過リース料年度末残高相当額

(単位：百万円)

	1年内	1年超	合 計
未経過リース料年度末残高相当額	451	795	1,247

・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	611百万円
減価償却費相当額	552百万円
支払利息相当額	63百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

・減損損失について

リース資産に配分された減損損失はありません。

退職給付関係注記(平成18年度)

- 採用している退職給付制度の概要

当行および連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度(平成16年10月1日に厚生年金基金制度から移行)および退職一時金制度を設けております。

- 退職給付債務に関する事項

(平成19年3月31日現在)

退職給付債務	(A)	△ 28,432百万円
年金資産	(B)	20,617百万円
未積立退職給付債務	(C)=(A)+(B)	△ 7,814百万円
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	-
未認識数理計算上の差異	(E)	△ 909百万円
未認識過去勤務債務	(F)	△ 191百万円
連結貸借対照表計上額純額	(G)=(C)+(D)+(E)+(F)	△ 8,915百万円
前払年金費用	(H)	-
退職給付引当金	(G)-(H)	△ 8,915百万円

(注)1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2. 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	944百万円
利息費用	578百万円
期待運用収益	△ 379百万円
過去勤務債務の費用処理額	△ 501百万円
数理計算上の差異の費用処理額	276百万円
会計基準変更時差異の費用処理額	-
その他(割増退職金等)	-
退職給付費用	918百万円

(注) 連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率 2.0%

(2) 期待運用収益率 2.0%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準

(4) 過去勤務債務の額の処理年数
3年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法によっております。)

(5) 数理計算上の差異の処理年数
10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。)

税効果会計関係注記(平成18年度)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	12,974百万円
退職給付引当金	3,565百万円
土地再評価差額金	2,511百万円
減価償却費	1,789百万円
その他	3,949百万円
繰延税金資産小計	24,789百万円
評価性引当額	△4,027百万円
繰延税金資産合計	20,762百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7,164百万円
土地再評価差額金	△4,688百万円
繰延税金負債合計	△11,853百万円
繰延税金資産(負債)の純額	8,909百万円

連結貸借対照表における表示は以下のとおりであります。

繰延税金資産	13,597百万円
再評価に係る繰延税金負債	4,688百万円

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳につきましては、繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の状況をより適切に表示するため、当連結会計年度より土地再評価に係る繰延税金資産及び負債を含めて記載しております。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

当連結会計年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、記載を省略しております。

関連当事者との取引注記(平成18年度)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

1株当たり情報

	平成18年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	578.89円
1株当たり当期純利益	27.67円

(注) 1. 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	平成18年度
純資産の部の合計額	129,153百万円
純資産の合計額から控除する金額	185百万円
うち少数株主持分	185百万円
普通株式に係る期末の純資産額	128,967百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	222,783千株

(2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	平成18年度
当期純利益	6,166百万円
普通株主に帰属しない金額	-百万円
うち利益処分による役員賞与金	-百万円
普通株式に係る当期純利益	6,166百万円
普通株式の期中平均株式数	222,817千株

2. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

セグメント情報

(単位:百万円)

1. 事業の種類別セグメント情報

平成17年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）

区 分	銀行業務	その他の業務	計	消去又は全社	連 結
I 経常収益					
(1)外部顧客に対する経常収益	62,462	5,580	68,043	—	68,043
(2)セグメント間の内部経常収益	96	1,500	1,597	(1,597)	—
計	62,559	7,081	69,640	(1,597)	68,043
経常費用	51,504	6,713	58,218	(1,691)	56,527
経常利益	11,054	367	11,422	93	11,515
II 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出					
資産	2,855,537	16,165	2,871,703	(11,030)	2,860,673
減価償却費	2,554	4,843	7,397	(101)	7,296
減損損失	919	—	919	—	919
資本的支出	643	4,439	5,082	—	5,082

1. 業務区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。なお、「その他の業務」はリース業務等であります。
2. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

区 分	銀行業務	リース業務	その他の業務	計	消去又は全社	連 結
I 経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	59,227	6,002	24	65,254	—	65,254
(2)セグメント間の内部経常収益	74	871	734	1,680	(1,680)	—
計	59,302	6,874	759	66,935	(1,680)	65,254
経常費用	47,949	6,680	749	55,379	(1,716)	53,663
経常利益	11,352	193	9	11,555	35	11,591
II 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出						
資産	2,841,801	—	275	2,842,076	190	2,842,266
減価償却費	2,421	4,812	6	7,240	58	7,298
減損損失	323	—	—	323	—	323
資本的支出	2,045	5,324	2	7,372	—	7,372

- (注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 業務区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。「その他の業務」はソフトウェア開発業務であります。
3. 従来、「その他の業務」に含めて記載しておりました「リース業務」につきましては、当連結会計年度において当該セグメントの経常収益が全セグメントの経常収益の合計の10%を超えたことから当連結会計年度より区分して記載しております。なお、従来の方による場合と比較して、「その他の業務」の経常収益は6,852百万円減少、経常利益は193百万円減少、減価償却費は4,812百万円減少、資本的支出は5,324百万円減少し、「リース業務」はそれぞれ上記記載のとおり増加しております。
また、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、従来、連結子会社であった東邦リース株式会社は当連結会計年度末において連結の範囲から除外し、持分法適用の関連会社となっております。これにより、「リース業務」の資産が16,091百万円減少しております。
4. 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務については、従来、連結貸借対照表に支払承諾及び支払承諾見返として計上しておりましたが、当連結会計年度より相殺しております。これにより、「銀行業務」の資産が7,827百万円減少しております。

2. 所在地別セグメント情報（平成17年度、平成18年度）

セグメントは日本のみであるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3. 国際業務経常収益（平成17年度、平成18年度）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

連結リスク管理債権

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月末	平成19年3月末
破綻先債権額	18,843	6,066
延滞債権額	66,625	58,787
3ヵ月以上延滞債権額	340	317
貸出条件緩和債権額	16,066	16,517
合 計	101,876	81,688

(注) 各債権の説明は、71ページに記載しております。

連結自己資本比率 (国内基準)

(単位:百万円)

項 目		平成18年3月期	平成19年3月期
基本的項目 (Tier1)	資本金	18,684	18,684
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	8,819	8,819
	利益剰余金	83,592	89,259
	自己株式 (△)	177	211
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額 (△)	—	727
	その他有価証券の評価差損 (△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,637	185
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額 (△)	—	—
	のれん相当額 (△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
	連結調整勘定相当額 (△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	—
	計 (A)	112,556	116,010
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,526	2,447
	一般貸倒引当金	8,030	8,349
	負債性資本調達手段等	15,000	15,000
	うち永久劣後債務 (注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	15,000	15,000
	計	25,557	25,797
	うち自己資本への算入額 (B)	25,557	25,797
控除項目 (注4)	(C)	16	387
自己資本額 (A)+(B)-(C)	(D)	138,097	141,420
リスク・アセット等	資産 (オン・バランス) 項目	1,273,981	1,226,914
	オフ・バランス取引等項目	10,971	13,914
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,284,953	1,240,828
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	95,164
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	7,613
	計 ((E)+(F)) (H)	1,284,953	1,335,992
連結自己資本比率 (国内基準) $\frac{(D)}{(H)} \times 100$		10.74%	10.58%
(参考) Tier1 比率 $\frac{(A)}{(H)} \times 100$		8.75%	8.68%

- (注) 1. 告示第28条第2項 (旧告示第23条第2項) に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。
2. 告示第29条第1項第3号 (旧告示第24条第1項第3号) に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号 (旧告示第24条第1項第4号及び第5号) に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号 (旧告示第25条第1項) に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号 (旧告示第25条第1項第2号) に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
- ※19年3月期から新しい自己資本比率規制が導入されております。18年3月期は旧基準による計数です。

財務諸表

当行は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、平成17年度及び平成18年度の財務諸表について新日本監査法人の監査証明を受けております。また、会社法第396条第1項に基づき、平成17年度及び平成18年度の貸借対照表、損益計算書等について、新日本監査法人の監査を受けております。

貸借対照表

(単位:百万円)

区 分	平成17年度 (平成18年3月31日現在)	平成18年度 (平成19年3月31日現在)
	金 額	金 額
(資産の部)		
現金預け金	80,995	187,295
現金	44,358	45,280
預け金	36,636	142,014
コールローン	1,820	51,180
買入金銭債権	7	2
商品有価証券	2,062	1,328
商品国債	2,012	1,184
商品地方債	50	144
金銭の信託	10,542	13,200
有価証券	846,367	700,342
国債	442,275	334,363
地方債	84,774	67,552
社債	155,363	162,263
株式	68,748	67,271
その他の証券	95,204	68,891
貸出金	1,884,433	1,854,162
割引手形	20,917	22,388
手形貸付	200,120	180,016
証書貸付	1,515,065	1,506,105
当座貸越	148,330	145,652
外国為替	417	582
外国他店預け	390	570
買入外国為替	26	11
その他資産	9,585	9,117
前払費用	37	35
未収収益	4,461	4,765
金融派生商品	28	140
繰延ヘッジ損失	213	—
その他の資産	4,844	4,175
不動産	41,538	—
土地建物不動産	40,170	—
保証金権利金	1,368	—
有形固定資産	—	39,110
建物	—	12,037
土地	—	24,256
建設仮勘定	—	5
その他の有形固定資産	—	2,811
無形固定資産	—	2,153
ソフトウェア	—	1,707
その他の無形固定資産	—	446
繰延税金資産	18,991	13,566
支払承諾見返	16,004	8,770
貸倒引当金	△57,216	△39,010
資産の部合計	2,855,552	2,841,804

区 分	平成17年度 (平成18年3月31日現在)	平成18年度 (平成19年3月31日現在)
	金 額	金 額
(負債の部)		
預金	2,483,182	2,566,668
当座預金	66,922	71,351
普通預金	1,365,705	1,420,994
貯蓄預金	61,284	58,275
通知預金	4,240	3,859
定期預金	927,867	962,268
定期積金	14,099	13,256
その他の預金	43,061	36,662
譲渡性預金	92,447	99,835
コールマネー	54,570	1,180
売渡手形	51,300	—
外国為替	81	216
売渡外国為替	61	144
未払外国為替	19	72
社債	15,000	15,000
その他負債	7,168	7,716
未決済為替借	10	19
未払法人税等	121	72
未払費用	2,588	3,689
前受収益	1,330	1,078
給付補てん備金	2	8
金融派生商品	705	84
繰延ヘッジ利益	3	—
その他の負債	2,405	2,764
役員賞与引当金	—	45
退職給付引当金	9,923	8,880
役員退職慰労引当金	—	508
再評価に係る繰延税金負債	4,759	4,688
支払承諾	16,004	8,770
負債の部合計	2,734,439	2,713,510
(資本の部)		
資本金	18,684	—
資本剰余金	8,819	—
資本準備金	8,818	—
その他資本剰余金	0	—
自己株式処分差益	0	—
利益剰余金	83,667	—
利益準備金	7,515	—
任意積立金	71,315	—
役員退職慰労金積立金	740	—
行員退職手当基金	75	—
別途積立金	70,500	—
当期末処分利益	4,837	—
土地再評価差額金	854	—
その他有価証券評価差額金	9,231	—
自己株式	△145	—
資本の部合計	121,112	—
負債及び資本の部合計	2,855,552	—
(純資産の部)		
資本金	—	18,684
資本剰余金	—	8,819
資本準備金	—	8,818
その他資本剰余金	—	1
利益剰余金	—	88,554
利益準備金	—	7,837
その他利益剰余金	—	80,717
役員退職慰労金積立金	—	740
行員退職手当基金	—	75
別途積立金	—	72,700
繰越利益剰余金	—	7,202
自己株式	—	△180
株主資本合計	—	115,879
その他有価証券評価差額金	—	11,663
土地再評価差額金	—	750
評価・換算差額等合計	—	12,414
純資産の部合計	—	128,293
負債及び純資産の部合計	—	2,841,804

損益計算書

(単位:百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度
	(平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	(平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
	金 額	金 額
経常収益	62,519	59,254
資金運用収益	45,622	45,768
貸出金利息	35,301	36,588
有価証券利息配当金	10,213	8,809
コールローン利息	103	366
預け金利息	0	2
その他の受入利息	2	2
信託報酬	0	0
役員取引等収益	10,457	11,062
受入為替手数料	4,201	4,118
その他の役員収益	6,256	6,944
その他業務収益	1,409	607
商品有価証券売買益	43	88
国債等債券売却益	1,152	420
国債等債券償還益	—	17
金融派生商品収益	213	79
その他の業務収益	0	0
その他経常収益	5,031	1,816
株式等売却益	3,801	1,021
金銭の信託運用益	249	43
その他の経常収益	980	751
経常費用	51,472	47,894
資金調達費用	2,122	3,316
預金利息	489	2,390
譲渡性預金利息	47	157
コールマネー利息	603	218
債券貸借取引支払利息	74	—
売渡手形利息	3	2
借入金利息	0	0
社債利息	185	186
金利スワップ支払利息	718	361
その他の支払利息	0	0
役員取引等費用	3,872	4,003
支払為替手数料	669	649
その他の役員費用	3,202	3,354
その他業務費用	2,498	3,200
外国為替売買損	485	718
国債等債券売却損	2,008	2,465
国債等債券償還損	3	17
営業経費	35,267	36,244
その他経常費用	7,712	1,129
貸倒引当金繰入額	6,660	565
株式等売却損	171	82
株式等償却	18	19
金銭の信託運用損	—	153
その他の経常費用	861	307
経常利益	11,046	11,360

区 分	平成17年度	平成18年度
	(平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	(平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
	金 額	金 額
特別利益	1	3
動産不動産処分益	1	—
固定資産処分益	—	3
償却債権取立益	—	0
特別損失	1,081	983
動産不動産処分損	161	—
固定資産処分損	—	258
減損損失	919	323
その他の特別損失	—	400
税引前当期純利益	9,967	10,381
法人税、住民税及び事業税	226	53
過年度法人税等	—	△120
法人税等調整額	4,249	4,348
当期純利益	5,491	6,100
前期繰越利益	1,738	—
土地再評価差額金取崩額	△1,723	—
中間配当額	557	—
中間配当に伴う利益準備金積立額	111	—
当期末処分利益	4,837	—

財務諸表

利益処分計算書

(単位:百万円)

区 分	平成17年度 (株主総会承認日 平成18年6月27日)
	金 額
当期末処分利益	4,837
利益処分額	3,103
利益準備金	200
配当金	668 (1株につき3円)
役員賞与金	35
(うち監査役分)	(5)
任意積立金	2,200
別途積立金	2,200
次期繰越利益	1,733

株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

区 分	株主資本								評価・換算差額等				純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主 資本合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金									
					役員退職 慰労金積立金	行員退職 手当基金	別途 積立金							繰越利益 剰余金
平成18年3月31日残高	18,684	8,818	0	7,515	740	75	70,500	4,837	△145	111,025	9,231	854	10,086	121,112
事業年度中の変動額														
利益準備金の積立(注)				200				△200						
利益準備金の積立				122				△122						
別途積立金の積立(注)							2,200	△2,200						
剰余金の配当(注)								△668		△668				△668
剰余金の配当								△612		△612				△612
役員賞与(注)								△35		△35				△35
当期純利益								6,100		6,100				6,100
自己株式の取得									△39	△39				△39
自己株式の処分			0						4	5				5
土地再評価差額金の取崩								103		103				103
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)											2,432	△103	2,328	2,328
事業年度中の変動額合計			0	322			2,200	2,365	△34	4,853	2,432	△103	2,328	7,181
平成19年3月31日残高	18,684	8,818	1	7,837	740	75	72,700	7,202	△180	115,879	11,663	750	12,414	128,293

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針(平成18年度)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～40年
動 産	2年～20年

(2)無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及びそれと同等の状況にある先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2)役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額を計上しております。

(3)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、

必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

(4)役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理により行っております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、平成15年度から、ヘッジ手段の平均残存期間(3.7年)にわたって資金調達費用として期間配分しておりましたが、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失はありません。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジにより行っております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式により行っております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(会計方針の変更)

(有価証券の評価基準及び評価方法)

従来、その他有価証券に区分されるシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、当該組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、前事

財務諸表

業年度末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は3百万円増加し、繰延税金負債は2百万円増加しており、税引前当期純利益は6百万円減少しております。

(役員賞与引当金の計上基準)

従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は45百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額減少しております。

(役員退職慰労引当金の計上基準)

従来、役員退職慰労金については、支出時の費用として処理しておりましたが、役員退職慰労金の引当計上が会計慣行に定着しつつあることに加え、役員退職慰労金に関する内規等の整備を行ったこと、「役員賞与に関する会計基準」の適用により役員賞与が費用処理されていること、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成19年4月13日付監査・保証実務委員会報告第42号)が公表されたことを契機として、役員の内任期間にわたって費用配分することにより財務内容の健全化及び期間損益の適正化を図るため、当事業年度から内規に基づく事業年度末支給額を引当計上する方法に変更いたしました。

これにより、当事業年度発生額107百万円を営業経費に計上し、過年度相当額400百万円を特別損失に計上しております。この結果、従来の方法に比べ経常利益が107百万円、税引前当期純利益が508百万円それぞれ少なく計上されております。

また、同報告の公表を契機として当期中に内規等の整備が行われたため、当中間会計期間は従来の方法によっております。このため、当中間会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益は53百万円、税引前中間純利益は454百万円それぞれ多く計上されております。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。

当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は128,293百万円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

(保証債務に係る支払承諾および支配承諾見返の相殺)

有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、従来貸借対照表に計上しておりましたが、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ7,827百万円減少しております。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から以下のとおり表示を変更しております。

- (1)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「役員退職慰労金積立金」、「行員退職手当基金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (2)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
 - ①「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分して表示しております。
 - ②「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。
 - ③「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア等は、「無形固定資産」に含めて表示しております。

貸借対照表関係注記(平成18年度)

1. 関係会社の株式総額 50百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,066百万円、延滞債権額は58,787百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は317百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,517百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は81,688百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、22,388百万円で

あります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	4,109百万円
担保資産に対応する債務	
預金	102,868百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券80,937百万円を差し入れております。なお、その他の資産のうち保証金は973百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、584,497百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが572,535百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格（一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格）に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は、10,809百万円であります。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 46,033百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,053百万円
(当事業年度圧縮記帳額 -百万円)
12. 社債は劣後特約付社債であります。
13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は、7,827百万円あります。
14. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、322百万円であります。

損益計算書関係注記（平成18年度）

1. 当事業年度において、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び使用方法の変更や地価の大幅な下落等により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額323百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	用途	種類	減損損失額 (百万円)
福島県内	営業店舗等 7ヵ所	土地・建物	76
	遊休資産 12ヵ所	土地	101
茨城県内	営業店舗 1ヵ所	土地	141
新潟県内	営業店舗 1ヵ所	建物	4
計			323

減損損失における資産のグルーピングは、収益管理上の最小区分である営業店単位（ただし収支関係が相互補完的である営業店グループは、当該グループ単位）で行っております。

また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については、路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

2. 「その他の特別損失」は、役員退職慰労引当金繰入額の過年度相当額であります。
3. 「過年度法人税等」は、過年度法人税等引当不足額71百万円、更正請求還付額192百万円であります。

株主資本等変動計算書関係注記（平成18年度）

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	323	75	10	388

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 75千株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増しによる減少 10千株

財務諸表

リース取引関係注記(平成18年度)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位:百万円)

	有形固定資産	無形固定資産	合計
取得価額相当額	1,659	564	2,223
減価償却累計額相当額	953	347	1,301
期末残高相当額	705	216	921

- 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定の期末残高

(単位:百万円)

	1年内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	397	571	968

- 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	596百万円
減価償却費相当額	531百万円
支払利息相当額	58百万円

- 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

- 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はありません。

有価証券関係注記(平成18年度)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

税効果会計関係注記(平成18年度)

- 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	12,961百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	3,553百万円
土地再評価差額金	2,511百万円
減価償却損金算入限度超過額	1,790百万円
その他	3,914百万円

繰延税金資産小計 24,731百万円

評価性引当額 △4,000百万円

繰延税金資産合計 20,731百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△7,164百万円
土地再評価差額金	△4,688百万円

繰延税金負債合計 △11,853百万円

繰延税金資産(負債)の純額 8,878百万円

貸借対照表における表示は以下のとおりであります。

繰延税金資産	13,566百万円
再評価に係る繰延税金負債	4,688百万円

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳につきましては、繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の状

況をより適切に表示するため、当事業年度より土地再評価に係る繰延税金資産及び負債を含めて記載しております。

- 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
当事業年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、記載を省略しております。

1株当たり情報

	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	575.66円
1株当たり当期純利益	27.36円

(注)1.算定上の基礎

- 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	平成18年度
純資産の部の合計額	128,293百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	-百万円
普通株式に係る期末の純資産額	128,293百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	222,861千株

- 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	平成18年度
当期純利益	6,100百万円
普通株主に帰属しない金額	-百万円
うち利益処分による役員賞与金	-百万円
普通株式に係る当期純利益	6,100百万円
普通株式の期中平均株式数	222,897千株

- なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

国内・国際業務部門別粗利益

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月期			平成19年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
資金運用収支	42,081	1,422	43,503	41,089	1,375	42,465
信託報酬	0	—	0	0	—	0
役務取引等収支	6,566	18	6,584	7,035	24	7,059
その他業務収支	152	△1,241	△1,088	△1,186	△1,407	△2,593
業務粗利益	48,799	199	48,999	46,938	△7	46,931
業務粗利益率	1.78%	0.20%	1.77%	1.74%	△0.01%	1.73%

(注) 特定取引収支はありません。

業務純益

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月期	平成19年3月期
業務純益	13,583	10,895

(注) 業務純益は、預金・貸出金・有価証券等の資金運用収支、各種手数料収支、債券や外国為替売買損益等の合計から貸倒引当金繰入額(一般)と経費(臨時的経費を除く)を除いて算出しております。

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

(単位:百万円)

国内業務部門

区 分	平成18年3月期			平成19年3月期		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	2,740,576 (72,838)	43,228 (38)	1.57%	2,696,650 (68,526)	44,020 (97)	1.63%
資金調達勘定	2,689,389	1,147	0.04%	2,640,716	2,931	0.11%

(注) ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

国際業務部門

区 分	平成18年3月期			平成19年3月期		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	95,843	2,432	2.53%	76,413	1,845	2.41%
資金調達勘定	96,017 (72,838)	1,010 (38)	1.05%	76,646 (68,526)	469 (97)	0.61%

(注) ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

合計

区 分	平成18年3月期			平成19年3月期		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	2,763,581	45,622	1.65%	2,704,537	45,768	1.69%
資金調達勘定	2,712,569	2,118	0.07%	2,648,836	3,302	0.12%

役務取引の状況

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月期			平成19年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
役務取引等収益	10,403	53	10,457	11,011	51	11,062
役務取引等費用	3,837	34	3,872	3,976	27	4,003

損益の状況

受取利息・支払利息の増減

(単位:百万円)

国内業務部門

区 分	平成18年3月期			平成19年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	495	△1,281	△785	△699	1,492	792
支払利息	13	△93	△79	△20	1,804	1,783

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

国際業務部門

区 分	平成18年3月期			平成19年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	178	99	278	△473	△113	△586
支払利息	70	65	135	△175	△364	△540

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

合 計

区 分	平成18年3月期			平成19年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	195	△720	△524	△992	1,138	146
支払利息	3	35	38	△50	1,234	1,183

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

その他業務利益の内訳

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月期	平成19年3月期
国内業務部門	152	△1,186
商品有価証券売買損益	43	88
国債等債券関係損益	△102	△1,354
その他	211	80
国際業務部門	△1,241	△1,407
外国為替売買損益	△485	△718
国債等債券関係損益	△757	△689
その他	2	—
合 計	△1,088	△2,593

営業経費の内訳

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月期	平成19年3月期
給料・手当	14,766	14,900
退職給付費用	369	912
福利厚生費	244	2,225
減価償却費	2,554	2,421
土地建物機械賃借料	1,610	1,584
営繕費	246	241
消耗品費	589	619
給水光熱費	399	386
旅費	175	176
通信費	622	637
広告宣伝費	326	337
租税公課	1,880	1,806
その他	11,482	9,994
合 計	35,267	36,244

(注) 従来、「その他」に含めておりました「社会保険料」につきましては、経費の内容を鑑み、当事業年度から「福利厚生費」として計上することといたしました。このため、前事業年度は変更後の方法によった場合に比べ、「その他」が1,888百万円多く「福利厚生費」は同額少なく計上されております。

預金科目別残高(期末残高)

(単位:百万円、%)

区 分	平成18年3月末					平成19年3月末				
	国内業務部門	構成比	国際業務部門	構成比	合 計	国内業務部門	構成比	国際業務部門	構成比	合 計
預金										
流動性預金	1,498,154	58.24	—	—	1,498,154	1,554,482	58.35	—	—	1,554,482
うち有利息預金	1,247,113	48.48	—	—	1,247,113	1,313,803	49.31	—	—	1,313,803
定期性預金	941,966	36.62	—	—	941,966	975,524	36.62	—	—	975,524
うち固定自由金利定期預金	927,308	36.05			927,308	961,547	36.09			961,547
うち変動自由金利定期預金	359	0.01			359	552	0.02			552
その他	39,851	1.55	3,210	100.00	43,061	34,212	1.28	2,449	100.00	36,662
合 計	2,479,972	96.41	3,210	100.00	2,483,182	2,564,219	96.25	2,449	100.00	2,566,668
譲渡性預金	92,447	3.59	—	—	92,447	99,835	3.75	—	—	99,835
総合計	2,572,420	100.00	3,210	100.00	2,575,630	2,664,054	100.00	2,449	100.00	2,666,504

(注) 1.流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2.定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定自由金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

変動自由金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

預金科目別残高(平均残高)

(単位:百万円、%)

区 分	平成18年3月期					平成19年3月期				
	国内業務部門	構成比	国際業務部門	構成比	合 計	国内業務部門	構成比	国際業務部門	構成比	合 計
預金										
流動性預金	1,476,103	56.05	—	—	1,476,103	1,500,546	57.22	—	—	1,500,546
うち有利息預金	1,220,151	46.33	—	—	1,220,151	1,253,871	47.81	—	—	1,253,871
定期性預金	997,384	37.87	—	—	997,384	978,137	37.30	—	—	978,137
うち固定自由金利定期預金	982,586	37.31			982,586	963,927	36.75			963,927
うち変動自由金利定期預金	379	0.01			379	499	0.01			499
その他	17,176	0.65	2,991	100.00	20,167	17,882	0.68	2,804	100.00	20,686
合 計	2,490,664	94.57	2,991	100.00	2,493,655	2,496,566	95.20	2,804	100.00	2,499,371
譲渡性預金	143,052	5.43	—	—	143,052	125,847	4.80	—	—	125,847
総合計	2,633,716	100.00	2,991	100.00	2,636,708	2,622,413	100.00	2,804	100.00	2,625,218

(注) 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、日次カレント方式(当日のTT仲値を当日の全ての取引に適用する方式)により算出しております。

預金者別残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成18年3月末		平成19年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
個人預金	1,762,234	70.97	1,813,565	70.66
法人預金	517,475	20.84	538,351	20.97
その他の預金	203,473	8.19	214,752	8.37
合 計	2,483,182	100.00	2,566,668	100.00

(注) 1.その他の預金は、公金預金と金融機関預金であります。

2.譲渡性預金は含めておりません。

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月末	平成19年3月末
財形預金	33,234	33,900

預金に関する指標

定期預金の残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		平成18年3月末	平成19年3月末
定期預金	3ヵ月未満	255,302	232,911
	3ヵ月以上6ヵ月未満	179,220	222,818
	6ヵ月以上1年未満	349,582	356,338
	1年以上2年未満	61,637	58,407
	2年以上3年未満	53,364	61,131
	3年以上	25,856	27,900
	合 計	924,961	959,505
うち固定自由金利定期預金	3ヵ月未満	255,071	232,716
	3ヵ月以上6ヵ月未満	179,174	222,791
	6ヵ月以上1年未満	349,530	356,289
	1年以上2年未満	61,533	58,317
	2年以上3年未満	53,251	60,782
	3年以上	25,856	27,900
	合 計	924,415	958,795
うち変動自由金利定期預金	3ヵ月未満	44	37
	3ヵ月以上6ヵ月未満	46	27
	6ヵ月以上1年未満	52	49
	1年以上2年未満	104	90
	2年以上3年未満	113	350
	3年以上	—	—
	合 計	359	552

(注) 本表の預金残高には、積立定期預金を含んでおりません。

貸出金残高(期末残高)

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月末			平成19年3月末		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
貸出金						
手形貸付	200,120	—	200,120	180,016	—	180,016
証書貸付	1,515,065	—	1,515,065	1,506,105	—	1,506,105
当座貸越	148,330	—	148,330	145,652	—	145,652
割引手形	20,917	—	20,917	22,388	—	22,388
合 計	1,884,433	—	1,884,433	1,854,162	—	1,854,162

貸出金残高(平均残高)

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月期			平成19年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
貸出金						
手形貸付	205,445	—	205,445	182,751	—	182,751
証書貸付	1,453,404	—	1,453,404	1,521,804	—	1,521,804
当座貸越	156,537	—	156,537	155,372	—	155,372
割引手形	20,786	—	20,786	19,529	—	19,529
合 計	1,836,173	—	1,836,173	1,879,458	—	1,879,458

貸出金の残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		平成18年3月末	平成19年3月末
貸出金			
	1年以下	494,167	422,491
	1年超3年以下	309,364	319,914
	3年超5年以下	228,642	264,794
	5年超7年以下	198,912	193,461
	7年超	505,018	507,850
	期間の定めのないもの	148,330	145,652
	合 計	1,884,433	1,854,162
うち変動金利			
	1年以下		
	1年超3年以下	105,982	108,837
	3年超5年以下	74,459	73,313
	5年超7年以下	48,678	47,821
	7年超	106,694	100,434
	期間の定めのないもの	48,472	43,363
うち固定金利			
	1年以下		
	1年超3年以下	203,382	211,077
	3年超5年以下	154,183	191,481
	5年超7年以下	150,234	145,640
	7年超	398,324	407,416
	期間の定めのないもの	99,858	102,289

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

貸出金用途別内訳

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月末		平成19年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	1,023,161	54.30%	1,043,288	56.27%
運転資金	861,272	45.70%	810,874	43.73%
合 計	1,884,433	100.00%	1,854,162	100.00%

貸出金に関する指標

業種別貸出状況

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月末			平成19年3月末		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
国内店分(除く特別国際金融取引勘定分)	141,229	1,884,433	100.00%	140,687	1,854,162	100.00%
製造業	2,719	173,440	9.20	2,669	182,468	9.84
農業	895	4,994	0.26	820	3,380	0.18
林業	50	302	0.02	45	352	0.02
漁業	44	4,939	0.26	41	3,973	0.21
鉱業	51	2,566	0.14	43	2,568	0.14
建設業	3,582	94,370	5.01	3,620	90,065	4.86
電気・ガス・熱供給・水道業	76	18,414	0.98	63	22,158	1.20
情報通信業	189	11,189	0.59	185	14,074	0.76
運輸業	561	42,862	2.27	566	41,695	2.25
卸売・小売業	4,487	204,434	10.85	4,420	199,185	10.74
金融・保険業	219	90,614	4.81	221	99,474	5.36
不動産業	1,249	134,133	7.12	1,499	155,102	8.37
各種サービス業	5,548	292,384	15.52	5,471	276,465	14.91
地方公共団体	45	270,756	14.37	44	279,653	15.08
その他	121,514	539,028	28.60	120,980	483,543	26.08
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	141,229	1,884,433		—	1,854,162	

(注) 当事業年度末において、個人等に関する業種区分の精緻化を図るため、業種の見直しを実施しております。

中小企業等に対する貸出金

(単位:百万円)

区 分		平成18年3月末	平成19年3月末
総貸出金残高(A)	貸出先件数	141,229件	140,687件
	金 額	1,884,433	1,854,162
中小企業等 貸出金残高(B)	貸出先件数	140,878件	140,307件
	金 額	1,249,714	1,232,879
(B) / (A)	貸出先件数	99.75%	99.72%
	金 額	66.31%	66.49%

(注) 1.本表の貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含んでおりません。

2.中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の会社及び個人であります。

個人ローン・住宅ローン残高

(単位:億円)

区 分	平成15年3月末	平成16年3月末	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末
住宅ローン(アパートローンを含む)	3,477	3,942	4,238	4,491	4,674
その他の個人ローン	635	640	675	688	678
合 計	4,113	4,583	4,914	5,179	5,353

(注) 個人向けローンの呼称を、従来の「消費者ローン」から「個人ローン」に変更しております。

担保種類の貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月末	平成19年3月末
有価証券	3,733	2,679
債 権	34,990	36,578
商 品	0	260
不動産	700,746	706,030
その他	—	—
計	739,470	745,547
保 証	509,775	491,263
信 用	635,187	617,352
合 計	1,884,433	1,854,162

担保種類の支払承諾見返額

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月末	平成19年3月末
有価証券	31	34
債 権	440	427
商 品	—	—
不動産	3,137	3,395
その他	—	—
計	3,608	3,857
保 証	10,848	3,488
信 用	1,547	1,424
合 計	16,004	8,770

(注) 従来、有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行保証債務の額を支払承諾及び支払承諾見返に含めて計上していましたが、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、当事業年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ7,827百万円減少しております。

貸出金に関する指標

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月期				平成19年3月期					
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
貸倒引当金	9,819	9,258	—	※1 9,819	9,258	9,258	9,039	—	※1 9,258	9,039
一般貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個別貸倒引当金	56,640	47,958	15,903	※2 40,736	47,958	47,958	29,970	18,771	※2 29,186	29,970
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※1 洗替による取崩額

※2 主として税法による取崩額

貸出金償却額

該当ありません。

特定海外債権残高

該当ありません。

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づいた資産査定の結果(平成19年3月末)

(単位:百万円)

区 分	債権額 ①	担保等による保全額	回収懸念額 ③ (①-②)	貸倒引当金 ④	引当率 ④/③	保全率 (②+④)/①
破産更生債権等 A	24,650	8,722	15,927	15,927	100.00%	100.00%
危険債権 B	40,770	17,757	23,013	14,042	61.02%	77.99%
要管理債権 C	16,835	5,066	11,768	3,126	26.56%	48.66%
計 (A+B+C) D	82,256	31,546	50,709	33,096	65.27%	78.58%
正常債権 E	1,791,420					
合計 (D+E)	1,873,676					

(注) 対象債権は、貸出金、外国為替、未収利息(与信関係)、仮払金(与信関係)、支払承諾見返、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けた有価証券および有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債であります。

破産更生債権等(破産更生債権及びこれらに準ずる債権)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っているお取引先に対する債権及びこれらに準ずる債権で、自己査定上の「破綻先」「実質破綻先」に対する債権

危険債権

お取引先が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、自己査定上の「破綻懸念先」に対する債権

要管理債権

自己査定上の「要注意先」のうち、3ヵ月以上延滞債権(元金または利息の支払が3ヵ月以上滞っている貸出債権)及び貸出条件緩和債権(お取引先の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他のお取引先に有利となる取決めを行った貸出債権)に該当する債権

正常債権

お取引先の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権で、自己査定上の「正常先」に対する債権及び自己査定上の「要注意先」に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権

リスク管理債権

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月末	平成19年3月末
破綻先債権額	18,843	6,066
延滞債権額	66,625	58,787
3ヵ月以上延滞債権額	340	317
貸出条件緩和債権額	16,066	16,517
合 計	101,876	81,688

破綻先債権

未収利息を収益不計上としている貸出金のうち、会社更生法等の法的手続きが取られているか、または手形交換所の取引停止処分を受けたお取引先に対する貸出金

延滞債権

未収利息を収益不計上としている貸出金から、「破綻先債権」、「お取引先の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金」を除いた貸出金

3ヵ月以上延滞債権

「破綻先債権」「延滞債権」を除いて、元金または利息の支払が3ヵ月以上滞っている貸出金

貸出条件緩和債権

お取引先の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他のお取引先に有利となる取決めを行った貸出金

有価証券残高(期末残高)

(単位:百万円、%)

区 分	平成18年3月末					平成19年3月末				
	国内業務部門	構成比	国際業務部門	構成比	合 計	国内業務部門	構成比	国際業務部門	構成比	合 計
有価証券 国債	442,275	58.56	—	—	442,275	334,363	52.44	—	—	334,363
地方債	84,774	11.23	—	—	84,774	67,552	10.60	—	—	67,552
社債	155,363	20.57	—	—	155,363	162,263	25.45	—	—	162,263
株式	68,748	9.10	—	—	68,748	67,271	10.55	—	—	67,271
その他の証券	4,066	0.54	91,138	100.00	95,204	6,096	0.96	62,794	100.00	68,891
うち外国債券			91,137	99.99	91,137			62,793	99.99	62,793
うち外国株式			0	0.01	0			0	0.01	0
合 計	755,229	100.00	91,138	100.00	846,367	637,548	100.00	62,794	100.00	700,342

有価証券残高(平均残高)

(単位:百万円、%)

区 分	平成18年3月期					平成19年3月期				
	国内業務部門	構成比	国際業務部門	構成比	合 計	国内業務部門	構成比	国際業務部門	構成比	合 計
有価証券 国債	472,700	61.50	—	—	472,700	390,424	59.02	—	—	390,424
地方債	85,581	11.13	—	—	85,581	70,745	10.70	—	—	70,745
社債	167,184	21.75	—	—	167,184	155,539	23.51	—	—	155,539
株式	40,046	5.21	—	—	40,046	39,214	5.93	—	—	39,214
その他の証券	3,142	0.41	92,696	100.00	95,839	5,528	0.84	73,967	100.00	79,495
うち外国債券			92,696	99.99	92,696			73,966	99.99	73,966
うち外国株式			0	0.01	0			0	0.01	0
合 計	768,656	100.00	92,696	100.00	861,353	661,451	100.00	73,967	100.00	735,418

(注) 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、日次カレント方式(当日のTT仲値を当日の全ての取引に適用する方式)により算出しております。

公共債引受額

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月期	平成19年3月期
国債	4,518	—
地方債・政府保証債	12,515	14,624
合 計	17,033	14,624

公共債・投資信託窓販実績

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月期	平成19年3月期
国債	31,801	38,944
地方債・政府保証債	3,979	6,000
合 計	35,780	44,944
投資信託	36,650	53,123

有価証券に関する指標

公共債ディーリング実績

(単位:百万円)

商品有価証券売買高

区 分	平成18年3月期	平成19年3月期
商品国債	70,466	78,335
商品地方債	43	95
商品政府保証債	—	—
合 計	70,509	78,430

商品有価証券平均残高

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月期	平成19年3月期
商品国債	1,899	1,824
商品地方債	21	88
商品政府保証債	—	—
貸付商品債券	—	—
その他の商品有価証券	—	—
合 計	1,920	1,913

有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		平成18年3月末	平成19年3月末	
国債	1年以下	9,034	29,531	
	1年超3年以下	72,443	79,439	
	3年超5年以下	76,850	88,956	
	5年超7年以下	118,091	34,056	
	7年超10年以下	47,709	19,170	
	10年超	118,145	83,209	
	期間の定めのないもの	—	—	
	合 計	442,275	334,363	
地方債	1年以下	14,381	7,848	
	1年超3年以下	20,294	14,355	
	3年超5年以下	28,650	26,079	
	5年超7年以下	5,007	5,253	
	7年超10年以下	16,440	14,015	
	10年超	—	—	
	期間の定めのないもの	—	—	
	合 計	84,774	67,552	
社債	1年以下	29,782	44,715	
	1年超3年以下	48,201	46,396	
	3年超5年以下	40,896	39,318	
	5年超7年以下	10,556	5,501	
	7年超10年以下	25,926	26,331	
	10年超	—	—	
	期間の定めのないもの	—	—	
	合 計	155,363	162,263	
株式	期間の定めのないもの	68,748	67,271	
その他の証券	1年以下	3,227	2,081	
	1年超3年以下	11,315	11,052	
	3年超5年以下	17,431	8,052	
	5年超7年以下	16,440	8,673	
	7年超10年以下	43,431	33,930	
	10年超	—	—	
	期間の定めのないもの	3,357	5,100	
	合 計	95,204	68,891	
	うち外国債券	1年以下	3,206	2,081
		1年超3年以下	11,315	11,043
		3年超5年以下	17,381	7,965
		5年超7年以下	16,241	8,441
		7年超10年以下	42,992	33,261
10年超		—	—	
期間の定めのないもの		—	—	
合 計	91,137	62,793		
うち外国株式	期間の定めのないもの	0	0	

有価証券の時価等情報

(単位:百万円)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券

区 分	平成18年3月31日現在		平成19年3月31日現在	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	2,062	△9	1,328	8

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区 分	平成18年3月31日現在					平成19年3月31日現在				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち		貸借対照表計上額	時価	差額	うち	
				益	損				益	損
国債	41,389	40,502	△887	—	887	41,171	40,946	△225	102	327

3. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	平成18年3月31日現在					平成19年3月31日現在				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち	
				益	損				益	損
株式	36,802	67,389	30,586	30,843	256	39,400	65,868	26,468	27,572	1,104
債券	645,396	633,143	△12,252	1,379	13,632	521,906	515,180	△6,725	1,066	7,792
国債	411,570	400,886	△10,684	134	10,819	299,647	293,192	△6,455	117	6,572
地方債	85,242	84,774	△468	783	1,251	67,746	67,552	△194	424	619
社債	148,582	147,483	△1,099	461	1,560	154,513	154,436	△76	524	601
その他	98,143	95,204	△2,938	329	3,268	69,804	68,890	△913	433	1,347
合 計	780,341	795,737	15,395	32,553	17,157	631,111	649,940	18,828	29,073	10,244

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

平成17年度、18年度とも、その他有価証券で時価のあるものについて減損処理を行ったものではありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について（中間）事業年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

4. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

区 分	平成18年3月31日現在	平成19年3月31日現在
子会社株式及び関連会社株式	50	50
その他有価証券		
事業債	7,880	7,827
非上場株式	1,309	1,352

金銭の信託の時価等情報

(単位:百万円)

運用目的の金銭の信託

区 分	平成18年3月31日現在		平成19年3月31日現在	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	5,239	2	7,077	—

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

区 分	平成18年3月31日現在					平成19年3月31日現在				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち	
				益	損				益	損
その他の金銭の信託	5,307	5,303	△4	—	4	6,123	6,123	—	—	—

1.取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が行っているデリバティブ取引は、金利スワップ、通貨スワップ、為替予約および債券店頭オプションであります。

(2) 取引に対する取組方針・利用目的

当行では、基本的に相場変動リスクにさらされている資産・負債に係るリスクを回避することを目的とし、市場流動性の高い商品に限定してデリバティブ取引を利用する取扱いとしております。

なお、債券店頭オプション取引については、保有債券を売却する際に、売却するまでの期間、運用収益を獲得することを目的として利用しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、金利・為替等の変動によって損失を被るリスク(市場リスク)と取引相手方が契約不履行に陥った場合に損失が発生するリスク(信用リスク)等を内包しております。

なお、当行では取引の対象物の価格の変動に対する当該取引の時価の変動率が大きい特殊な取引(レバレッジのきいたデリバティブ取引)は利用しておりません。自己資本比率規制に基づきカレントエクスポージャー方式により算出した平成18年3月末のデリバティブ取引の信用リスク相当額は298百万円であります。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当行では、デリバティブ取引に関しての取組方針を制定しております。市場金融部の市場部門では運用基準、業務計画等を定め、デリバティブ取引を取扱っております。

また、市場部門においては約定を担当する部署(フロントオフィス)と事務を担当する部署(バックオフィス)を分離している他、リスク管理を行う部署(ミドルオフィス)を設け内部牽制機能の充実に努めております。

2.取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(単位:百万円)

区分	種類	平成18年3月31日現在		時価	評価損益
		契約額等	うち1年超		
取引所	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—	—
	受取固定・支払変動	289	246	△0	△0
	受取変動・支払固定	6,833	3,246	△95	△95
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
合計				△96	△96

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

(単位:百万円)

区分	種類	平成18年3月31日現在		時価	評価損益
		契約額等	うち1年超		
取引所	通貨先物	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	17,743	—	△80	△80
	売建	—	—	—	—
	買建	150	—	0	0
	通貨オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
合計				△79	△79

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2.時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引 (平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引 (平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引 (平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成18年3月31日現在)

該当ありません。

デリバティブ取引情報(平成18年度)

1.取引の状況に関する事項

(1)取引の内容

当行が行っているデリバティブ取引は、金利スワップ、通貨スワップ、為替予約および債券店頭オプションであります。

(2)取引に対する取組方針・利用目的

当行では、基本的に相場変動リスクにさらされている資産・負債に係るリスクを回避することを目的とし、市場流動性の高い商品に限定してデリバティブ取引を利用する取扱いとしております。

なお、債券店頭オプション取引については、保有債券を売却する際に、売却するまでの期間、運用収益を獲得することを目的として利用しております。

(3)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、金利・為替等の変動によって損失を被るリスク(市場リスク)と取引相手方が契約不履行に陥った場合に損失が発生するリスク(信用リスク)等を内包しております。

なお、当行では取引の対象物の価格の変動に対する当該取引の時価の変動率が大きい特殊な取引(レバレッジのきいたデリバティブ取引)は利用しておりません。

(4)取引に係るリスク管理体制

当行ではデリバティブ取引に関しての取組方針を制定しております。市場金融部の市場部門では運用基準、業務計画等を定め、デリバティブ取引を取扱っております。

また、市場部門においては約定を担当する部署(フロントオフィス)と事務を担当する部署(バックオフィス)を分離している他、リスク管理を行う部署(ミドルオフィス)を設け内部牽制機能の充実に努めております。

2.取引の時価等に関する事項

(1)金利関連取引

(単位:百万円)

区分	種類	平成19年3月31日現在			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
取引所	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—	—
	受取固定・支払変動	246	203	1	1
	受取変動・支払固定	3,246	703	△17	△17
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
合計				△16	△16

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計を適用している金利スワップ取引については、上記記載から除いております。

2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引

(単位:百万円)

区分	種類	平成19年3月31日現在			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
取引所	通貨先物	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	15,810	—	72	72
	売建	—	—	—	—
	買建	85	—	0	0
	通貨オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
合計				72	72

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2.時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3)株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4)債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(5)商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6)クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

信託業務に関する指標・国際業務に関する指標

信託財産残高表

(単位:百万円)

資 産	平成18年3月末		平成19年3月末		負 債	平成18年3月末		平成19年3月末	
	平成18年3月末	平成19年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末		平成18年3月末	平成19年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末
有価証券	36	27	金銭信託	75	71				
信託受益権	39	44							
合 計	75	71	合 計	75	71				

- (注) 1. 金融機関の信託業務の兼営等に関する施行規則第11条の2第1項2号の口における別表1号の信託財産残高表については、上記以外該当ありません。
2. 共同信託他社管理財産は該当ありません。

信託業務における主要経営指標の推移

(単位:百万円)

区 分	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
信託報酬	0	0	0	0	0
信託勘定貸出金残高	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	36	36	36	36	27
信託財産額	52	51	79	75	71

金銭信託等の期末受託残高

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月期	平成19年3月期
金銭信託	75	71

信託期間別の金銭信託等の元本残高

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月期	平成19年3月期
5年以上	75	71

金銭信託等の有価証券期末運用残高

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月期	平成19年3月期
金銭信託	36	27

金銭信託等に係る有価証券種類別期末残高

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月期	平成19年3月期
その他の証券	36	27

1. 元本補てん契約のある信託の取扱いはありません。
2. 金銭信託等の中で年金信託、財産形成給付信託、貸付信託の取扱いはありません。
3. 金銭信託等に係る貸出金の取扱いはありません。

外貨建資産残高

(単位:百万米ドル)

区 分	平成18年3月末	平成19年3月末
外貨建資産残高	337	158

外国為替取扱高

(単位:百万米ドル)

区 分	平成18年3月期	平成19年3月期	
仕向為替	売渡為替	188	200
	買入為替	84	89
被仕向為替	支払為替	82	62
	取立為替	9	6
合 計	365	358	

単体自己資本比率 (国内基準)

(単位:百万円)

項 目		平成18年3月期	平成19年3月期
基本的項目	資本金	18,684	18,684
(Tier1)	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	8,818	8,818
	その他資本剰余金	0	1
	利益準備金	7,715	7,837
	任意積立金	73,515	—
	次期繰越利益	1,733	—
	その他利益剰余金	—	80,717
	その他	—	—
	自己株式 (△)	145	180
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額 (△)	—	724
	その他有価証券の評価差損 (△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額 (△)	—	—
	のれん相当額 (△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	—
	計 (A)	110,322	115,154
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
補充的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,526	2,447
(Tier2)	一般貸倒引当金	8,000	8,347
	負債性資本調達手段等	15,000	15,000
	うち永久劣後債務 (注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	15,000	15,000
	計	25,526	25,794
	うち自己資本への算入額 (B)	25,526	25,794
控除項目 (注4)	(C)	—	378
自己資本額 (A) + (B) - (C)	(D)	135,848	140,570
リスク・アセット等	資産 (オン・バランス) 項目	1,269,064	1,226,461
	オフ・バランス取引等項目	10,971	13,914
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,280,036	1,240,375
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	95,162
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	7,613
	計 ((E) + (F)) (H)	1,280,036	1,335,538
単体自己資本比率 (国内基準) $\frac{(D)}{(H)} \times 100$		10.61%	10.52%
(参考) Tier 1 比率 $\frac{(A)}{(H)} \times 100$		8.61%	8.62%

- (注) 1. 告示第40条第2項 (旧告示第30条第2項) に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。
2. 告示第41条第1項第3号 (旧告示第31条第1項第3号) に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号 (旧告示第31条第1項第4号及び第5号) に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号 (旧告示第32条第1項) に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

※19年3月期から新しい自己資本比率規制が導入されております。18年3月期は旧基準による計数です。

経営効率・その他の指標

従業員1人当り預金残高・貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月末	平成19年3月末
従業員数(期中平均人員)	1,792人	1,792人
預金	1,437	1,488
貸出金	1,051	1,034

- (注) 1. 預金には譲渡性預金を含んでおります。
2. 従業員数(期中平均人員)には本部人員を含んでおります。(嘱託、臨時雇員、出向者は除く)

1店舗当り預金残高・貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月末	平成19年3月末
営業店舗数	105店	105店
預金	24,529	25,395
貸出金	17,946	17,658

- (注) 1. 預金には譲渡性預金を含んでおります。
2. 店舗数は出張所を含んでおりません。

預貸率・預証率

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月期			平成19年3月期			
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計	
預貸率	貸出金 (A)	1,884,433	—	1,884,433	1,854,162	—	1,854,162
	預金 (B)	2,572,420	3,210	2,575,630	2,664,054	2,449	2,666,504
	預貸率 (A) / (B)	73.25%	—	73.16%	69.59%	—	69.53%
	預貸率 (期中平均)	69.71%	—	69.63%	71.66%	—	71.59%
預証率	有価証券 (A)	755,229	91,138	846,367	637,548	62,794	700,342
	預金 (B)	2,572,420	3,210	2,575,630	2,664,054	2,449	2,666,504
	預証率 (A) / (B)	29.35%	2,839.12%	32.86%	23.93%	2,563.21%	26.26%
	預証率 (期中平均)	29.18%	3,098.32%	32.66%	25.22%	2,637.26%	28.01%

- (注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

資金運用利回・資金調達原価・総資金利鞘

(単位:%)

区 分	平成18年3月期			平成19年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
資金運用利回	1.57	2.53	1.65	1.63	2.41	1.69
資金調達原価	1.35	1.64	1.40	1.46	1.33	1.49
総資金利鞘	0.21	0.89	0.24	0.17	1.08	0.19

利益率

(単位:%)

区 分	平成18年3月期	平成19年3月期
総資産経常利益率	0.39	0.40
純資産経常利益率	8.99	9.11
総資産当期純利益率	0.19	0.21
純資産当期純利益率	4.47	4.89

- (注) 利益率を算出する上での総資産額(除く支払承諾見返)および純資産の額は、期首と期末の単純平均により算出しております。

国内為替取扱高

(単位:百万円)

区 分	平成18年3月期	平成19年3月期	
	金 額	金 額	
送金為替	各地へ向けた分	10,150,549	10,408,201
	各地より受けた分	9,867,287	10,172,750
代金取立	各地へ向けた分	605,413	586,717
	各地より受けた分	712,097	646,558

バーゼルⅡ 第3の柱(市場規律)に基づく開示

<定性的な開示項目>

1.連結の範囲に関する事項	80
2.自己資本調達手段の概要	81
3.自己資本の充実度に関する評価方法の概要	81
4.信用リスクに関する事項	81
5.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	82
6.派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	82
7.証券化エクスポージャーに関する事項	83
8.オペレーショナル・リスクに関する事項	83
9.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	84
10.銀行勘定における金利リスクに関する事項	84

<定量的な開示項目>

1.自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	85
2.自己資本の構成に関する事項	85
3.自己資本の充実度に関する事項	85
4.信用リスクに関する事項	88
5.信用リスク削減手法に関する事項	91
6.派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項	91
7.証券化エクスポージャーに関する事項	92
8.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	93
9.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	94
10.銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用了金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額	94



定性的な開示項目

バーゼルⅡ 第3の柱（市場規律）に基づく開示

銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項として、当行が開示する事業年度に係る説明書類に記載すべき事項について以下の通り開示いたします。

定性的な開示項目

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

連結自己資本比率を算出する対象は、当行および当行の連結子会社4社であり、連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社と相違点はありません。

- (2) 連結グループのうち連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社4社の名称及び主要な業務の内容は次の通りです。

名 称	主要な業務の内容
東邦ビジネスサービス株式会社	現金等整理精査および集配金業務
東邦不動産サービス株式会社	動不動産保守管理業務
東邦スタッフサービス株式会社	労働者派遣管理業務
東邦情報システム株式会社	電子計算機ソフトウェア開発業務

- (3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人はありません。

- (4) 自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社はありません。

- (5) 銀行法（昭和56年法律第59号。以下「法」という。）第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な業務の内容

銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社はありません。

- (6) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結子会社4社に、債務超過会社はありません。また、連結グループ内において資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段ありません。

【バーゼルⅡとは】

バーゼルⅡとは、平成19年3月期から適用開始された新しい自己資本比率規制のことです。

新しい規制は、第1の柱（最低所要自己資本）、第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）、第3の柱（市場規律）の3つの柱で構成されており、第3の柱においては、自己資本比率や各リスクのリスク量とその計算方法などの情報開示を行うことで市場規律の実効性を高めることが期待されています。

<連結グループにおけるリスク管理について>

当行の連結子会社には金融業務(与信業務)を行っている会社がないことや、総資産規模において連結グループ全体に占める割合が僅少であることなどから、重要性の原則等に照らし、オペレーショナル・リスクのみ管理を行っております。以下、特に記載がない場合は、銀行本体における記述です。

2.自己資本調達手段の概要

当行では普通株式による自己資本調達のほか、より一層の自己資本の充実を図ることを目的として、平成16年12月に期限付劣後社債を発行しております。本件は、自己資本比率告示第29条及び41条に基づき全額を補完的項目(Tier II)に算入しております。

名称	株式会社東邦銀行第一回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	
発行総額	150億円	
利率	当初5年間	1.24%
5年目以降	6ヵ月円LIBOR+2.00%	
期間	10年(5年目以降、金融庁の承認を条件に期限前償還が可能)	
発行日	平成16年12月15日	
償還日	平成26年12月15日	

なお、連結子会社において、普通株式以外での自己資本調達を行っている会社はありません。

3.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、統合リスク管理の一環として年度初に中核的自己資本であるTier Iを上限として信用リスク、市場関連リスク、オペレーショナル・リスクの各リスクカテゴリーに資本配賦を行い、それぞれのリスク量が配賦資本額を超過していないかどうか、毎月モニタリングを行うことで自己資本の充実度の評価を行っております。

現在の自己資本の充実度につきましては、十分な水準にあると認識しておりますが、今後、充実度に懸念が生じた場合にはリスク量の適切なコントロールを行うとともに機動的な資本調達を実施していく所存であります。

4.信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営悪化等を原因として、貸出金の元本や利息の回収が困難となり、銀行が損失を被るリスクをいいます。

信用リスクは、銀行が保有するリスクの中で最も影響が大きいリスクであり、リスク管理態勢の確立は業務の健全性及び適切性を維持するためにも極めて重要であることから、リスクの所在や種類、リスク量を適切に把握するとともに、リスクの分散を基本とする最適な与信ポートフォリオの構築を目指す方針としています。

貸出運用を行うにあたっては、リスク分散の観点から、業種別与信方針を策定し業種集中リスクの状況についてALM委員会へ定期的に報告を行うほか、与信供与に係るクレジットラインを設定のうえ、個社別に大口与信先のモニタリングを行い、定期的に取り締役会または常務会において対応方針の承認・報告を行う体制としております。

また、自己査定結果及び債務者の財務状況や業績等に基づき信用リスクの度合いに応じた格付ランクを付す信用格付制度を導入しており、格付結果については債務者の信用状態の把握や効率的な融資判断、信用リスクを客観的に把握するためのリスク計量化に活用しております。計測した信用リスク額については、統合リスク管理において年度初に配賦した資本額との対比によりリスクの状況を四半期毎にALM委員会に報告しております。

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及びそれと同等の状況にある先の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

定性的な開示項目

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、また特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるためにも複数の格付機関を利用することが適切と考えております。中央政府、証券化商品の適用格付については、日本格付研究所(JCR)、格付投資情報センター(R&I)、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)、ムーディーズ(Moody's)の4社を採用し、それ以外のエクスポージャーの適用格付については、日本格付研究所(JCR)及び格付投資情報センター(R&I)の2社を採用しております。

5.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、取引の内容及びリスクの度合に応じて担保・保証による保全を行っています。担保・保証は所定の手続に従い提供を受けるとともに、システムへの登録及び定期的な評価洗い替えを行い、善良な管理者として保管・管理を行っています。ただし、担保・保証については、あくまでも安全性を補完するためのものであり、これらに過度に依存した対応とならないように留意しております。

自己資本比率の算出においては、「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を採用しております。信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、相殺契約下にある貸出金と自行預金との相殺が該当します。なお、当行では、クレジット・デリバティブによる信用リスク削減に該当する取引は、現在ありません。

信用リスク削減手法の対象となる適格金融資産担保については、現金、自行預金、公社債及び株式が、保証については我が国の政府、地方公共団体、政府関係機関及び一定以上の外部格付を取得している金融機関等が主体となっており、いずれも信用度に問題はないものと判断しております。

貸出金と自行預金の相殺にあたっては、法的に相殺適状となる定期預金等と貸出金の間において、相殺を行った場合の残余金額をエクスポージャーとする取扱いとしております。

当行では、派生商品取引及びレポ形式の取引においては「法的に有効な相対ネットリング契約」に基づく効果を勘案した計算を行っておりません。

6.派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引については、自己のALMポジションのヘッジ及び対顧客取引を行う方針としております。ヘッジ等を目的とする取引については、取引相手である金融機関に対し、総与信限度額管理を行う統合クレジットラインの一部として管理を行っています。

対顧客取引が発生した場合には、個別にカレントエクスポージャー方式等による信用リスク相当額の算出を行い、派生商品以外の与信とあわせて管理しております。

このほか、派生商品取引における銀行全体の想定元本、評価損益及び信用リスク相当額については、毎月算出するとともに、その算出結果をALM委員会に報告しております。当行では派生商品取引における担保の差入や受入等を行っていないほか、引当の算定も行っておりません。

なお、当行ではISDA Credit Support Annex(CSA)の締結を行っておらず、当行の信用力悪化によって、追加的な担保を取引相手に提供する義務は発生しません。

7.証券化エクスポージャーに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

当行の証券化取引への取組は、専ら投資家として関与しており、オリジネーター等としての関与はありません。

証券化取引への取組時には、投資案件ごとに裏付資産の質や格付等を考慮しながら投資を行っております。

証券化取引として当行が保有する有価証券については、信用リスクならびに金利リスクを有しておりますが、これは一般の社債等の取引より発生するものと基本的に変わるものではありません。

取引に係るリスク管理では、金利リスクについては、他の有価証券と同一の基準で定期的に計測・報告を行っているほか、信用リスクについては適格格付機関が付与する格付や時価の推移の確認を行うことにより、事後的にモニタリングを行っております。

(2)証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には「標準的手法」を採用しております。

(3)証券化取引に関する会計方針

当行は投資家として証券化取引に関与しており、その他の有価証券と同様の会計処理を行っております。

(4)証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判断については、日本格付研究所(JCR)、格付投資情報センター(R&I)、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)、ムーディーズ(Moody's)の適格格付機関4社を使用しています。

なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

8.オペレーショナル・リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当行では、主要なオペレーショナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、情報セキュリティリスク、風評リスクについて、それぞれのリスクの特性に応じて個別に管理方法等を定め、重点的な管理を行っています。

オペレーショナル・リスクは、あらゆる業務・部署で顕在化する可能性や他のリスクへ波及・連鎖する性質があることから、当行のオペレーショナル・リスクを網羅的に把握し、全体を鳥瞰的に検証する態勢を確立するとともに、業務の適切な運営基盤を確立するため、オペレーショナル・リスクの特定、評価、モニタリングの高度化に努め、リスクの極小化を図る方針としています。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、当該リスクを一元的に管理するために、オペレーショナル・リスク管理委員会を設置し、各種のオペレーショナル・リスク管理部門からの報告体制を明確化のうえ、オペレーショナル・リスクにかかる事故等のデータや関連情報の集約を図っています。なお、連結子会社についても、規模・特性に応じたオペレーショナル・リスクの管理を行っております。

また、毎月開催するオペレーショナル・リスク管理委員会においては、オペレーショナル・リスクにかかる事故等の発生原因分析や再発防止策の検討を行うなど、実効性の高い内部管理態勢の確立に努めております。

(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しております。

定性的な開示項目

9.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

株式等は価格変動により資産価値が減少するリスクがあることから、株式投資における償却リスクを低減させるため長期的な分散投資を基本スタンスとし、株式保有額および年間投資額の調整により株価変動リスクをコントロールする方針としております。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaR（バリュー・アット・リスク）により行っております。VaRとは、市場の動きに対して、保有ポートフォリオが被る可能性のある最大損失額を、一定の前提（保有期間・信頼水準）のもとで統計的に計測する方法です。当行では、信頼水準は99%、保有期間は純投資株式は6ヵ月、政策投資株式は12ヵ月として計測しております。

リスク管理にあたっては、年度初に配賦した資本額をリスク限度とし、リスクの状況を月次でALM委員会に報告しております。

株式等の評価については、子会社関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

10.銀行勘定における金利リスクに関する事項**(1) リスク管理の方針及び手続の概要**

金利リスクとは、金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスクです。当行においては金利リスクを含む市場リスクについて、リスク量を適正に把握し経営体力の範囲内にコントロールするとともに、リスクの配分によって適切な収益の確保を目指すためALM運営の一環として管理をしております。

ALM（Asset Liability Management）とは、金利・為替などの市場動向を分析・予測し、各種リスクを適切にコントロールしながら、収益の極大化・安定化を図るため、資産と負債を総合的に管理する考え方です。

市場リスクについては、VaRのほか、金利感応度や資産・負債の期間別構成の分析、シミュレーションを用いたリスク分析などにより、金利等が変動した場合の影響度を多面的に把握しています。

市場リスクの管理にあたっては、経営戦略や保有リスクの状況、将来の市場見通し等を踏まえ、年度初にリスク限度枠として配賦資本額を決定しております。

毎月開催するALM委員会においては、配賦資本額と対比してリスク量のモニタリングを行い、対応方針の審議を行うとともに、リスク管理規程等において各業務別のポジション枠と損失限度額等を定め、機動的かつ効率的な業務運営を行っております。

(2) 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量については、以下の前提条件により月次で算出しています。

- ・金利リスクは、金利に感応する全ての資産・負債およびオフバランス取引を対象とし、VaRにより算出しております。
- ・VaRについては、バックテスティングやストレステストなどにより、計量化手法の妥当性・有効性を検証し、リスク管理の実効性を確保するとともに、計量化方法の高度化・精緻化に努めています。
- ・貸出金、預金等の期限前返済（解約）については考慮しておりません。
- ・コア預金の範囲は、要求払預金とし、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現在残高の50%相当額のうち最小の額としています。また、期日の振分けについては、5年以内の1ヵ月毎の期間帯に均等分散（平均2.5年）させています。

定量的な開示項目

1.自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

当行には、自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社はありません。

2.自己資本の構成に関する事項

自己資本の構成及び自己資本比率に関する事項については、「財務データ」の「単体自己資本比率」及び「連結自己資本比率」に記載しておりますので、ご参照ください。

<連結自己資本比率の算出について>

当行では、連結子会社4社に金融業務(与信業務)を行っている会社が無いことから、重要性の原則等と照らし合わせ、連結自己資本比率算出上の分母の一部となる連結信用リスク・アセット算出は、連結財務諸表と個別財務諸表の差額を一律リスク・ウエイト100%とする取扱としております。ただし、現金勘定についてはリスク・ウエイト0%としております。

3.自己資本の充実度に関する事項

(1)信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

オンバランス<単体>

(単位:百万円、%)

項 目	(参考)告示で定めるリスク・ウエイト	信用リスクアセット額	所要自己資本の額
1. 現 金	0	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	401	16
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	—	—
7. 国際開発銀行向け	0~100	—	—
8. 我が国の政府関係機関向け	10~20	3,307	132
9. 地方三公社向け	20	—	—
10. 金融機関及び証券会社向け	20~100	52,022	2,080
11. 法人等向け	20~100	592,337	23,693
12. 中小企業等向け及び個人向け	75	332,772	13,310
13. 抵当権付住宅ローン	35	53,087	2,123
14. 不動産取得等事業向け	100	63,470	2,538
15. 三月以上上延滞等	50~150	9,624	384
16. 取立未済手形	20	—	—
17. 信用保証協会等による保証付	10	12,549	501
18. 株式会社産業再生機構による保証付	10	—	—
19. 出 資 等	100	41,040	1,641
20. 上 記 以 外	100	59,236	2,369
21. 証券化(オリジネーターの場合)	20~100	—	—
22. 証券化(オリジネーター以外の場合)	20~350	1,446	57
23. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が可能である資産等	—	5,165	206
合 計 (信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額)	—	1,226,461	49,058

(注) 所要自己資本の額は、リスクアセット額に4%を乗じた値であり、該当するリスクに対して必要と考えられる自己資本の額を表しております。

定量的な開示項目

オンバランス<連結>

(単位:百万円、%)

項 目	(参考) 告示で定めるリスク・ウェイト	信用リスクアセット額	所要自己資本の額
1. 現 金	0	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	401	16
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	—	—
7. 国際開発銀行向け	0~100	—	—
8. 我が国の政府関係機関向け	10~20	3,307	132
9. 地方三公社向け	20	—	—
10. 金融機関及び証券会社向け	20~100	52,022	2,080
11. 法人等向け	20~100	592,337	23,693
12. 中小企業等向け及び個人向け	75	332,772	13,310
13. 抵当権付住宅ローン	35	53,087	2,123
14. 不動産取得等事業向け	100	63,470	2,538
15. 三月以上上延滞等	50~150	9,624	384
16. 取立未済手形	20	—	—
17. 信用保証協会等による保証付	10	12,549	501
18. 株式会社産業再生機構による保証付	10	—	—
19. 出 資 等	100	41,040	1,641
20. 上 記 以 外	100	59,688	2,387
21. 証券化(オリジネーターの場合)	20~100	—	—
22. 証券化(オリジネーター以外の場合)	20~350	1,446	57
23. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が可能である資産等	—	5,165	206
合 計 (信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額)	—	1,226,914	49,076

(注) 所要自己資本の額は、リスクアセット額に4%を乗じた値であり、該当するリスクに対して必要と考えられる自己資本の額を表しております。

オフバランス

連結子会社において、オフバランス取引を行っている会社はありません。

このため、単体計数のみを開示いたしております。

<単体>

(単位:百万円、%)

項 目	掛 目	信用リスクアセット	所要自己資本額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	956	38
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	0	0
4. 特定の取引に係る偶発債務	50	2,719	108
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	—	—
5. NIF又はRUF	50<75>	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	7,839	313
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	2,288	91
(うち借入金の保証)	100	1,095	43
(うち有価証券の保証)	100	—	—
(うち手形引受)	100	909	36
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100	—	—
控除額(△)	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—	—
11. 有価証券の買付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	—	—
12. 派生商品取引	—	110	4
(1) 外為関連取引	—	60	2
(2) 金利関連取引	—	50	2
(3) 金関連取引	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—
(6) その他のコモディティ関連取引	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク)	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	—
13. 長期決済期間取引	—	—	—
14. 未決済取引	—	—	—
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—
合 計	—	13,914	556

(注) 所要自己資本の額は、リスクアセット額に4%を乗じた値であり、該当するリスクに対して必要と考えられる自己資本の額を表している。

定量的な開示項目

(2) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

<単体>

(単位:百万円)

オペレーショナルリスクに対する所要自己資本額	3,806
うち基礎的手法	3,806

<連結>

(単位:百万円)

オペレーショナルリスクに対する所要自己資本額	3,806
うち基礎的手法	3,806

(3) 総所要自己資本額

(単位:百万円)

	連結	単体
総所要自己資本額	53,439	53,421

4.信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

連結子会社において、金融業務(与信業務)を行っている会社はありません。
このため、単体計数のみを開示しております。

<単体>

(単位:百万円)

	期末残高			
	貸出金等	債券	デリバティブ	
国内店分	2,500,313	1,870,895	628,888	528
製造業	206,656	187,741	18,914	0
農業	3,464	3,464	—	—
林業	352	352	—	—
漁業	3,990	3,990	—	—
鉱業	2,870	2,569	300	—
建設業	93,081	91,064	2,016	—
電気・ガス・熱供給・水道業	22,501	22,200	301	—
情報通信業	15,842	14,232	1,609	—
運輸業	56,330	42,125	14,205	—
卸売・小売業	204,770	201,264	3,500	5
金融・保険業	270,903	100,240	170,140	522
不動産業	170,200	169,369	830	—
各種サービス業	630,200	281,147	349,053	—
地方公共団体	334,982	266,966	68,015	—
その他	484,168	484,168	—	—
国外店分	—	—	—	—
地域別・業種別合計	2,500,313	1,870,895	628,888	528
1年以内	452,841	375,509	77,035	297
1年超3年以下	315,995	165,108	150,879	7
3年超5年以下	404,099	239,127	164,921	50
5年超	1,252,377	1,016,151	236,052	173
期間の定めのないもの	74,998	74,998	—	—
残存期間別合計	2,500,313	1,870,895	628,888	528

(注) 上記には自己資本控除となる証券化エクスポージャーは含まれておりません。また、ファンドに内包するエクスポージャーの計数についても含まれておりません。

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

上記、(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち三月以上延滞エクスポージャーの業種別期末残高は以下の通りです。

なお、連結子会社において三月以上延滞エクスポージャーはありません。

このため、単体計数のみを開示しております。

<単体>

(単位:百万円)

	期末残高
国内店分	39,814
製造業	2,278
農業	30
林業	—
漁業	154
鉱業	—
建設業	4,003
電気・ガス・熱供給・水道業	—
情報通信業	43
運輸業	6,289
卸売・小売業	10,493
金融・保険業	249
不動産業	3,516
各種サービス業	10,967
地方公共団体	—
その他	1,788
国外店分	—
合計	39,814

(注) 上記には自己資本控除となる証券化エクスポージャーは含まれておりません。
また、ファンドに内包するエクスポージャーの計数についても含まれておりません。

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

<単体>

(単位:百万円)

	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	9,258	△ 219	9,039
うち国内店分	9,258	△ 219	9,039
うち国外店分	—	—	—
個別貸倒引当金	47,958	△ 17,988	29,970
うち国内店分	47,958	△ 17,988	29,970
うち国外店分	—	—	—
特定海外債権引当勘定	—	—	—
うち国内店分	—	—	—
うち国外店分	—	—	—

<連結>

(単位:百万円)

	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	9,251	△ 211	9,040
うち国内店分	9,251	△ 211	9,040
うち国外店分	—	—	—
個別貸倒引当金	48,029	△ 18,059	29,970
うち国内店分	48,029	△ 18,059	29,970
うち国外店分	—	—	—
特定海外債権引当勘定	—	—	—
うち国内店分	—	—	—
うち国外店分	—	—	—

定量的な開示項目

(4) 個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

連結子会社において、個別貸倒引当金を計上している会社はありません。
このため、単体計数のみを開示しております。

< 単体 >

(単位:百万円)

	期末残高
国内店分	29,970
製造業	3,072
農業	25
林業	0
漁業	1,295
鉱業	—
建設業	2,580
電気・ガス・熱供給・水道業	0
情報通信業	104
運輸業	2,671
卸売・小売業	5,516
金融・保険業	111
不動産業	4,272
各種サービス業	8,873
地方公共団体	—
その他	1,444
国外店分	—
合計	29,970

(5) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

平成19年3月期の貸出金償却は単体にはありません。
連結では、建設業向けに4百万円のみがあります。
これは、18年度に連結対象外となった東邦リース株式会社のものであります。

(6) リスク・ウエイトの区分毎のエクスポージャー

信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高を、最終リスク・ウエイトごとに区分しております。
なお、ローンパーティシペーション等については、原債権者のリスク・ウエイトが加算される取扱としております。
また、連結子会社において、金融業務(与信業務)を行っている会社はありません。
このため、単体計数のみを開示しております。

< 単体 >

(単位:百万円)

リスクウエイト	期末残高	
	格付あり	格付なし
0%	661	1,061,354
10%	4,485	137,952
20%	115,959	39,414
30%	3,014	3,005
35%	—	151,702
50%	97,010	21,767
70%	4,903	—
75%	—	441,310
100%	74,358	672,790
120%	1,867	295
150%	—	4,518
自己資本控除	—	378
合計	302,260	2,534,491

(注) 上記には、ファンドの残高は含まれておりません。
保証及び担保による信用リスク削減効果によりリスク・ウエイトが0%になる部分の残高を、リスク・ウエイト0%に記載しております。

5.信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額は次の通りです。

当行では、自己資本比率算出において、金・投資信託・クレジットデリバティブを信用リスク削減手法として勘案しておりません。

また、連結子会社において、信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーはありません。

このため、単体計数のみを開示しております。

<単体>

(単位:百万円)

区分	期末残高
適格金融資産担保	99,581
現金及び自行預金	12,485
金	—
適格債券	82,429
適格株式	4,665
適格投資信託	—
保証	78,777
クレジットデリバティブ	—

6.派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

連結子会社において、派生商品取引を行っている会社はありません。

このため、単体計数のみを開示しております。

(1) 与信相当額の算出に用いる方式

当行では、先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

(2) グロス再構築コスト(零を下回らないものに限る)の額及び与信相当額

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前のグロス再構築コスト(零を下回らないものに限る)及び与信相当額は次の通りです。

<単体>

(単位:百万円)

	平成19年3月末	
	グロス再構築コスト	与信相当額
派生商品取引	140	528
外国為替関連取引及び金関連取引	139	297
金利関連取引	1	231
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジットデリバティブ	—	—
合計	140	528

(注) 原契約期間が14日以内の外為関連取引は、含まれておりません。

定量的な開示項目

- (3) グロス再構築コストの合計額及びグロスのアドオンの合計額から(2)に掲げる与信相当額を差し引いた額
該当ありません。
- (4) 担保の種類別の額
当行では、派生商品取引において担保の受入を行っている取引はありません。
- (5) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額
当行では、派生商品取引において担保の受入を行っている取引はありません。
- (6) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額
当行では、クレジット・デリバティブの取組を行っておりません。
- (7) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額
当行では、クレジット・デリバティブの取組を行っておりません。

7.証券化エクスポージャーに関する事項

連結子会社において、証券化エクスポージャーへの取組を行っている会社はありません。

このため、単体計数のみを開示しております。

また、当行は、オリジネーターとして証券化取引に関与した実績はなく、専ら投資家として証券化取引に関与しております。

以下は、銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項です。

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

<単体>

(単位:百万円)

	期末残高
個人ローン債権	343
オートローン債権	574
クレジットカード債権	700
不動産	2,590
クレジットデフォルトスワップ	3,020
合計	7,230

(注) 上記には自己資本控除となる証券化エクスポージャーは含まれておりません。また、ファンドに内包する証券化エクスポージャーに係る計数は含まれておりません。

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスクウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

<単体>

(単位:百万円)

	平成19年3月末	
	期末残高	所要自己資本額
0%	—	—
20%	7,230	57
50%	—	—
100%	—	—
350%	—	—
合計	7,230	57

(注) 上記には自己資本控除となる証券化エクスポージャーは含まれておりません。また、ファンドに内包する証券化エクスポージャーに係る計数は含まれておりません。

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び
主な原資産の種類別の内訳

<単体>

(単位:百万円)

	期末残高
不動産	87
リース債権	291
合計	378

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

自己資本比率告示附則第15条の適用による算出している証券化エクスポージャーはありません。

8.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

連結子会社において、出資等又は株式等エクスポージャーへの取組を行っている会社はありません。

このため、単体計数のみを開示しております。

(1) 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

<単体>

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	67,419	/
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	1,403	
合計	68,823	68,823

(注) 上記には、ファンド等に内包する出資等又は株式等エクスポージャーにかかる計数は含まれておりません。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

<単体>

(単位:百万円)

売却損益額	1,004
償却額	19

(注) 上記には、ファンド等に内包する出資等又は株式等エクスポージャーにかかる計数は含まれておりません。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

<単体>

(単位:百万円)

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	26,677
----------------------------------	--------

(注) 上記には、ファンド等に内包する出資等又は株式等エクスポージャーにかかる計数は含まれておりません。

定量的な開示項目

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額はありません。

ただし、ファンド等に内包する出資等又は株式等エクスポージャーにかかる計数は含まれておりません。

(5) 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第18条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額

当行は、海外拠点を有していないことから、該当はありません。

(6) 自己資本比率告示附則13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

当行は、信用リスク・アセット額の算出は「標準的手法」を採用していることから、同条の適用はありません。

9.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

当行は、信用リスク・アセット額の算出は「標準的手法」を採用していることから、該当ありません。

10.銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

総資産規模において連結グループ全体に占める割合が僅少であることなどから、重要性の原則等に照らし、連結ベースでの金利リスクの計測は行っておりません。このため、単体計数のみを開示しております。

<単体>

(単位:百万円)

金利ショックに対する経済価値の増減額(注)	△ 22,981
-----------------------	----------

(注) VaRによる計測値。前提条件は、信頼水準99%、保有期間は商品有価証券等が1ヵ月、それ以外は6ヵ月。

銀行法施行規則第19条の2に基づく開示項目
(単体情報)

■概況および組織に関する事項

経営の組織…………… 30

大株主…………… 29

取締役、監査役…………… 30

営業所…………… 32～33

■主要な業務の内容…………… 35

■主要な業務に関する事項

直近の事業年度における事業の概況…………… 2,44

直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標…………… 44

 經常収益、經常利益、当期純利益、資本金、発行済株式総数、
 純資産額、総資産額、預金残高、貸出金残高、有価証券残高、
 単体自己資本比率、配当性向、従業員数

直近の2事業年度における業務の状況を示す指標

主要な業務の状況を示す指標

 業務粗利益、業務粗利益率…………… 63

 資金運用収支、役員取引等収支、
 特定取引収支、その他業務収支…………… 63

 資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り…………… 63

 資金利鞘…………… 78

 受取利息、支払利息の増減…………… 64

 総資産經常利益率、純資産經常利益率、
 総資産当期純利益率、純資産当期純利益率…………… 78

預金に関する指標

 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、
 その他の預金の平均残高…………… 65

 定期預金の残存期間別残高…………… 66

貸出金等に関する指標

 手形貸付、証書貸付、当座貸越、割引手形の平均残高…………… 67

 貸出金の残存期間別残高…………… 67

 担保種類別の貸出金残高、支払承諾見返額…………… 69

 用途別の貸出金残高…………… 67

 業種別の貸出金残高、貸出金の総額に占める割合…………… 68

 中小企業等に対する貸出金残高、
 貸出金の総額に占める割合…………… 69

 特定海外債権残高…………… 70

 預貸率の期末値、期中平均値…………… 78

有価証券に関する指標

 商品有価証券の種類別平均残高…………… 72

 有価証券の種類別残存期間別残高…………… 72

 有価証券の種類別平均残高…………… 71

 預証率の期末値、期中平均値…………… 78

信託業務に関する指標

 信託財産残高表…………… 76

 金銭信託等の期末受託残高…………… 76

 信託期間別の金銭信託等の元本残高…………… 76

 金銭信託等の有価証券期末運用残高…………… 76

 金銭信託等に係る有価証券種類別期末残高…………… 76

■業務の運営に関する事項

リスク管理の態勢…………… 20～21

法令遵守の態勢…………… 18

■直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

 貸借対照表…………… 56

 損益計算書…………… 57

 利益処分計算書…………… 58

 株主資本等変動計算書…………… 58

 貸出金のうち次のものの額および合計額…………… 23,71

 破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権
 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項… 77,79～94
 (バーゼルⅡ 第3の柱(市場規律)に基づく開示)

 次のものの取得価額または契約価額、時価、評価損益

 有価証券…………… 73

 金銭の信託…………… 73

 デリバティブ取引…………… 74～75

 貸倒引当金の期末残高、期中の増減額…………… 70

 貸出金償却の額…………… 70

 証券取引法に基づく監査証明…………… 56

銀行法施行規則第19条の3に基づく開示項目
(連結情報)

■銀行および子会社等の概況に関する事項

 主要な事業の内容、組織の構成…………… 31

 子会社等に関する事項…………… 31

 名称、所在地、資本金、事業の内容、設立年月日、
 当行の議決権割合、他の子会社等議決権割合

■主要な事業に関する事項

 直近の事業年度における事業の概況…………… 45

 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標… 45

 經常収益、經常利益、当期純利益、純資産額、
 総資産額、連結自己資本比率

■直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

 連結貸借対照表…………… 46

 連結損益計算書…………… 47

 連結剰余金計算書…………… 47

 連結株主資本等変動計算書…………… 48

 貸出金のうち次のものの額および合計額…………… 54

 破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権
 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項… 55,79～94
 (バーゼルⅡ 第3の柱(市場規律)に基づく開示)

 セグメント情報…………… 54

 証券取引法に基づく監査証明…………… 46

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
施行規則第6条に基づく開示項目

資産の査定の公表…………… 23,70

 正常債権、要管理債権、危険債権、
 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

開示項目一覧

その他の開示項目

Tier1比率	3	役員取引の状況	63
格付け	3	その他業務利益の内訳	64
企業理念	4	営業経費の内訳	64
経営方針	5	預金科目別残高(期末残高)	65
中期経営計画	6~7	預金者別残高	65
地域密着型金融推進計画の進捗状況	9	財形貯蓄残高	65
福島県内向け貸出金の残高、割合	10	貸出金残高(期末残高)	67
福島県内向け貸出金のうち、中小企業向け貸出金の残高、割合	10	個人ローン・住宅ローン残高	69
福島県内向け業種別貸出金の残高、先数	10	有価証券残高(期末残高)	71
福島県信用保証協会利用状況	10	公共債引受額	71
地方公共団体の制度融資への取組状況	10	公共債・投資信託窓販実績	71
個人向け貸出金の状況	13	公共債ディーリング実績	72
福島県内向け住宅ローンの残高	13	信託業務における主要経営指標の推移	76
個人向けローン専門店の設置状況	13	外貨建資産残高	76
コーポレート・ガバナンス体制	16~21	外国為替取扱高	76
個人情報保護宣言	19	内国為替取扱高	78
金融商品販売法に基づく勧誘方針	19	従業員1人当り預金残高・貸出金残高	78
金融再生法開示債権の保全状況	22,70	1店舗当り預金残高・貸出金残高	78
自己査定による債務者区分残高	23	資金運用利回・資金調達原価	78
CSRへの取組み	24~26		
当行のあゆみ	28		
株式所有者別内訳	29		
配当政策	29		
従業員の状況	29		
店舗外自動サービスコーナー	34		
商品・サービス一覧	36~42		
手数料一覧	42		
業務純益	44,63		
連結キャッシュ・フロー計算書	48		

決算公告については、当行ホームページ上に貸借対照表、損益計算書等を掲載しております。

(ホームページアドレス

<http://www.tohobank.co.jp/invest/finan/index.html>)

平成19年7月

発行 東邦銀行総合企画部広報室 〒960-8633 福島市大町3番25号
電話 (024)523-3131

- 本誌は、銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
- 本資料に掲載してある計数は原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。
- 本誌は、再生紙を使用しています。

このディスクロージャー誌は、ホームページでもご覧いただけます。
URL <http://www.tohobank.co.jp/>



東邦銀行